



国策研究会論一「国策」と「挙国一致」の言説をめぐって一

茶谷, 翔

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2020-03-25

(Date of Publication)

2022-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7632号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007632>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

令和元年十二月九日

国策研究会論―「国策」と「挙国一致」の言説をめぐって―

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

茶谷 翔

目次

序章	先行研究の整理と本博士論文の課題	1
第一章	政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党をめぐる言説と政治―山本条太郎の政治構想を事例に―	6
第二章	挙国一致内閣期における国策研究会の動向―陸軍中央部との提携から挙国的「国策」構想へ―	19
第三章	林内閣から第一次近衛内閣期における国策研究会と大蔵公望の動向―「国策」樹立による「挙国一致」から戦時体制への民智総動員へ―	36
終章	本博士論文の成果と展望	64
補論	言説とはいかなるものか―政治史研究における言説構造の検討のための試論―	69

序章 先行研究の整理と本博士論文の課題

本博士論文は、挙国一致内閣期に現れた政策研究団体として知られる国策研究会の内実を明らかにし、その分析を通して昭和戦前・戦時期における「国策」・「挙国一致」の言説としての在り方について再検討を試みるものである。

国策研究会については伊藤隆氏による実証研究¹があり、陸軍と関係を持つ「革新」的政策研究団体という評価はその後も広く共有されている。加えて、古川隆久氏の総合国策機関研究²などにおいても国策研究会による陸軍への政策提供といった事例が明らかにされ、最近では、近衛新体制直前期の「総合国策十カ年計画」策定過程において国策研究会が陸軍の政治関与・政策研究の隠れ蓑として機能していたこと、「新体制要綱」の策定において陸軍（軍務局幕僚）の要請に基づきつつも「中立性」や「公開性」を伴う態勢で以って政策研究がなされていたことなどが高杉洋平氏によって指摘されている³。

とはいえ国策研究会自体を中心とした研究は乏しく、より多くの個別実証を重ねていく必要があることは高杉氏も指摘している通りである⁴。しかし先行研究の根本的問題は、むしろ国策研究会という一つの団体が当該期の時代状況の中でどのような論理や構造を備え、いかなる活動方針を持っていたのかを明確に説明していないことにある。「革新」派団体としての通説的理解は、国策研究会自体の内実や活動目的、構想を踏まえたものではないのである。

加えて国策研究会と陸軍との関係にしても、それがいかなる関係であったか、どのような目的に基づくものであったかの論証は不十分である。参加者についても、子細に見れば「革新」派として一括し得るものとは断定し難いが、参加者中に伏在するそうした差違も先行研究では捨象されている。後述するように、国策研究会には明らかに「革新」派の枠組を越えた雑居的状态

が見られるのであり、これまでの国策研究会への評価はそのような実態に対し明白な見落としがあると言わざるを得ない。国策研究会の具体的な活動内容や個別事例について検討するにしても、こうした根本的問題を明らかにして踏まえた上でなければ有効な歴史像を描くことはできない。

さらに強調されるべきは、国策研究会がなぜ「国策」を必要とし、何のために「国策」の樹立を目指したかという問題である。「国策」を「革新」政策や総動員政策として自明視するのではなく、政治状況における意味作用を含む言説としての側面も踏まえた上でその内実を明らかにしなければ、国策研究会がいかなる存在であったかを内在的に理解できないように思われる。それは言い換えれば、彼らの認識とそれに基づく政治社会への働きかけを明らかにする作業となるのであり、その中で浮かび上がる「国策」及び「挙国一致」の言説は、当該期の政治社会状況を理解するための導きの糸となるであろう。

そのような政治主体の具体的動向と結びついた形での言説分析を試みているのが、有馬学氏による一連の研究である⁵。有馬氏は、ある時代において反復的に現れる特定の表現や論理形式（＝言説）が同時代における「彼らを拘束していた考え方の枠組み」を示すものであり、繰り返し語られることで成立した「決まり文句」が一つの構造として政治社会における実際的な影響力を持つことを指摘している⁶。より踏み込んで言えば、ある特定の語や表現で反復される言説とは、当時の政治社会において形成された思考の枠組や認識の同質性の反映なのであり、それは当時の言語空間において大多数が前提として了解し、問われないままに賛同するがゆえにコノテーション（言外の意味）や規範的正当性が付与され、政治的局面に単なる言論には留まらない影響力を及ぼすのである⁷。このような、社会的な文脈として成立した一定の形式による言説が構造的に影響力を持ち続けるという在り方を、本博士論文では言説構造と呼称することとする⁸。このような視点で眺めたとき、

図表 雑誌・新聞における「国策」・「挙国一致」の使用推移

	「国策」	「挙国一致」
1930	29	0
	23	2
1931	39	6
	24	44
1932	15	10
	72	316
1933	113	2
	265	58
1934	261	22
	179	16
1935	193	12
	150	65
1936	440	9
	540	71
1937	183	46
	196	173
1938	502	14
	456	55
1939	250	4
	423	31
1940	208	3
	251	9
1941	222	6
	318	15
1942	98	4
	66	4
1943	48	1
	69	5
1944	10	1
	29	8
1945	0	1
	9	1

(雑誌)
(新聞)

「雑誌記事索引集成データベース」(タイトル検索による記事数)、
「朝日新聞記事データベース」(見出し・キーワード検索による記事数)に基づき作成

一九三〇年代における「国策」や「挙国一致」の語は頻出する「決まり文句」、言説としての姿が明確に認められる(図表参照)。このような言説の隆盛が、当該期の政治状況において何らかの歴史的・特殊的な構造と意味を有していたと想定することは妥当であろう。本博士論文で明らかにしようとするのは、このような「国策」や「挙国一致」の語に内在する言説構造がいかなるものであり、それが当該期の政治状況といかなる連関を持ち、具体的政治過程にいかなる影響を与え、いかに変容していったかなのである。

無論、上記の視点は、これまで実証的に明らかにされてきた「国策」や「挙国一致」の様相を無視ないし軽視するものではない。「国策」については言え、挙国一致内閣期における「国策」希求の高まりと、その「統制」・「計画」

への展開を提起した伊藤氏による研究があり¹⁰、この問題提起を引き継いだものとして古川氏や御厨貴氏による国策立案機関についての詳細な実証研究¹¹がある。これらの成果は極めて大きいものであるが、伊藤氏の提起に含まれていた「国策」言説の高まりという現象についての理解はまだ不十分と思われるのであり、この課題を解決するための方法論としても、筆者は言説構造の解明を重視しているのである。

「挙国一致」についてもいくつか参照すべき研究があり、その第一は、季武嘉也氏による「挙国一致」をめぐる政治構造の分析¹²である。季武氏が明らかにしたように、幕末より反復される「挙国一致」の実現とそれによる「国策」遂行での国難打破¹³という形式は具体的政治状況の中で確かな展開を見せているのであり、本博士論文が対象とする一九三〇年代の政治状況においても同様の視点からの分析が必要であろう。また、近年の注目すべき成果として、米山忠寛氏による「昭和立憲制の再建」をめぐる提起がある¹³。

米山氏は、戦時期の帝国議会が戦時体制における「挙国一致」の論理を背景として議会政治を擁護し、また翼賛議会における国内諸勢力の包摂によって「昭和立憲制の再建」が果たされたと論じている。(本稿の対象領域では十分には扱いきれない問題であり詳しく論じることはできないが)この「昭和立憲制」や「日本独特の立憲政治」が、普遍的な意味においての「立憲制」・「立憲政治」の語で規定し得るものは、当該期における同時代言説としての「立憲制」・「立憲政治」の批判的検討も必要であり、留保すべき点であるようにも思われるが¹⁴、昭和戦前期・戦時期における「挙国一致」の機能を検討する上で参照すべき知見であろう。

ここまで述べてきたことを換言すれば、国策研究会という一つの政治主体を取り上げて内在的考察を試みるとともに、そこに大きく影響を及ぼしているものと思われる「国策」・「挙国一致」の語に表される当該期の言説構造を解明し、両者の連関を明らかにすることが本博士論文の課題であり方法論であるということになる。しかし、そのような言説構造と政治過程との

連関を問うとき、国策研究会といった一つの政治主体を取り上げるだけでは明らかにできない領域が生じることは当然予測され得ることである。ある特定の政治主体がいかなる言説構造の中に置かれたのかは解明し得ても、その構造の全体像や発生の契機についてはより広範な素材を取らなければ問い得ないだろう。具体的に言えば、国策研究会を素材として明らかにできるのは（いみじくもその名称が示唆しているように）「国策」が言説として発生、定着した後の状況であってここで問題としている言説構造が生じる前段階は問うことができないし、当然関わりのない政治主体や局面をめぐる側面を扱い得る射程は持たないのである。

本博士論文の第一章として政友会代議士である山本条太郎の政党内閣期末から挙国一致内閣期における政治構想と同時代的言説との関わりを論じているのは、そのような欠落を補完するためのものである。この章では当該期における「国策」と「挙国一致」、ないし政策と政治主体を取り巻く言説構造の在りようについて述べることとなるが、それは国策研究会の出現する前段階として位置付けられるものである¹⁵。なお同様に、国策研究会や「国策」、「挙国一致」といった言説の隆盛を考察することは、憲政常道崩壊以後の挙

国一致内閣期から戦時期における体制の在り方について検討することとも接続されるであろうが、この点については終章において詳述する。

以下、本博士論文の構成を示す。第一章では、先述の通り、政友会代議士である山本条太郎の政治構想を取り上げ、憲政常道の末期から挙国一致内閣期における政治と言説の構造を検討する。これは本稿が主要な検討対象とする国策研究会を直接に扱うものではないが、その出現の背景となる時代状況や構造的要因を明らかにしようとするものである。第二章では、挙国一致内閣期における国策研究会（及びその前身である国策研究同志会）が持った構想、方針、人的結合などの実態を実証的に明らかにし、その分析を通して当該期における「国策」・「挙国一致」の言説としての作用を検討する。第三章では、一九三六年末に再発した国策研究会の第一次近衛内閣期までの活動を実証的に明らかにし、日中戦争勃発を契機とした戦時体制の展開の中で、国策研究会の在り方や「国策」・「挙国一致」を中心とした構想・理念がどのように変容したかを論じる。また、終章で第一章から第三章の総論を述べた後、補論として、言説構造に着目した本博士論文の方法論を整理し補足的説明を加える。

1 伊藤隆『「挙国一致」内閣期の政界再編問題（二）』（『社会科学研究』二五―四、東京大学、一九七二年）及び『大政翼賛会への道 近衛新体制』（講談社、二〇一五年「初出一九八三年」）。

2 古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』（岩波書店、一九九二年）。

3 高杉洋平『「近衛新体制」前夜の国策研究会と陸軍省軍務局―『総合国策十カ年計画』の策定過程―』（『史学雑誌』一二六―四、史学会、二〇一七年）、同『新体制』を巡る攻防…国策研究会『新体制試案要綱』の策定過程』（『年報政治学2018-I』日本政治学会編、木鐸社、二〇一八年七月）。

4 高杉前掲論文「二〇一七年」、三五頁。また、国策研究会（国策研究同志

会）の概要と広田内閣期以降の電力国策をめぐる動向を扱ったものとして松島春海「戦時経済体制成立期における民間研究団体の動向―国策研究会の活動と「電力国策」策定の背景―」（『社会科学論集』（36）、埼玉大学経済委研究室、一九七五年）がある。

5 有馬学「反復の構造―満州事変期の「国民社会主義」―」（『近代日本の政治構造』、有馬学・三谷博編、吉川弘文館、一九九三年）、『国際化』の中の帝国日本 1905―1924』（中央公論社、一九九九年）、『帝国の昭和』（講談社、二〇〇二年）。

6 有馬前掲論文。

7 （特に日本史学においては）言説の概念は定義の曖昧なままに用いられ

ることも多く、仮說的にはあっても、ある程度の定義が必要だろう。本博士論文では、①反復性（ステレオタイプ）、②正統性（規範的認識としての共有）、③自明性（自然化）、④群生性（明確な主体・勢力に限られない使用）を特徴とする、形式化した語られ方⁹同時代的認識としての措定することとする（ロラン・バルト『神話作用』篠沢秀夫訳、現代思潮新社、一九六七年「初出一九五六年」、同『文学の記号学』花輪光訳、みすず書房、一九八一年「初出一九七七年」を参照）。序章の記述はこのような措定の下に述べられたものであり、また本論での分析でもつてこの措定の確かさや具体的な展開の在り様を確かめようとするものである。

⁸ このような政治と言説の問題については、石田雄氏による政治文化と言語象徴に焦点を当てた概念史的研究（石田雄『日本の政治と言葉上「自由」と「福祉」』『日本の政治と言葉下「平和」と「国家」』、東京大学出版会、一九八九年）や、メディア史の観点（例えば佐々木隆『メディアと権力』「中央公論新社、一九九九年」、佐藤卓己・河崎吉紀編『近代日本のメディア議員〈政治のメディア化〉の歴史社会学』「創元社、二〇一八年」）、佐藤卓己『輿論と世論 日本的民意の系譜学』「新潮社、二〇〇八年」など）記憶論をめぐる社会史的観点（田中悟『会津という神話—〈二つの戦後〉をめぐる〈死者の政治学〉—』「ミネルヴァ書房、二〇一〇年」、また特に記憶論と「実証の作法」をめぐる問題提起を含むものとして二〇一八年度日本史研究会大会近現代史部会『「日本史研究」（六七九、二〇一九年三月）がある）での研究蓄積があるが、言説の機能と具体的な政治動向の連関について実証的解明を試みた研究はほぼ有馬氏によるものに留まる。

また、住友陽文氏は「言説とそれによって表象されている思想や観念は：個別ではあるが数多の関係性の構成物としてのみ存立する事象なのである。：言説や思想であっても、社会的関係性に規定されえないものはない、それ自体が社会的構成物である。」（『皇国日本のデモクラシー 個人創造の思想史』、有志舎、二〇一二年、二三頁）との観点から近代日本におけ

る規律化と教化やナショナリズム（「国体」）の在り方などについて解明を試みており、筆者も大きな示唆を受けている。

⁹ この図表で示した「国策」・「挙国一致」の使用数の推移について、その背景や要因として本博士論文によって明らかにできる部分は、率直に言つて少ない。「国策」が挙国一致内閣期において多用され始め、日中戦争期において最も用いられているのは先行研究の指摘通りであるとしても、一九四〇年代において「国策」と「挙国一致」が（経歴主義的な推測に反して）むしろ用いられなくなることは一見不可解であり、また別に説明せねばならない問題である。加えて、そもそもそのような言説の多用をいかにして数量的に把握するかという理論的方法はおそらく実証史学において広く認められたものがないという点も問題である。このような言説の数量的把握を適切に行うには、他の学術分野における分析手法を参照する必要もあるだろうが、これについては本博士論文において扱える範囲を超えたものであると言わざるを得ない。なお、言説における語の使用を数量的に把握し、分析した例として高田博行『ヒトラー演説 熱狂の真実』（中央公論新社、二〇一四年）が挙げられる。

¹⁰ 伊藤隆「「国是」と「国策」・「統制」・「計画」」（『日本経済史 6 二重構造』、岩波書店、一九八九年）。

¹¹ 古川前掲書、及び御厨貴『政策の総合と権力 日本政治の戦前と戦後』（東京大学出版会、一九九六年。特に「I 国策統合機関設置問題の史的展開」「初出一九七九年」）。

¹² 季武嘉也『大正期の政治構造』（吉川弘文館、一九九八年）。

¹³ 米山忠寛『昭和立憲制の再建 1932〜1945年』（千倉書房、二〇一五年）。

¹⁴ 例えば大日方純夫氏は、「立憲主義」を「どのような内容の憲法であっても憲法が支配する体制が立憲主義」とする形式的な意味の立憲主義と、国民の政治参加・人権保障を定めた憲法が支配する体制こそが立憲主義だとする実質的な意味の立憲主義に主張は分岐」するものと整理している

(大日方純夫『主権国家』成立の内と外』吉川弘文館、二〇一六年、一三四頁)。「昭和独特の立憲制」は前者のいわゆる「外見的立憲制」に値するものとは言えようが、後者のような「立憲」を満たすものと言い得るかは疑問が残る。

¹⁵ もつとも、このような政党と言説をめぐる問題が本来は国策研究会の個別実証研究とは独立した問題としてあることは明らかだろう。加えて、ある歴史状況において特定の言説がいかに形成されたのかを実証することにも現状では実のところ困難が伴うと言わざるを得ない。ある時代に特有の

言説とは特定の政治主体によるプロパガンダやデマゴギーとは異なり、往々にして明確な主体を持たないまま共有され、浸透するものだからである(その点にこそ言説が持つ影響力の源泉がある)。そのため、ある言説について明らかにしようとするならば扱うべき政治主体や場については際限なく拡大しかねないだろう。本博士論文の設定した対象領域は、あくまで国策研究会を中心において措置したものであることは改めて強調しておかねばなるまい。

第一章 政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党をめぐる 言説と政治―山本条太郎の政治構想を事例に―

近年、政党内閣期における二大政党の政策能力、特に旧来は評価の低かった政友会のそれについて多くの研究成果が発表され、見直しが進められている。中でも大正期以降の政友会における政策立案の立役者として高く評価されているのが山本条太郎である。久保田裕次氏は野田卯太郎と山本を中心立案された大正期政友会における満蒙政策を論じ、山本については、満蒙政策と国民生活の問題を結び付けて国民経済の帝国規模での再編を構想し、政友会の経済政策を体系化した実業家出身・党人系の政策通として評価している¹。手塚雄太氏は、犬養毅総裁の下、一九三〇年から一九三一年にかけて政務調査会長を務めた山本により立案された「産業五ヶ年計画」を検討し、恐慌克服と国民生活安定の課題に応え、国民からの支持を得るための「合理的」積極政策として評価している²。また、挙国一致内閣期における山本の活動についても、松浦正孝氏は財界を中心とした政治動向を考察する中で、企業家としての経験に基づく「政治の経済化」への意識、政党内閣（憲政常道路線）に執着しない政策第一主義の姿勢、「高橋路線」への協力や内閣審議会の先駆的提唱、超党派的な政策審議・政策協定の推進などを取り上げている³。これらの先行研究によって、実業家出身（三井物産）かつ政友会党人系に位置し、政策立案能力によって政友会内に地位を得た政治家としての山本条太郎の人物像が明らかとなっており、彼の唱えた政策の具体的内容についてもかなり詳細な分析がなされている⁴。当該期における政友会の政策能力や姿勢は、これら山本に代表される経済政策の体系性や「国民生活」を念頭に置いた政策立案の進展、加えて官田光史氏によって明らかにされた国体明徴運動の推進・抑制を図る党内の動きに見られるようなジャーナリズムや国民意識の動向への配慮なども含め⁵、現在の研究水準では一定高く評価されていると言えるだろう。

上記の先行研究により導かれた政友会や山本の評価については筆者も同意するものである。政党内閣期において政友会が政策政党としての実力を高めつつあったことは間違いないと思われる。しかし、そのような政友会の内実と同党が受けた同時代的評価の在り様に大きな懸隔が存在することは、当該期の政治史を検討する者にとって否定し難い事実ではないだろう。例えば、政友会・民政党が政党内閣期において国民の利害を意識した「政策中心主義」を掲げて政策立案能力を伸ばしていったものの、一方で政友不信は止まず、政党改造も実現しなかったことは粟屋憲太郎氏によって古くから指摘されている⁶。近年における研究でも、小関素明氏による二大政党制構想の検討で明らかにされた当該期の美濃部達吉、蟬山政道ら政治学者の政治体制論において政民両党（特に政友会）はもはや無力無能な政治主体として扱われており⁷、筒井清忠氏によるポピュリズムの状況の検討においても、ジャーナリズムが普選開始期から政党を批判し続けて政治主体として育む姿勢を持たず、政党への失望や幻滅を流布したことが指摘されている⁸。これらの研究により明らかにされた同時代的状況の中では当時の政党が有した政策能力は軽視されるかほとんど等閑視されているのであり、政策をめぐる様々な試みがなされていた政党内部の世界とは明瞭なギャップが存在すると言える。本章で筆者が検討したい問題は、山本を始めとした政友会の有した政策能力の在り様そのものではなく、そのような実際の能力と同時代言説との懸隔それ自体の在り方であり、それに引き起こされた影響や結果――すなわち政治と言説の構造的関係性――にある。

そのための検討対象として山本条太郎の政治構想を扱う。既に述べたように、山本の政策構想については既に詳細な研究がある。本章でさらに明らかにしようとするのは、①そのような政策構想を含み込むものとしていかなる政治構想が持たれていたか（政策の実行とともにいかなる政治の規範や慣行をもたらそうとするのか）、②そのような山本の構想が同時代的にどのように語られたか（あるいは語られなかったか）の二点であり、言い

換えれば、彼の政治行動を規定した政治構想とそれを取り巻く言説群との関わりを問うものである。

第一節 山本条太郎の「政策本位」化構想と政友会の方針への反映 (1) 「政策本位」化構想

本節では、まず山本条太郎の有していた政治構想の内実について見ていく。その内容がもつとも詳細かつまとまって示されているのは彼の代表的政論として知られる『経済国策の提唱』(一九三〇年発表)であり、特に次に掲げる一連の記述が挙げられる。

我が国従来の政府は…予め具体的政綱を定めて主義一貫せる政策を遂行し得たものは極めて稀である。同時に一般国民も亦国策の如何に在るべく、如何に運用せられざるべからざるかを厳正に注視しつつありとはいいい難い。…それ故にこそ総選挙後未だ幾月ならずして早くも政策の転換を叫ぶが如き論者も輩出…変態性の政治を目撃せなければならぬのである。かかるは皆其の政策の組織的、統一的ならざるが故であり、随つて其の働きに有機的、集中的なる強みを見出すことが出来ない。吾々の要求し期待する産業国策は此の如き浅弱なるものであつてはならない。既に産業国策と銘打つ限り、事業それ自身の性質が、永続的、耐久的弾力を持たねばならぬと共に、鞏固にして徹底的なる組織的統一的方針の一貫を必要とするのである。¹⁰

ここで山本は、これまでの政権が具体的な政綱を定めた上での一貫した政策の遂行をしてこなかったことを問題視している。しかも国民もまた「国策」(≠恒久的政策)を意識していなかったがために、政策の転換という事態が問題視されてこなかったとする。これに対し山本は、自身の訴える「産業国策」はそのようなものであつてはならず、「永続的」で「耐久的弾力」のあるものでなければならぬと主張する。つまりここで山本は、これまで政府と国民の両方が方針の一貫性や政策の永続性を軽視してきたことを問題視し、それを克服した方として「産業国策」を位置付けているの

である。

そのような一貫性を重視する上で山本は、当該期において注目されつつあつた経済参謀本部やイタリアのムッソリーニによる独裁政権を例示しているが、有効な方策として示すのはむしろ政党政治の徹底であつた。

政党内閣の認識価値が、世界の趨勢に照らして如何に妥当づけられるかは全然別問題である。それよりは政党主義の長所とも將た生命ともいふべき政策の恒久性と弾力性として、国民生活の基礎たる産業中心、経済中心の意識と方策の上に開展せしむることが、少くとも我が国に於て最も緊切と考える。

…政策の更新とか、方針の転換又は修正…それ自体が政党としての存在意義を幻滅せしむるものである。一定の主義政綱を具有するものに政策の更新、転換乃至修正などはあり得ない。政党の主義政綱は総選挙に依つて国民に約束し義務づけられたるものである。然るに未だ次ぎの総選挙をも経ず、何等責任解除の理由なくして之を口にすとせば、それは更新にも修正にもあらずして、まがう方なき変説改論である。政党の変説改論は国民に対する公約蹂躪である。…若し解散も引退もせず、自儘勝手に更新転換、否、変説改論しても可なりとせば、総選挙は無用無意義の人騒がせに過ぎない。政党内閣の本質上に許さるべきことでもなければ、良心ある政治家の忍び得る所でもない。

既往は問うも詮なし、現在及将来の政党内閣は、…主義政綱の永続性、耐久性を有する弾力の強いものでなければならぬ。之が為には即ち組織的、統一的なる政策を確立堅持するを根本要件とするのである。単なる大臣の椅子、単なる多数党だけが立憲政治の価値でも真髄でもない。¹¹

山本は「政策の恒久性」を「政党主義の長所」「生命」と見なし、総選挙で「国民に約束し義務づけられた」はずの政党内閣の主義政綱が新たな総選挙による再信任無しに転換されることは、「政党としての存在意義を幻滅」させ、総選挙を「無用無意義の人騒がせ」に貶めるものとして強く否定し

ている。「単なる多数党だけが立憲政治の価値でも真髄でもない」のであって、国民に約束され支持を得た永続的政策（「国策」）の一貫した遂行においてこそ政党内閣の意義があるものとして、山本は「立憲政治」を再定義するのである。言い換えれば、普選体制下における憲政常道の現状は未だ「立憲政治」としての価値を十全には体現していないのであり、政策への支持と一貫性に立脚することで改めてその価値を確立しなければならぬと述べているのである。

加えて国民の支持についても、山本は『経済国策の提唱』の末尾において「国民の自覚と理解」の項を設け、その在るべき姿勢を論じている。すなわち、「所謂国策というも、方針というも、総ての施設、総ての計画が、国民それ自身の智慮分別を表現する代名詞に外ならない」のであり、「国家の政治、国家の政策」は「国民自身の姿」であるから、政策への理解を深め「力強き輿論を作興して、其の要求を国民自らが収獲」せねばならないとするのである。政党の存在意義も、「立憲政体」における「国民の力強き輿論を体現するもの」として位置付けられる¹²。これを政党政治家として当たり前の修辞と見ることも、彼の経済国策に顕著な「産業総動員」の発想の為にする言辭として見ることもできるだろう。とはいえ、山本の主張において国民による政策への自発的な関心や理解を求める姿勢が顕著に見られる点は確かであり、いわば、彼の「政策中心主義」は政党の行動のみならず国民輿論の在り方、有権者の政治参加の在り方もまた政策への意識を中心としたものでなくてはならないという問題提起が含み込まれているのである。

このような山本の姿勢を表すフレーズとして用いられるのが「政策本位」（あるいは「国策本位」、「国家本位」とも¹³）であった。山本は、政策を中心とした政治の在り方や政党・国民による政策を中心とした政治行動を理想として度々「政策本位」の語を用いており、彼の死後に編纂された伝記においても、「政党の使命が政策の実行にありとは、翁の政治的信念であつて、政権争奪の泥試合の如きは常に苦々しく感じたところであつた¹⁴、

「犬養首相は：山本翁の利器を活用し、両雄かねての念願である国策を遂行し、政権本位から国策本位の政党に更生し、以て憲政の発達に一生面を開かんとした¹⁵」、「翁は徹頭徹尾国家本位の見地に立つて終始した人であつた。：創設経営した数十の事業はすべてこれ国策本位ならぬはなく：政友会の政策として産業五ヶ年計画を樹立したのも、一に国家を思う至情に出でたのである¹⁶。」といったように常に政策や国策を第一として行動した人物として描かれている。後年の評価においても「山本君が政友会の幹事長、乃至政務調査会長となつてから、政党としては当然自明の事ではあるが、盛んに政策本位、国策本位の重要性を力説鼓吹し、或る程度までその実現を見た事は実に山本君の力である。即ち政党が明確な具体的政策を發表し、之を国民の輿論に訴えてその支持を求むる様になつたのは山本君以来の事であつて、国家の為め大なる功績と言わねばならない。¹⁷」などと山本の功績を「政策本位」に求める例が多く見られる。本博士論文では、政党や有権者の政治行動、政治規範を政策を中心としたものへと改めていくことを目指した山本の政治構想を、「政策本位」化構想と呼ぶこととする。山本は、政策構想（産業政策）の実現を図るとともに、同時に政治構想（政策本位）化の推進を企図していたのである。

これら二つの構想の結び付きは、『経済国策の提唱』における濱口内閣批判からもうかがうことができる¹⁸。第一に、山本は濱口内閣の緊縮財政を原理的に誤つた経済政策であるとして批判を繰り返している。すなわち、「精良と廉価と大量生産と消費増進と薄利多売、此の五つは一連の輪の如く相結ばれ、相互循環しつつ共に利得を増す」ものであつて、濱口内閣の唱える「消費節約」や緊縮財政によつては産業合理化はなし得ないのであり¹⁹、濱口内閣の施策は、「消費なくんば生産なし」の「経済原理」「双関的因果関係」を無視したものであり、「悲痛なる政策的破綻」をきたしつつある「現代の経済方則を履き違へたる為政者の錯覚」であるというものである²⁰。これらの主張は民政党による緊縮財政ではなく政友会の掲げる積極財政こそ妥当であるとする文脈で述べられるのであるが、山本はあくま

でそれら経済政策に対する方針の差異を対立軸として打ち出し、政友会への政権交代を政策の合理性や有効性に即したものとす「政策本位」に立った構図を提示しているのである（なお『経済国策の提唱』中には、管見の限り、政策論以外での濱口内閣批判は見当たらない）。

第二には、濱口内閣の政策が本来の方針に矛盾し、一貫性を欠いているとする批判である。すなわち濱口内閣は、緊縮財政を唱えながら絲綢安定のために国庫補償をなし、非募債主義を唱えながら「失業対策の名の下に自家撞着の起債を余儀なく」され²¹、「其の状恰も右腕に白刃を振り翳しつつ、左手に珠数を爪繰り題目を唱うるが如き奇観を呈」する矛盾をきたしているとするのである²²。この批判は先述の、国民の支持に裏付けられた政策の一貫性こそが政党内閣の意義であるとする山本の主張に即せば、濱口内閣（民政党）が主義政綱と国民への公約を軽視して政党の存在意義を損なう行動を取っているものとして位置付けられていることになる。山本にとって、濱口内閣に代わって政友会が政治を担当することは、国民に提示された政策の一貫性を堅持するという政党政治のあるべき姿を体現し、「政策本位」に基づく政治規範を確立するものとして意味付けられていたのである²³。

このように、山本の持っていた政治的目標は産業政策の実行に留まるものではなく、政党政治が持つべき新たな規範や慣習の創出をも視野に含めたものであったと見るべきであろう。

（2）犬養総裁期の政友会における「政策本位」化の進展

先行研究においては、当時政友会総裁の地位にあった犬養毅と政務調査会長であった山本が方針を一にし、犬養の「政策中心主義」が山本の「産業五カ年計画」や「十大政綱」の立案によって実行に移されていたと評価されている²⁴。この点について、先に見た「政策本位」化構想との関わりから再確認しておく。

山本の死後に書かれた伝記においても「犬養総裁と山本翁とは：『政党

の生命は政策であり、政党の争いも亦政策でなくてはならぬ。』という政党観においても、完全に一致した²⁵。」とされているが、このことは当該期における両者の党内に向けた発言からも裏付けられる。犬養は、一九三〇年の政友会近畿大会において「同志諸君は：政務調査に精励し、自ら公表せる政策に縛られ、以て所信の実現に邁進せられ度い。斯くして始めて政党対立の意義は全うし得る²⁶。」、あるいは一九三二年の議員総会において「諸君は機会ある毎に我党の政策を国民に徹底せしむるよう努力されたいものであります。国民中の極めて少数のものに過ぎぬが近來議會政治を非議するものがありますが、政治の廓清は政党が政策本位に立脚する外途はありません。政党が国民多数の生活を基調とする政策を研究し、これを発表し、その公約せる政策を実行さえすれば政党の威信声望を確保²⁷」できると述べている。山本もまた十大政綱の発表にあたって「我党総裁が『政権本位より政策本位』への進展を最高の指導精神として極力激励された結果」と述べる²⁸など、両者がともに「政策本位」の語を強調し、それを政友会全体が奉じるべき方針として打ち出すという点で一致していたことは明らかである。このように犬養は議會政治や政党への批判的世論を意識しつつ、公約した政策の実現への邁進を政党の存在意義として「政策本位」への立脚による政治の廓清や政党への信頼回復を図る姿勢を積極的に唱えていたのであり、この姿勢が先に見た山本の「政策本位」化構想と軌を一にするものであることは間違いないだろう。

加えて、犬養健の回想によると山本は大臣職への就任よりも党内における政策の推進役となることを望み、犬養から閣僚らへの政策連絡の要請を受けて、「君等は平常忙しいから党の政務調査を実はよく知らんだろう。では申し上げるが、吾党の政策はこれこれこうこうなんだ。これに異存があれば辞めて貰うより他はない。大臣として講演などをする時もよほど注意して貰わぬと困る。」と云つたという²⁹。山本が犬養総裁との連携の下で、大臣の言動などについても党の掲げた政策方針から外れることのないよう要請し、主義政綱の徹底された政党内閣を犬養内閣において実現し

ようとしていたことが見て取れる³⁰。山本の唱える「政策本位」化構想は犬養総裁の理解を得、当時の政友会・犬養内閣においてその実現への試みがなされていたと言って良いだろう。

第二節 「政策本位」化構想の挫折と政党をめぐる言説

(一) 政党内閣末期における政党をめぐる言説と政党無策論

一九三二年二月、犬養内閣の下で衆議院議員総選挙が行われ、政友会は四六六議席中三百一議席を占める大勝を果たした。近年の研究では、その背景として「産業五ヶ年計画」を始めとする政友会の経済政策への期待があったとも指摘されている³¹。少なくとも犬養首相はこの大勝を承けて「現内閣の政綱政策が国民の絶対的信任を得」たのであり、「すでに党議において決定しある産業立国の大方針にしたがって国策を具体化する」ことのできるのと所見を発表し、政友会の掲げた「国策」に対し国民多数の支持が表明された結果であると総選挙での勝利を意味付け、その実現の正当性を強調したのであった³²。国民の支持が明確な数字によって示され、そのことを政友会の「国策」への支持として位置付け得たこの状況は、山本の目論む産業政策の実行と「政策本位」化の推進にとって格好の機会であったとも言えよう。

しかし一方で、当該期の世論において既成政党やその政策、あるいは政党政治や議会政治そのものに対する否定的見解が定着していたことを軽視すべきではない。犬養・山本らが政友会としての政策政綱を前面に押し出す反面、当該期のジャーナリズムではむしろ政党の無策を強調する論調が目立って見られるのである。例えば東京日日新聞の社説は、「政友会は的確な政策を掲げないで」選挙に臨み、「白紙の委任状を選挙民に求めた」と見なしている³³。この見方あるいは「景気が好きか、不景気が好きか。³⁴」といったワンフレーズスローガンを打ち出した選挙戦略にも起因するとも思われるが、ここでは既に公表されているはずの「産業五ヶ年計画」や「十大政綱」などは元より考慮されていない。このような既成政党の政策に対

する低評価やそもそも政策を持っていないとする見方は、「吾国のブルジョワ政党ほど抽象的な政策をかかげているのも余り例がないかも知れない³⁵」、「選挙民は両党の政策に大した変りがないので金をくれる方へと動いた³⁶」といったように一般的に見られる論調であった。栗屋憲太郎氏は、元来政策や綱領を抽象的に済ませてきた近代日本の政党が、普選の実施以降、政策中心主義を目指して体系的政策を掲げるようになったことを指摘しているが³⁷、そのような普選以前の政党観は当該期においても覆されなまま再生産されていたのである。このような、いわば「政党無策論」とも言うべき固定化された評価、形式化された言説が当該期のジャーナリズムには存在したのであり、近年の研究において指摘されているような政党における政策能力の発展が認められ好意的に受け止められることは極めて少なかったように思われる。

このような政党の政策能力への不信は、他にも近衛文麿や木戸幸一の現状認識にも見られる。

国策ということが近頃やかましく唱えられている。…今までの政治家は党利党略に没頭し過ぎて、大きな国策を顧みる暇がなかった様だ。…目下軍部の力が強いのは、軍部にはとにも角にもこの日本をどこへ持って行くかという、はつきりした目標とプランがあるからだと思う。…プランのあるものとなないものが出会えば、どうしてもプランのあるものが引ずるのは当然である。³⁸

…今日此急迫なる事態を招くに至りたるは、軍部には所謂国策なるものを有し、之により多年教育訓練せるに、軍部以外には何等国の前途に対する確乎たる政策の存せざりしことが遂に此破綻を来すに至れる原因なりと考ふ…

現在の実情は軍部には所謂国策と称するものがあり、軍部以外には殆ど策と称すべきものなき有様³⁹。

山本や犬養が「政策本位」を唱えて「国策」を提示する一方で、現に政

党は「国策」の欠如のために軍部に先んじられつつあるという認識や言説が生じていたのである。やはりここでも政党における政策面での進歩には目が向けられず、評価を転回させるには至っていない。

加えて、選挙の様相についても、普選実施以降最も一般大衆が「乗気薄」であり、既成政党は「卑俗な駄洒落まじりのスローガンとか、作り替えの俚謡乃至ジャズ・ソングとかを投げ与えたり」、「不景気退治の此一戦」の文字を現わした広告気球を本部から揚げる」など「政党笛吹けども大衆踊らず」であって「議会政治への幻滅」や「政党政治家たちに対して一般大衆が懐いている根強き不信任的意志の表現」であるとの論も見られる⁴⁰。これらの傾向は特に知識層を対象とする言論において顕著であった。例えば総合雑誌『改造』の巻頭言では次のように述べられている。

政友会は我党が天下を取れば景気がよくなると鳴物入りで宣伝している。…しかしその対症療法として現在の資本主義制度の上に於て名案がなかった。而して今後民政党なり、政友会なりの政綱政策が我民衆を引きずって行くことの可能性について国民は熱心に深刻に考慮するようになった。…考えて見ればたより少なき感じがするのだ。…井上財政も駄目、三土財政も駄目、山条の超資本主義政策は尚更のこと。かく論じ来たりて見れば行詰りの根本を究明し得る新鋭によりてのみ解決ができるのだ。資本主義の番頭さんによっては七千万民衆のためへのいい解決はもう困難となつて来た。⁴¹

このような資本主義の行き詰まりを前提に既成政党の試みるような資本主義内での問題解決は原理的に不可能であるとする論調は、当時の総合雑誌などでは支配的な傾向でさえあった。

以上要するに、政友会の大勝が経済政策への期待の反映であるとも言い得る反面、当該期の世論は既成政党の政策への軽視や否認、議会政治への幻滅の強調、資本主義末期論に基づく既成政党の根本的否定を含むものであったのであり、政党内閣末期の政党政治はそのような否定的言説のパターンに脅かされるものであったのである。古くから指摘されてきたよう

ないいわゆる「政党不信」や「議会主義への幻滅」といった状況、あるいは筒井清忠氏がポピュリズムへの観点から指摘したような、マスメディアが政党政治を育成する姿勢を採らずに「幻滅」の意識を強調し続け「党利党略」的な政党への嫌悪を醸成したというような側面⁴²は無視し得ない。しかもそのような政党に対する否定的見解は、「政党はこれまで政策を軽視してきたが、これからは「国策」を一貫して遂行する主体とならねばならない」といった形で山本や犬養自身も共有する現状認識であった。「政策本位」化構想は、そのような政党批判を共有し、批判的に捉えられた政党像から脱却することを企図するものであったとも言える。しかしその実現の場と目された犬養内閣は世論において「政策本位」化を認められることのないまま五・一五事件を迎え、瓦解することとなった。

(2) 「政策本位」化構想の挫折と「挙国一致」への転換

政党内閣末期の山本は、既に述べたように、政党の政治行動を「政策本位」に基づくものとすることで政治における規範や有権者の政治行動もまた「政策本位」としていくことを唱えていた。しかし五・一五事件による犬養内閣の崩壊と斎藤挙国一致内閣の成立以後、山本はその実現の可能性を疑問視し始めることとなる。

一九三四年六月、山本は政策と国民世論の動向について次のように述べている。

…現代の如き旋風の狂風時代に於て内外緊急の対策を誤らず、国難を突破せなければならぬ重大時機に方り、いつまで政策抜きの内閣を送迎するのであるか。…

斯くいえば諸君は吾々に攻め寄るでもあろう、「それは政党の罪ではないか」と。如何にもその通りである。若し我国の政党が立派な発育成長を遂げて居ったとせば、政策抜きの内閣など幽霊の噂程にも上るまい。…

併しながら之と同時に、政党に対する国民の自覚なり態度なりは何

うであったか。例えば有権者は其の清き一票を投ずるに際し、どれだけ公正に政党の政策を吟味したか、常に政党に対し何を要求し如何なる業績を期待したか。：大多数の国民は政党の政策などを真剣に比較攻究してない、候補者の人物や経緯などよりも平素の私交や情実関係、甚だしきは黄白沙汰に依って向背を定める。：罪は政党に在るとしても政党それ自体が国民と別個の存在では無い：随って政党の不信は、やがて国民の不真面目なる反映とも解せられるのであって、広義には立憲政治に対する自覚の未だ至らざる為めといわねばならない。

43

ここで山本は、政党が健全に発達しなかったがために今なお政策を欠如した内閣が続いているとの認識を示しつつ、その原因は政党のみならず、国民が政党の政策に無関心で政策を基準とした投票行動をしてこなかったことにもあるとする。すなわち山本は、自身の「政策本位」の主張とその遂行は政党の「発育成長」達成には至らなかったものであり、その原因として国民の政治行動もまた「政策本位」でなかったことを批判しているのである。続けて山本は以下のように述べる。

斯くの如き実情の下に於ては、何を措きても国民全般の政治意識を政策本位に開眼せしむる事が、根本的の要務である。：此の機運が一般に広がって行くならば、政党の改善は寧ろ容易である。：新聞の如きも：政策問題には一向に触れない。政党の不信を鳴らしているが、然らば政党以外に如何なる政策の所有者ありやといえ、とんと無関心である。：

曾て我輩の如きも、政務調査の役目を背負わされて産業五箇年計画を始め、内外各方面に亙る十大政策を立案し政友会の政綱として公表した事があり、犬養首相は頻りに其の実行に熱意を注いでいたのであったが、世間の方では大抵之を忘れてしまっていた。そして我国の政党には何等の政策が無いなどと多くの新聞紙は年中手痛き鋒を向けている。敢て政策が無いのでは無くて、それよりは新聞記者自身の方が

却って政策を軽視し、或は之を忘れていたのである。此の調子で新聞が政党を攻撃し、其の攻撃に引きずられて一般の人々は政策上の批判意識を麻痺させられている。：斯くては、仮令百年を経ても欧米の如き政策本位の政党は生れない、如何に政策に忠実ならんとしても受け容れられぬからである。⁴⁴

ここでは「政策本位」化を求める上において、新聞報道の持つ姿勢が批判されている。すなわち、新聞は「産業五ヶ年計画」など立案・提示された政策に眼を向けず、むしろ記者自身の政策への無関心を反映した政党無策論が繰り返されると述べるのである。報道がそのような傾向にある以上、政党が「政策本位」であろうとしても評価は得られず、国民も政策を判断の中心に置くことはなく、そのために「政策本位」の政党は決して実現され得ないというのが、当該期の政党が置かれた政治社会状況に対する山本の理解であった。

政党内閣末期における政党の政策能力をめぐる言説については既に見た。そこで明確に見て取ることできた政党無策論は、挙国一致内閣期においても反復的に唱えられるものとなっていた。五・一五事件以後、政友会は鈴木喜三郎総裁の下においても「政策本位」や「国策」の遂行を強調し、一九三三年六月二十四日の総裁裁断においては「国策を一新し、以て非常時艱打開を強行せねばならぬ時」に対し「齋藤内閣は：時局担当の力なきものと認め」、政友会は「自今独自の立場に於て国家本位政策本位に立脚し」是々非々の立場をとることを声明し⁴⁵、同年八月から九月にかけては齋藤内閣との国策協定締結を試みている。しかし、これら政友会の姿勢はジャーナリズムの認めるところとはならなかった。先述の裁断に対しては、政友会の内紛が「国家本位でも政策本位でもなかったことを明かにしたに過ぎ」ず、「余りに当然」「全く無意味」であり、「是々非々に隠れるのは、とりもなおさず、政党としての自己否定であり、政友会の自殺である」と評される⁴⁶。「国策協定」についても、「行き詰りと立ち腐れの鉢合せである政府と政友会との更生策、その方便」に過ぎず、「今更開き直って政策協定

といいだして見たところが、協定の対象となり得る政策からして、急に探してかからねばならぬような事では、協定が却て笑い草」、「一体協定をしようにも、基がない」、「一二年このかた、重大事件の前には政府も政党も全然無策のまま首を垂れていたのみ」、「元来無一物で比べようの無い者同士に、協定が有り得ようはずが無い」として、むしろ政友会と斎藤内閣の両方が「無策」な政治主体として否定される事象として言い表されるのである。ここでは「政友会の主張する産業政策」についても、「自党の立場に都合良い断片的政策二三を政府に受け容れさ」せて「是々非々」を撤回する体面を作るに過ぎないものとして扱われ、「国民の仰望する国策は決してさようなものでは無」く、「国策は、決して一朝一夕にして今の政党から出ようとも考えられないし、況して無策な政府との協定によって」決まる訳がないと見なされる⁴⁷。

このように挙国一致内閣期においては、政友会の「政策本位」や「国家本位」は党利党略の韜晦に過ぎず、同党は「国策」を立案し得ない無策な政治主体であると見なされる傾向が目立つ。この認識は、以下に例示するように、当該期において「国策」が言及される際に多く触れられ、特に陸軍との対比において、「国策」を有する陸軍―無策な政党」という構図が反復的に語られることとなる。

政治の行詰り、それから国民生活の窮迫は：大極から見た総合的国策、政策と言うものが無くなったのが大原因と言わにゃならん。：当然この全面的国政の大観、総合的な国策研究は政党がやるべきだが、政党にはそんな力も見識もない。問題の陸軍パンフレットは、陸軍が政治家より一歩先に目覚め、この点で政治家以上の進歩的見識のある事を証拠だてるもので、内容は別、その着眼と見識だけは十分尊敬さるべきだろう。⁴⁸

つまり、犬養総裁期の政友会が山本らを中心として立案した政策を「国策」として実現することを主張していた一方で、むしろ政党は「国策」を持たず総合的な政策立案の能力において陸軍にも劣るという認識が形成さ

れ、一般化しつつあったのである。このような言説構造の中で、山本は政党の政策を等閑視するジャーナリズムや国民世論に不満を持ち、その現状ゆえに政党政治の「政策本位」化が不可能であるとの判断に至ったものと思われる⁴⁹。

このような挙国一致内閣下の言説を前に、山本の政治構想もまた大きな転換を見せる。彼は、一九三三年中頃に書かれた「純正挙国一致内閣の政綱草案」の中で、「憲政の大義に立脚する純正挙国一致内閣に依り、政争を超越して国民の総能力を結成し、以て内に人心を安定し、外に国勢の発展、国策の徹底を期せざるべからず」として、「純正挙国一致内閣」による「国策」の徹底を訴えている⁵⁰。すなわち、既に見たような政党政治の徹底、「政策本位」を掲げた政党内閣による「国策」遂行は実現できないものとして、「挙国一致」の体制へと「国策」遂行の役割を担わせようとするのである。

その中で政党の存在は、軍部による武断政治ではなく議会政治に基づく体制であることを対外的に示すために必要であるとされるものの⁵¹、「朝野其の力を合して政策の協定を図」り、「広く各方面に互り適切妥当なる諸般の計画を実現する」ための政策立案機関として位置付けられることとなる⁵²。山本が政民政協協定の実現のために活動したことは広く知られているが、それは、政党内閣による「政策本位」化の断念と「挙国一致」体制への転換の下になされたものであったと言える。

加えて、当該期の山本は政友会への不満を示すことも多く⁵³、政党解消論を唱える松岡洋右からは「其の根本に於て、私と同意見であ」り、山本が政友会を離れなかったのは「まだ仲々躍進的革新の時機が来ない、である以上は、現在あるが俣の機軸の中に居て、即ち政友会の中に我慢して居て、内から政党解消の精神を貫くより外に術がない」という判断によるに過ぎなかったとも評されている⁵⁴。また、行動に移された形跡はないものの、「代議士をやめて政治に費う金を更に増加し、そして山本大調査会を作つて国策を樹立し、朝野を指導した方が有益かも知れないナ」といった

発言も『追憶録』中の回想には見られる⁵⁵。当該期に現れ始める国策研究同志会（後述）や昭和研究会といった政策研究団体には政党が政策立案を怠ってきたとする批判的見解も見られるが⁵⁶、同時期の山本にもそのような政党外の立場での政策研究という発想が視野に含まれつつあったように思われる。

政党内閣期において繰り返されてきた政党に対する否定的な言説は、一五事件の勃発とそれを契機に発足した挙国一致内閣下の状況の中でほとんど覆し得ないものとなりつつあった⁵⁷。そのような情勢下において、山本が犬養総裁期の政友会において唱えていた政党内閣による「政策本位」化は断念されるに至ったのであった。既に先行研究でも明らかにされているように、当該期の山本は引き続き「政策中心主義」的立場から政民連携や挙国一致内閣への協力的姿勢を取るとともに、政党内閣の崩壊を政党の力不足によるものと見て政友会内でもいわゆる自重派としての動きを見せている⁵⁸。しかし、政党内閣期において見られたような国民の支持と結びついた政党による「国策」の遂行とそれによる「政策本位」化という構想は後景に退くこととなったのである。

この後、山本は一九三六年三月に病死し、同年には二百名超の寄稿を集めた『山本条太郎翁追憶録』が刊行されている。そこでは、「山本翁の著書『経済国策の提唱』や、政友会政務調査会長時代の十大政策、五ヶ年計画の如きは正に時流を抜く堂々たる一大経綸だが、惜しい哉、時代に取り残されたる政党の残墟に抛って之れを唱えたが為に、折角の経綸も遂に具現の機がなかった⁵⁹」、「世人動もすれば『山条』と謂うと、直ぐ三井閥を連想するが、夫れは余りにも故人を知らぬ者である。其の眼中一財閥などなかつた。…そして実は政友会も眼中にはなかつた。一政党が眼中にあるべく余りにも国家的であり、又大きな人であったのだ⁶⁰」、「氏の見識と経綸とは、一党一派の人となるに適して居ったかは疑問である。…氏が国家の政策につき卓抜の意見を有する結果、却って、党本位に行動出来なかつたことが多かつたのではないかと思ふ程である⁶¹」といったように政策能力を

高く評価されつつも、その姿勢はかえって政党の枠組に収まるものではなく、政党政治家としての立場に留まったがために所信を実現する機会を逸したものと見なされている。当該期においてはもはや政党は「国策」や「政策本位」を実現する主体として期待できるものではなくなっていたのである。山本の「政策本位」化構想は政党内閣末期において「政策本位」の規範を構築することで再度政党への信頼を回復しようとするものであったが、既に定着していた政党無策論などの批判的言説を乗り越えることはできず、挫折することとなったのである。

おわりに

本章では山本条太郎の政治構想を明らかにし、それが当該期の政党を取り巻く言説といかなる関係にあったかを考察した。以下、本章の論旨を整理しておく。まず、政党内閣末期の山本が、政党の政治行動を「政策本位」に徹底させ、政党が国民に公約した政策を一貫して実現していくことで以て政党政治の意義を再確立しようとする「政策本位」化構想と呼ぶべき政治構想を持っていたことを確認した。ここで山本が意図していたのは「産業五ヶ年計画」などの政策構想の実行だけではなく、その遂行に伴った、有権者の政治判断をも含めた「政策本位」的な規範や慣習の構築でもあったのである。そのような山本の姿勢は当時政友会総裁であった犬養とも一致するものとなり、犬養内閣は彼らにとって「政策本位」の実現主体として位置付けられるものとなっていた。

しかし同時代における政党をめぐる言説では、上記のような「政策本位」の主張や先行研究で明らかにされている政策立案能力はほとんど認められないものとはならなかつた。当時の大新聞や総合雑誌においては、むしろ政党が「国策」や政策立案を閉却しているとする論調が明らかに優勢であったのである。そのような政党無策論を覆せないまま五・一五事件によって犬養内閣は倒れ、山本もまたもはや政党による「政策本位」化の推進は不可能な状況であると判断するに至った。その際に山本が批判している対象

が五・一五事件といったテロリズムや拳国一致内閣を選んだ元老西園寺の判断でもなく、政策に目を向けないジャーナリズムや有権者の政治行動であった点は注目に値する。少なくとも山本にとってすれば、自身の唱えた「政策本位」化構想が挫折した原因とは政党の無能力ではなく、むしろ政党の能力と主張が正しく認識され評価されなかったことであつたのである。

以上で見てきた本章の観点から、近年再評価されてきた既成政党における政策能力の向上は、同時代的には理解を得られるものではなかつたということが理解できよう。政党が実際に有した能力や取つた方針・行動とは別にそれが政治社会にいかにかに語られ認識されるかという次元があるのであり、明確な支持基盤となり得るような産業関係者などの関心は得られたとしても、主にジャーナリズムによって構成される言説の中では肯定的な評価を獲得できず、「政策本位」化構想のような政党政治への信頼を回復しようとする試みは明らかに失敗してしたのである。政党の能力が成熟を見せる一方で、それが同時代の社会において広く認められるものとはならなかつたという矛盾にこそ、当該期の政党が陥つた隘路があつたと見るべきであろう。そのような状況下では、山本の慨嘆したように、政党が正当な政治主体としての信頼を獲得しようとする行為が成立する余地は極めて乏しかつたのである。

1 久保田裕次「満蒙政策と政友会―大正期における野田卯太郎と山本条太郎―」(『日本史研究』(六六六)、二〇一八年二月)。

2 手塚雄太『近現代日本における政党支持基盤の形成と変容―「憲政常道」から「五十五年体制」へ―』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)。

3 松浦正孝『財界の政治経済史』(東京大学出版会、二〇〇二年)。

4 土川信男「政党内閣と産業政策 一九二五―一九三二年(一)(三)」(『国家学会雑誌』一〇七―一一・一二、一〇八―一三・四、一〇八―一一・一二、一九九四年―一九九五年)にも詳しい。

このような「政策本位」化構想の陥つた隘路は、単に政党を政権から追いやり、その政治的戦略に混乱をもたらした²⁾のみに留まらない影響を持つ。本章で見てきたような、政党の試みに目を向けないまま政党無策論を繰り返す言説の在り方は、一方で「国策」の氾濫――「無策」な政党に代わり「国策」を樹立・実行し得る主体の希求――をもたらすのである。例えば陸軍や近衛文麿が国策研究会や昭和研究会といった「国策」研究グループを発足させ、あるいは陸軍統制派が『国防の本義と其強化の提唱』を発表することで政治主体としての評価を得ようとする動向は、そのような状況の下で誘引された事態と言える。または、内閣調査局とその拡充に表されるような総合国策機関の問題も同様であろう³⁾。ここでは統合力創出の問題と結びついた形での総合政策を立案し得る行政機構が求められることとなるが、それは既成政党が成熟させつあつた政策立案能力や政綱の公約によって期待される統合力、政策の一貫性などが既に度外視された段階で生じた課題であつた。以後、大政翼賛会の発足も含め、昭和日本においては総合的な政策の立案能力や政治的統合力の創出が常に政治的課題として付きまとうこととなる。しかし、それらの課題の出発点には、実際にはそこで求められる能力を備えつあつた既成政党の等閑視や改められることのない否定的評価という言説構造(同時代認識)における問題があつたのである。

5 官田光史『戦時期の日本の翼賛政治』第一章 国体明徴運動と政友会(吉川弘文館、二〇一六年)。なお、官田氏による当該期のジャーナリズムを政治集団を規定する「時代のモード」として捉え、その影響を踏まえて政治主体の動向を理解する視点には筆者も大きな示唆を受けている。

6 粟屋憲太郎『昭和の政党』(岩波書店、二〇〇七年)「初出一九八三年」。

7 小関素明『日本近代主権と立憲政体構想』(日本評論社、二〇一四年。特に第二部「第四章 二大政党制構想の再編」)。なお小関氏は田中内閣以

降の政友会による産業立国主義を取り上げ、満州権益を重視して国家的課題に重点化する一方で（山本の重視したような）強力政党創出のための権力統合と支持基盤の拡大、あるいはそのために必然的に要請された地方利益誘導に失敗し、世論の離反が引き起こされていく過程を論じている（小関前掲書「第三章 一九二〇年代後半における『政党政治』の危機の構造化」）。本稿の試みは、そのような過程における「政策本位」化の構想を実証的に明らかにするとともに、その挫折を言説、特に政策能力への認識と語られ方に焦点を当てて理解しようとするものである。

⁸ 筒井清忠『戦前日本のポピュリズム』（中公新書、二〇一八年）。

⁹ 山本条太郎は一八六七年に福井市で下級士族の家に生まれた。一八八一年から三井物産に勤め、一九〇一年に上海支店長、一九〇九年には常務取締役役に就任。一九一四年シーメンス事件に連座したことで辞職（執行猶予、翌々年に特赦）、以後、多数の企業で経営に携わった後、一九二〇年に福井市より衆議院議員に立候補、当選。当初から政友会に所属し、一九二七年には幹事長、田中義一内閣下で満鉄社長となり、一九三〇〜一九三一年には犬養毅総裁の下で政務調査会長を務めた。この間、「産業五ヶ年計画」・「十大政綱」を立案し、挙国一致内閣期には政民連携の推進などに尽力した自重派とされたことについては土川前掲論文・手塚前掲論文・松浦前掲書に詳しい。

¹⁰ 山本条太郎『経済国策の提唱』（『山本条太郎 論策一』以下、『論策一』山本条太郎伝記編纂会、一九三六年、一九七頁）。

¹¹ 山本条太郎『経済国策の提唱』（『論策一』、一九八一〜一九九頁）。

¹² 山本条太郎『経済国策の提唱』（『論策一』、五〇三〜五〇七頁）。

¹³ 「政策本位」の語は「国策本位」、「国家本位」とも言い換えられ、これらの語は同様の文脈で用いられ、並列されることも多く、同様の文脈を持っているように思われる。いずれにも、一つの政治主体（政党）や政局を「本位」とすることへの批判として使用される語であり、“それらに代わって中心に置かれるべきもの”、“本来重視されるべきもの”といった含

意を持つ言辞であると整理できよう。本稿で論じようとするのは、そのような言説に表される当該期政治状況の語られ方であり、そこにいかなる展望や限界が含まれていたかである。

¹⁴ 『山本条太郎 伝記』（一九四二年、山本条太郎伝記編纂会、四八八頁。以下、『伝記』）。

¹⁵ 『伝記』、八三八頁。

¹⁶ 『伝記』、九五頁。

¹⁷ 島田俊雄「憲政に対する深い認識と信念」（『山本条太郎翁追憶録』原安三郎編輯兼発行、一九三六年、六〇六〜六〇七頁。以下、『追憶録』）。

¹⁸ なお伊藤隆氏は『経済国策の提唱』について、山本が著書の内容と自身の政党的立場は無関係のものと序文で言明していることを指して、「国策」に関して党派的であることのまづさを表明しているとの理解を示している（伊藤隆「国是」と「国策」・「統制」・「計画」『日本経済史6 二重構造』、岩波書店、一九八九年、三四二頁）。山本が自身の言表を党派的なもの（『政局本位』）として見られないよう意識した論述を行っているのは確かであるが、実質的には政友会による強力政権が前提に置かれており、なおかつそのことが「政策本位」と矛盾なく結び付けられるように論理が組み立てられていることを見逃してはならないだろう。

¹⁹ 山本条太郎『経済国策の提唱』（『論策一』、一八六一〜一八八頁）。

²⁰ 山本条太郎『経済国策の提唱』（『論策一』、一二二〜一二四頁）。

²¹ 山本条太郎『経済国策の提唱』（『論策一』、一八六一〜一八八頁）。

²² 山本条太郎『経済国策の提唱』（『論策一』、一二二〜一二四頁）。

²³ 政友会の「産業五ヶ年計画」には、「この名案は、恰も政友会内閣が『五ヶ年』以上続くかの如き空想上に築かれて事を見る事により

て、一挙にしてその実現性を喪失する」といった批判も見られる（向坂逸郎「政友会内閣は農村を救うか」『中央公論』一九三二年三月号、本欄六七頁）。しかし山本の意図としては、そのような長期政権が実現されない政治状況（及びそれによる政策的一貫性の欠如）自体への批

判・克服にあったと見るべきであろう。

²⁴ 手塚前掲書、三九頁。

²⁵ 『伝記』、七七三頁。

²⁶ 犬養毅「我党の産業立国主義―近畿大会に於ける演説―」『政友』（一九三〇年十二月）、三頁。

²⁷ 「立憲政友会議員総会 犬養総裁の演説―新幹部発表」『政友』（一九三二年五月）、一〇―一一頁。

²⁸ 「刻下の難局を救うもの 我党政策の外なし 十大政綱報告案承認の政友会政調総会」『政友』（一九三二年一月）、三三頁。

²⁹ 犬養健「山本さんと亡父の関係」〔『追憶録』、四頁〕。

³⁰ 先行研究では山本による国策審議会の提唱や、犬養によるその設置と山本起用の動きがあったことが指摘されている（手塚前掲書、四二―四三頁。松浦前掲書、一三九―一四〇頁）。このことも、政策的一貫性の担保といった「政策本位」化を念頭に置いた構想であったと見て良いだろう。

³¹ 手塚前掲書、四〇―四一頁。

³² 『大阪朝日新聞』一九三二年二月二三日朝刊。

³³ 『東京日日新聞』一九三二年二月二三日朝刊。

³⁴ 久原房之助「いよいよ総選挙 政戦の題目は明瞭なり」『政友』（一九三二年二月）、一一二頁。

³⁵ 向坂逸郎「政友会内閣は農村を救うか」『中央公論』（一九三二年三月号）、本欄六七頁。

³⁶ 「蟬山政道教授と記者との対話」〔『東京日日新聞』一九三二年二月二十三日朝刊〕。

³⁷ 粟屋前掲書、九九―一一二頁。

³⁸ 近衛文磨「身辺瑣談」〔『清談録』伊藤武編、千倉書房、二〇一五年「初出一九三〇年五月」〕。

³⁹ 『木戸幸一日記 上巻』（東京大学出版会、一九九六年）、一一四―一一五頁〔一九三二年十一月十七日条〕。

⁴⁰ 大山郁夫「動揺する政局と不安定なる大衆の進路」〔『中央公論』（一九三二年三月号）、本欄一九―二七頁。このような観測が示しているのは、普選の実施以降むしろ投票率は低下し続け、政治参加に向けての国民の自発性を引き出すことができないという当該期の社会状況であろう（住友陽文『皇国日本のデモクラシー 個人創造の思想史』第六章 大衆ナショナリズムの形成とデモクラシー〕〔有志舎、二〇一一年〕を参照〕。そのような状況の中、政友会は山本や犬養のように「政策本位」を掲げて政党政治が本来持つ有効性が再確認されるよう強調し、また一方で大衆の直截的な反応を引き出そうとするポピュリズム的な広告を必要としたのではないだろうか。当該期における政党の実証研究を進めるにしても、彼らが置かれたそのような全体的状況、政治と言説の構造を踏まえることが必要不可欠であるように思われる。

⁴¹ 『改造』（一九三〇年八月号）、巻頭言。

⁴² 筒井清忠「戦前日本のポピュリズム」〔中央公論新社、二〇一八年〕。

⁴³ 山本条太郎「政策本位の重要性―国民知識階級の自覚を要望す―」〔論第二〕、二〇二―二〇四頁。一九三四年六月八日における三交会講演。

⁴⁴ 『論策二』、二〇四―二〇五頁。

⁴⁵ 『政友』（一九三三年七月）、三二―三三頁。

⁴⁶ 「是々非々とは何か」〔『東京朝日新聞』一九三三年六月十五日朝刊〕。

⁴⁷ 「協定すべき国策は何か」〔『東京朝日新聞』一九三三年八月十六日朝刊〕。

⁴⁸ 城南隠士『政界夜話』、二三六―二三七頁〔『文藝春秋』一九三五年二月十日掲載分〕。

⁴⁹ このような山本の情勢判断は、例えば林有一氏の指摘するような有権者の政治的無関心とその背景としての都市における大衆社会化を踏まえれば同時代において一定の妥当性を有していたものとも考えられる（林有一『無産階級』の時代 近代日本の社会運動、青木書店、二〇〇〇年、一八五頁）。山本の「政策本位」化構想の挫折は、そのような有権者の政治

的アパシーが政治的主体の動向に影響を及ぼした例として扱うことも可能であるように思われる。

⁵⁰ 山本条太郎「純正挙国一致内閣の政綱草案」(一九三三年八月、『論策二』、九七頁)。

⁵¹ 「純正挙国一致内閣の政綱草案」(『論策二』、九八頁)。

⁵² 「純正挙国一致内閣の政綱草案」(『論策二』、九七頁)。

⁵³ 「鈴木、斎藤の会見の際など、わざわざ徹夜して原稿を書き上げ、最低二時間位は熟談して呉れるようにと、鈴木さんへ再々依頼して、会見の終るのを待っていられたようだったが、その結果も予期通りに行かなかったので、余程落胆されたと見え、『俺は、もうこれで一切ヤメた』と珍らしく嘆声を洩されたことがあった」(木舎幾三郎「おりおりの見聞」『追憶録』、五七一―五七二頁)。「亡父の三周忌のおり：居並ぶ党員の諸氏を見まわしながら、いきなり、『おい、君等は今日の仏に顔が合わせられるか』と豪放にやつてのけた。論ずるに議会政治の現状を以てしたのである。：『君のオヤジが死んでからはもうつまらん』と、云われた事もある。：山本さんはその時本当つまらなさそうな顔をしておられた」(犬養健「山本さんと亡父の関係」『追憶録』、二頁)。

⁵⁴ 松岡洋右「巨人山本翁を憶う」(『追憶録』、四三二頁)。

⁵⁵ 加藤久米史郎「三時代を通じての偉大なる存在」(『追憶録』、二〇二頁)。

⁵⁶ 例えば昭和研究会においては、後藤隆之助が「政党の腐敗」とその「ひっくり返し」を唱えながら昭和研究会の設立を新渡戸稲造に相談し、「是非ともやれ。：：ことに日本の根本は、政党が政策本位になることだ」と応じられている(『昭和研究会』昭和同人会編、経済往来社、一九六八年、四〇―四一頁)。当該期における民間団体での政策研究の活動は、政策を怠って

きたとみなされた政党政治への批判に基づく傾向があったと言えるだろう。

⁵⁷ 例えば、杉谷直哉氏は政党内閣期から挙国一致内閣期における島根県の「地方メディア」を分析する中で、地方政治における政党政治の展開が期待と不信感を伴い後者を増大させる結果となったことや、政党内閣崩壊後において従来は既成政党の代弁者的役割を担っていた「地方メディア」が政党の存在意義に疑問を呈する論説を盛んに唱えるようになったことを指摘している(杉谷直哉「地方メディア」の政党論―島根県の地方紙・郷土人雑誌の分析から―)『洛北史学』(二〇)、二〇一八年六月)。

⁵⁸ 松浦前掲書、一四〇―一四六頁。

⁵⁹ 大来修治(日本汽化器製作所社長)「米国ならば慥かに大統領」(『追憶録』、一六二頁)。

⁶⁰ 松岡洋右「巨人山本翁を憶う」(『追憶録』、四三二頁)。

⁶¹ 関屋貞三郎「経世の偉材」(『追憶録』、六七四頁)。

⁶² 村井良太氏は政党の劣化が政権からの排除(憲政常道の崩壊)を招いたとする説を批判し、むしろ首相選定上の不確実性が政治主体の行動を不規則なものとしたのであり、政権からの排除が政党の「劣化」を招いたと指摘している(村井良太「政党内閣制の展開と崩壊 一九二七―三六年」、有斐閣、二〇一四年、四二二―四二四頁)。本章の観点から言えば、そのような政党による政治行動の混迷は、挙国一致内閣期における政権からの排除だけではなく、政党内閣期における政党への否定的評価を繰り返す言説空間の在り方が招いたものでもあったということになる。

⁶³ 古川隆久「昭和戦中期の議会と行政」(吉川弘文館、二〇〇五年)、御厨貴『政策の総合と権力 日本政治の戦前と戦後』(東京大学出版会、一九九六年)。統合主体の問題については特に御厨氏の研究が詳しい。

第二章 挙国一致内閣期における国策研究会の動向―陸軍中央部

との提携から挙国的「国策」構想へ―

本章は、挙国一致内閣期における国策研究会（及び前身である国策研究同志会）の内実を明らかにし、その分析を通して当該期における「国策」・「挙国一致」の在り方について検討を試みるものである。

研究史における国策研究会の理解については既に序章で述べたが、そこで筆者が本博士論文で扱うべき課題として挙げたのは以下の通りである。第一に、国策研究会自体が当該期の状況の中で備えていた論理や構造、活動方針、人的結合などを明らかにすることである。先行研究においてなされてきた同会の歴史的評価は、これらの基本的・根本的要素を踏まえたものではないからである。

第二に、国策研究会がなぜ「国策」を必要とし、何のために「国策」の樹立を目指したかということである。これは、言い換えれば、同会における活動や政治的行為がなぜ「国策」の立案という形でなされねばならなかったかということである。既に序章で述べたように、「国策」の語が「氾濫」する状況は挙国一致内閣期から日中戦争期における特有の現象であるが、そのことが具体的な政治動向に対しどのような影響を及ぼしたかという点については、伊藤隆氏の問題提起¹や有馬学氏の通史的説明²からはさほど深められていない。「国策」の立案なる試みを自明のものとしせず、そのことが持つ当該期における特殊な意味合いを説明することが必要なのである。そしてこの第二の課題を克服するための視点として、「国策」及び（当該期において同様に言説としての振る舞いを見せる）「挙国一致」の語が持つ言説としての作用の解明、すなわち言説分析が必要となる。これが第三の課題である。

本章ではこれらの課題設定の下、挙国一致内閣期において国策研究同志会が発足し、二・二六事件を挟んで一九三六年末に国策研究会として再発足す

るまでの動向を明らかにする。

第一節 陸軍中央部における合法的改革方針と「国策」

（1）陸軍中央部における合法的改革方針―研究機関・言論機関と「国策」の必要性―

国策研究会の初期形態である国策研究同志会³発足の契機が、一九三三年の初めに矢次一夫（国策研究同志会設立者）へなされた「国策」の立案依頼にあることは既に知られている。この依頼は陸軍少佐であった池田純久からなされ（以後、彼は矢次と陸軍中央部との連絡役となる）、その背景には、永田鉄山を軍務局長に据えて国家改造を進めようとする動きがあったことも同じく周知の事実であろう⁴。しかし、永田やその下で政策研究を行った池田⁵を中心とする陸軍中央部⁶がなぜここで「国策」を求めたかは、いま一度整理が必要であるように思われる。

その第一の理由としては、軍部内の統制が挙げられる。当時永田ら陸軍中央部においては、皇道派系青年将校の国家改造運動を抑制するためにも、彼らを納得させる国家改造の具体案を早急に作成し遂行せねばならないとの認識が強まってきており、そのための政策研究機関の設置も要請されていた⁷。さらに当該期の陸軍中央部では、国家改造の具体案を暴力的クーデターによってではなく陸軍大臣の主導により内閣を通して推進しようという合法的改革方針⁸が共有されつつあり、池田ら陸軍省の中堅将校は永田を軍務局長に迎え、これを実行に移そうとしていた。池田による矢次への依頼はこの動きの一環として理解できる。

第二の理由は、陸軍中央部主導の「挙国一致」体制構築の方策としてのものである。この頃永田は、「指導督励ノ為ノ忬度ヲ自ラ把握」して「具体案ヲ有」し、「軍部ガ適正ナル方法に依リ為政者ヲ督励スル」ことにより、国内・軍内の「人ノ和」を得て「挙国一致」を実現することを唱えている¹⁰。ここでの「挙国一致」は、あくまで「力ヲ有スル軍部」による「指導督励」を前

提とする陸軍中央部によるヘゲモニー確立の言い換えであって、極言すれば暴力的クーデターの「合法的」代替案に他ならない。とはいえ当該期の陸軍中央部が、具体案を提示し他の政治勢力に合意させることで国内の統合を恢復する（Ⅱ「国策」提示による「挙国一致」の実現）という挙国一致内閣の枠組内での形式に沿った主導権確保を志向していることは注目に値する。彼らは、後述していくように当該期政治社会において広く共有された「国策」と「挙国一致」の必要性に同調し、それに応える形で以て自身の政治的抬頭を正当化しているのである。

「国策」立案の依頼を受けた際、矢次は上記の方針を聞いて「合法的で合理的、かつ漸進的な国政改革運動を推進しよう」という意図が、陸軍の中央地方に鬱勃として抬頭しつつある¹¹と理解し、これに賛同する形で彼らへの協力を決意している。陸軍中央部による合法的改革方針を前提として矢次は活動を始め、そのことが国策研究同志会の発足に繋がっていくのである。

さらに「国策」立案依頼の後、一九三三年の夏には陸軍中央部から矢次に対して国策研究機関設立と雑誌発刊が依頼されているのであるが¹²、その背景を示すのが、池田によって一九三五年九月に作成された「陸軍当面の非常時政策」¹³である。

ここではまず、「改革国策」の確定とそれを遂行し得るヘゲモニーの確保が唱えられる。このうち、ヘゲモニーの確保を陸軍大臣によってなされるものとする点は合法的改革方針と同様である。そしてその実行のために、「各派の政治的主張を総合参酌しつつ万人非議なき日本改造案大綱」を策定する《ブレイントラスト》と、大衆の組織化のために「国民運動を煽起し以て国家改造を国民の自発的信念化せし」める「軍部の思想宣伝機関」たる《ジャーナリズム》とが必要だとする。この《ジャーナリズム》については、「中央公論改造等を圧倒するに足る言論機関」とあり、総合雑誌に類する形態を取るものであることが見て取れる。つまり、前者は「国策」の立案のため、後者は「国策」の世論化や支持の調達のための機関として求められているので

ある。以上の発想は一九三三年時点から存在しており、矢次への依頼の背景となったものと考えられる¹⁴。

しかしこの「陸軍当面の非常時政策」には、一九三五年段階から現れたと思われる、合法的改革方針から逸脱した主張も含まれている。すなわち、財閥・既成政党を指す資本主義勢力への対決姿勢（「資本を攻撃する」、「財閥党閥の翻意改善可能なるかの如き期待方針は危険なるセンチメンタリズムと日和見主義」と国民運動・国民動員を伴う軍部の政治勢力化（「国民大衆の動員組織を確立せよ軍部そのものが日本改造の過程に於ける政治勢力にあること改めて議論の要なかるべし」：軍部は独自の政治勢力を結成せざるべからず）の強調である。この対決的姿勢からすれば合法的改革方針自体が「日和見主義」であり、対立する別の方策が入り混じっていることになる。

この文書の作成は永田軍務局長の暗殺直後であり、背景をうかがわせる史料も少ないため、上記のような急進的国内改革要求路線が現れた要因・経緯を特定することは困難である。しかし、川田稔氏が指摘しているように、当該期の陸軍における世界大戦勃発への危惧やそれに基づくと思われる華北分離工作の開始といった状況に影響を受けたものと見ることはできるだろう¹⁵。すなわち、ここで唱えられている国民運動や国民動員、既成政党などの排撃は、陸軍中央部が早急に主導権を掌握し、資源確保としての華北分離工作の遂行も含め、総力戦体制を構築するための戦略として浮上しているように思われる。

このような変動を踏まえれば、合法的改革方針の中で唱えられる「挙国一致」とは、あくまで陸軍の強力な指導権を前提としたものであり、総力戦体制の構築や、資源確保のための永田の対外戦略（米英提携路線破棄）¹⁶を見据える点で、それとは相容れない既成政党などとの緊張関係が潜在していたことは指摘しておかねばならない。そのために、上記の方策が急がれ、加えて政友会の野党化などによって挙国一致内閣の枠組が綻びを見せる一九三五年段階の状況下では、合法的改革方針は、陸軍の急進的な政治勢力化及び

対立する政治主体排撃を伴う方向へと容易に転化し得たのである。以上のよ
うな陸軍中央部における合法的改革方針とその揺らぎが、国策研究同志会や
それと共に現れる雑誌『国策』の活動を規定していくこととなる。

(2) 「国策」の持つコノテーション機能

矢次への「国策」の立案依頼は、彼のほかに国策研究同志会メンバーと
なる四名と、さらに陸軍将校数名も加わって実行に移され、総合国策大綱な
る成果を生み出した。これが『国防の本義と其強化の提唱』（一九三四年十
月）の原案となつたらしいことは周知の通りである¹⁷。この陸軍パンフレッ
トについては既に多くの研究蓄積があるが、本章では、上記の経過を経て発
表されたそれが「陸軍国策」や「国防国策」として受け止められた¹⁸ことに
着目したい。

挙国一致内閣期、特に一九三三年八月の政友会による国策協定問題以降、
「国策」は国家危機の究極的解決策としての意味を言外に含みながら盛んに
論じられ、政党側においても、またジャーナリズムにおいても、その立案・
遂行能力の有無が政治担当能力の有無を計る試金石として捉えられ始めて
いた¹⁹。それに伴い、政友会に対抗する形での民政党的「国策」公表²⁰、五
相会議における荒木陸相の「国策」提示²¹など、「国策」は各政治主体によ
る主導権争いの手段となつていたのである。このような政治状況下において
陸軍パンフレットは陸軍による「国策」と理解され、その提示は以下の方
な反応を引き出すこととなる。

…私がこのパンフレット発表の事実を知って感じたのは、『第三党』
の出現ということであった。…この積極的に提出された国策の根本案に
対して、縦横に検討するの義務から逃れえない…一方に行政的実権を得
ると同時、他方国策案を具して国民に問う。これが『第三党』の出現で
なくては何であろうか。²²

政治の行詰まり、それから国民生活の窮迫は…総合国策、政策と言う
ものが無くなったのが大原因と言わねばならん。…当然この全面的国政
の大観、総合的な国策研究は政党がやるべきだが、政党にはそんな力も
見識もない。問題の陸軍パンフレットは、陸軍が政治家より一歩先に目
覚め、この点で政治家以上の進歩的見識のある事を証拠だてるもので、
内容は別、その着眼と識見だけは十分尊敬さるべきだろう。²³

これらの政治批評が示すように、「国策」提示としての陸軍パンフレット
発表は、陸軍の政治担当能力が既成政党など他に劣らぬものであると印象づ
け、合法的改革方針として企図される政治介入を正当化する効果を持つてい
た。すなわち、当該期において「国策」はその具体的内容は曖昧な一方で必
要性だけは疑う余地のない大前提となり、そこに「国策」を提示し得る者
は政治的主体たり得る²⁴とでも言うべき認識がコノテーションとして形成
されていたのである。挙国一致内閣期の政治状況において陸軍中央部が「国
策」を必要とした要因の根本に、このような「国策」に伴うコノテーション
機能、ないし言説的機能があつたことは見逃せない。

以上、本節では陸軍中央部における合法的改革方針と、「国策」としての陸
軍パンフレットが持った効果について論じた。「国策」の有無が主導権獲得
に直結すると認識された政治状況の中、「国策」の立案・提示による国内政治
と陸軍内両方でのヘゲモニー構築を図ろうとした陸軍中央部の思惑、及びそ
の急進化としての国民運動による議会勢力排撃路線を背景として、国策研究
同志会及び雑誌『国策』が現れてくることとなる。

第二節 国策研究同志会・雑誌『国策』の発足と挫折

(1) 国策研究同志会の発足

国策研究同志会の活動は、一九三三年七月における矢次一夫の大蔵公望訪
問から始まる（当時、元満鉄理事で満州問題の専門家であった大蔵は、自身

〈表1〉1936年10月までの国策研究同志会参加者

(1) 小委員会・理事会 7名

◎矢次一夫(労働事情調査局所長)、◎大蔵公望(貴族院議員)、◎道家斉一郎(専修大学常務理事・経済学部長)、◎小野義一(元大蔵次官)、○小野武夫(法政大学教授、元農商務官僚)、◎添田敬一郎(民政党顧問、元内務官僚)、○松井春生(調査局調査官、内務官僚)

(2) 陸軍将校 6名

永田鉄山、池田純久、影佐禎昭、和知鷹二、大城戸三治、岩畔豪雄

(3) 官僚 46名

◎池田宏、生田武夫、丹羽七郎(1935.7死去)、大村清一、○河田烈(貴族院議員)、唐澤俊樹、長満欽司(東京株式取引所常務理事)、長岡保太郎(協調会)、栗栖三郎【第一期のみ】、○天羽英二、水津弥吉(横浜正金銀行副総裁)、○赤松小寛、◎井川忠雄、池田克(大審院検事)、岩崎松義、糸井謹二(東京府職業課長)、橋本能保利(元協調会)、細野孝一(内閣調査局専門委員)、勝間田清一、○河原田稼吉、吉垣寿一郎、田代重徳、田辺勝正、田中章一、竹内徳治、武島一義、中村敬之進、中川賢一(協調会)、内田源兵衛、奥村喜和男、松島鹿夫、松隈秀雄、松村勝次郎(協調会)、藤沼庄平(政友会議員)、藤田国之助、安積得也、○斎藤良衛、斎藤栄一、菊池慎三、宮島清、水谷良一、菱沼勇、森部隆、守島伍郎、水津弥吉(横浜正金銀行総裁)、広田弘毅【講演のみ】

(4) 財界人 9名

山室宗文【第一期のみ】、富永静雄、渡部道太郎、吉田巖、瓜生春雄、福島喜三、秋山昱礼、高木陸郎、池田成彬【講演のみ】

(5) 代議士 4名

田子一民、片山秀太郎、滝正雄、永井柳太郎

(6) 学者 16名

○穂積重遠、大河内正敏、○大島正徳、東畑精一、上田貞一郎、美濃部達吉【第一期のみ】、高橋亀吉、高木友三郎、近藤康男、阿部重孝、阿部勇、城戸幡太郎、井関孝雄、留岡清男、住江金之、小野塚喜平次【意見提供のみ】

(7) その他 11名

今井田清徳(貴族院議員)、辻誠(産業組合中央会)、長沼弘樹(大蔵大臣秘書官)、中澤弁次郎(農村工業協会)、倉島武(協調会囑託)、石井常次郎(海軍大佐)、八田嘉明(満鉄副総裁)、菊川忠雄(全日本労働総同盟主事)、宮城孝治(産業組合中央会)、東浦庄治(帝国農会)、関口泰(東京朝日新聞論説委員)

『国策研究同志会報告書』より作成。

下線は第一期名簿(1934年7月時点)に記載あり、◎・○印はそれぞれ一時解散時に常任理事・理事。また、陸軍将校については名簿に記載されていないが、委員会・講演などへの参加は別に明記されているため表に含めた。

国策研究同志会は当該期の活動を、一九三五年の六〇九月における改組を挟んで第一期・第二期に分けている。改組を必要とした理由は、第一期の活動が「急速に充分なる成果を得んと欲する本会の目的」には見合うものではなく、また「時局の進展に伴い改組国策確立の要望は愈々重大化するに至」ったことにあると述べられている³³。明確な関連や内部事情を示す史料は管見の限り無いが、先述した「陸軍当面の非常時政策」の作成時期とも重なっており、陸軍中

田純久・影佐禎昭らの祝賀会や送別会を開催したりといった関係が見られる³²。「陸軍当面の非常時政策」で唱えられたように、国策研究同志会を軍部直属の団体とするのではなく、人的な結びつきを作り上げるという方式(「軍部のブレイントラストは軍部所属として構成せず独立」：軍部との連絡は人的的要素とを以て別に工夫)によって、相当程度強い関係を有していたことは確かである。

の有する情報の価値を活かして人脈を広げつつあった²⁴。この時矢次は大蔵に雑誌の刊行を持ちかけるも、大蔵はむしろそれと同時に並行していた研究機関設立の方に興味を示し²⁵、彼と矢次によって国策研究同志会が設立されることとなる。この後大蔵は矢次と並ぶ組織の中心人物として活動し²⁶、活動方針等に与えた影響も大きい(後述)。

国策研究同志会は、一九三三年末に発足し、一九三六年十月に一時解散を迎えた。この一時解散の際に作成された名簿を元に参加者を挙げたものが〈表1〉である²⁷。まず注目されるのが、設立時(一九三三年十二月二十八日の下打ち合わせ会)のメンバーである矢次、大蔵、添田敬一郎、総合国策大綱作成にも関わった道家斉一郎、小野義一、小野武夫、さらにこれに松井

春生を加えた七名による小委員会ないし理事会と称されるグループである。彼らによって定期的に会合が持たれ、研究方法の協議や会員加入の是非、会の財政などについて打ち合わせがなされていた²⁸。この七名が会の中心として運営を担っていたと考えられる。彼らに加え、一時解散時点では新たに六名が常任理事・理事となっていたが、その理由やそれによる影響は不詳である。会員の加入・勧誘についても、人選の基準などは史料の制約上、不明なところが大きい。

陸軍中央部との関わりについては、矢次を陸軍省囑託に推薦したり²⁹、永田鉄山らによる講演³⁰や、同じく永田から民間有力者と軍人との交流を検討してほしいとの依頼があったり³¹、国策研究同志会メンバーを中心として池田純久・影佐禎昭らの祝賀会や送別会を開催したり

中央部における国内改革方針の急進化やそれによる総力戦体制構築の推進が背景にあると考えられる。

第一期における組織は、わずかに小委員会（理事会）と政治特別小委員会を備えるのみだったが、改組の後は常任理事会、定例午餐会、定例事務局幹事会、産業問題研究会、財政金融問題研究会、思想教育問題研究会、政治問題研究会、社会政策研究会、農村問題研究会、支那問題研究会を設けて組織を拡大させ³⁴、〈表1〉に示したように会員数も大幅に増加している。

このようにして政策研究を進めた国策研究同志会であったが、「国策」樹立という点での成果は極めて乏しいと言わざるを得ない。国策研究同志会の目的は、「今日国家と国民とが安んじて妥当なりと為すに足る改革国策の具体案を得んとする³⁵」ことにあり、「国防力を強化」することを基本国策としてその具体化を試みたのであるが³⁶、具体案として得られたのは「貴族院改革案に関する中間報告」のみであった³⁷。国策研究同志会は陸軍中央部の合法的改革方針に沿って「国策」の樹立を目指したものの、諸政治勢力や国民大衆の合意を得て陸軍中央部のヘゲモニー構築を可能とするような「国策」立案の実現にはほど遠く、その試みは失敗に終わったと言える。

しかし、国策研究同志会が自身の活動の成果として捉えたものは、わずかな政策の具体案のみではなかった。各省の官吏や分野の異なる学者、対立する位置にある政治家、資本家と労働組合の指導者など「甚だ雑多なる」会員が、「主義主張の相違を認めつつ而も現実の認識と批判とに於て些の異るところ無きを立証した」ことを、「立案過程に於ける副次的成果」とするのである³⁸。このような自己評価は、これまで先行研究において言われてきた「革新」派団体としての見方とは明らかに相違するが、〈表1〉に示されるような人的構成の雑居の実態を踏まえれば、牽強付会や自己弁護の類とは言い難い。いわゆる新官僚（松井春生）や革新官僚（奥村喜和男）など明確に「革新」派と認められる会員は在籍しているものの、国策研究同志会の会員中に広く共有されるような「革新」的傾向は認め難く、むしろ「革新」派の枠組に留

まらないような雑多な人的構成、いわば「挙国一致」的構成をその特色と見るのが適切であろう。

無論、陸軍主導の改革国策遂行という目的の下ではあり、その挙国的な人的構成もあくまで他の政治勢力を説得可能な「国策」立案のために必要とされたに過ぎない³⁹。しかし手段と成果は逆転し、国策研究同志会は「国策」研究を通じた「挙国一致」的な人的繋がりの構築に終始することとなった。この陸軍中央部への協力団体としての挫折と挙国的政策研究団体としての自立という結果で以て、国策研究同志会の性質や意義は理解されるのであり、この逆転的な成果こそが後に再発足する国策研究会の目的を導き、その在り方を規定していくこととなる。

(2) 雑誌『国策』と国策運動構想

陸軍中央部から矢次へ依頼された雑誌刊行計画は、一九三四年十一月に雑誌『国策』の創刊として実現している。この雑誌『国策』についてはこれまでほとんど顧みられることがなかったが、管見の限り、第八号、

第九号、第二十二号⁴⁰の現存と、創刊号、第三号、第四号、第五号、第八号の新聞広告⁴¹が確認できる。これらから把握される掲載記事とその執筆者をまとめたものが〈表2〉である。

この雑誌『国策』の編集について矢次は、当初は自分が担当したものの、雑誌経営の煩雑さから三号目で北原龍雄（高島素之門下）や三浦義一に譲ったと述べている⁴²。しかし実際には、矢次の名は記事執筆者や「本社側」として第八号（一九三五年六月号）まで確認でき、北原は第八号以降、三浦は第九号以降にはじめてその名が確認できる。編集者の交代はこの第八・九号辺りを見て良い⁴³。これ以後は、北原、三浦に加えて赤松克麿、松延繁広、御手洗辰雄が「編集同人」などとして名前が挙がっており、国家社会主義系の人物が中心となったようである⁴⁴。

一方、編集者交代以前の第七号辺りまでは、矢次や道家、大蔵など国策研

〈表2〉雑誌『国策』見出し一覧

	巻号	記事見出し	執筆者・座談会出席者	備考		
1934年	創刊号	軍部中堅将校と国策を談ずる会	土橋中佐、池田少佐、田村少佐、三國中佐、清水少佐、田中少佐、片倉少佐、大蔵公望、天羽英二、道家斉一郎、田所輝明、木村毅、矢次一夫	東京朝日新聞広告(10月)のみ確認、広告中に「『国策』運動に参加せよ」の文言。国策発行所より出版。		
		藤井蔵相に要望す	小野義一			
		市電争議は労働側の勝利	道家斉一郎			
		軍部パンフレットの社会的影響	—			
		在清政治機構改革問題	—			
		時事漫画	—			
		後藤文夫論	麻生久			
		政友の教育制度改革批判	大島正徳			
		内外要録(新日英同盟・軍部の国策提唱・マーケットオペレーションの限界・過剰生産の実現性・労働賃金と資本蓄積(石橋湛山氏の妄想))	—			
		親英親露派対立秘史	木村毅			
別冊付録 国防の本義と其強化の提唱	—	第22号「重要目次一覧」より				
資本主義と農村問題	(座談会)					
苦悶の既成政党	山内一郎					
1935年	第3号(新年号)	国策縦横	道家斉一郎、風見章	東京朝日新聞広告(先年12月)のみ確認。国策発行所より出版。		
		特集 孤立交渉を談ずる会	阪西大佐、道家斉一郎、小幡西吉、大蔵公望、小野武夫、大西齊、田代重徳、阿部賢一、清水少佐、関根大佐、矢次一夫			
		非常時財産税の創設を提唱す	小柳勉一			
		国維会の没落	山本鉄太郎			
		〔国策縦横〕藤井の健全財政主義を批判す	大倉兼持			
		〔国策縦横〕ファッショ新党を排撃す	山本鉄太郎			
		〔国策縦横〕労働争議調停法に対する改正私見	石原専一			
		〔国策縦横〕通信省の新労働政策について	宮本武夫			
		国防と教育	宮島清			
		臨時議会で政局の時流	百武忠次			
		爆弾動議で久原はいくら儲けたか	兜町隠士			
		林陸相の立場	葉隠山人			
		陸の人材を語る	渡部道太郎、橋本清之助			
		日本国家革新の指導精神を論ず	麻生久			
		政経時評(人権蹂躪問題と擁護すべき人権・軍縮条約の廃棄通告に際して・十年度予算案のスフィンクス・政党と軍部と官僚・公債の増加と公債応募能力・実現困難なるバスター制・東京市の交通統制について)	—			
		「陸軍パンフ」の社会的影響の決算	—			
		経済機構改造案大綱	—			
		第4号(2月号)	ザール人民投票の予後		片倉伸	東京朝日新聞広告のみ確認。国策発行所より出版。
			政局展望		山本鉄太郎	
			国策春秋		A・B・C	
政経時評(出そうで出ない第三党・府県経済部新設と官僚政治・円為替軟調見直し・デンプル外交の柔軟屈伸性)	—					
明治初年の五・一五	豹子頭					
新国防の指導精神	清水少佐					
番町会を暴いて	大森山人					
大蔵省事件を批判する会	千石与太郎、亀井買一郎、後藤隆之助、森田久、風見章、矢次一夫					
大蔵省事件と大新聞の醜態 帝人事件の経過と足取り	丹下右膳					
自由主義の克服	藤沢親雄					
軍事費の生産性を論ず	小柳勉一					
岐路に立つN・R・A	吉田巖					
来るべき軍縮会議への対策	円地与四松					
人物春秋 陸の人材を語る(松井春生 亀井買一郎)	X・Y・Z					
政友会と民政党	山道八郎					
第5号(3月号)	経済機構改造案大綱	本社調査部	東京朝日新聞広告のみ確認。国策発行所より出版。			
	内外時評(米穀自治管理と米穀商の立場・産業分業問題・台湾自治制問題・神武会の解散と愛国団体の動向・改造請願運動の実相・栗中佐の飛徹・社大党の軍部支持問題・独ナチス資本家に大弾圧・蘇連の極東軍備現状・モロトフの広田外相の演説評・我が対支新政策に対する外紙の論評)	—				
	知識階級論	河野密				
	町村財政の窮乏と勤労者の闘争目標	織本侃				
	時評・「片鱗」愚劇を衝く	末間恭				
	仏蘭西の憲法改正問題	山本喬				
	内閣審議会の政治的意義	山本鉄太郎				

究同志会メンバーや池田による記事も見られる。少なくとも矢次が編集していた時期においては、雑誌『国策』の人的構成は国策研究同志会と重なる

ころが大きいと見られる⁴⁵。記事の傾向としては、例えば創刊号の内容に見られるように、親軍部・官

僚、反既成政党の色合いが強くなり、それが当初より意図されたものであったことは、『国防の本義と其強化の提唱』が創刊号の別冊付録となっていること

46からもうかがえる。記事の傾向としても、例えば「政党の凋落、それに促されて官僚の台頭。よき傾向である。」47、「さるにても愉快なことは政友会の大動揺だ、さつさと割れちまえ：

	紛糾する鉄鋼国策の帰着点	小柳勉一	
	綱紀問題の論戦を評す	森田久	
	明治初年の五・一五	豹子頭	
	新社会政策大綱	—	
	人物評論	江藤源九郎、加藤勘十	
	対支政策を語る	瀧蒙班長大城戸中佐	
第6号	天皇機関説批判	西本喬、山下博章	第22号「重要目次一覧」より
	教育国策を語る会	—	
	我国公益事業統制論	通家齊一郎	
第7号	官僚歴史的新段階	赤松克麿	第22号「重要目次一覧」より
	飯米差押禁止法案批判	長野朗、三輪寿社	
	薫風窓下の熟語	和田中将	
第8号(6月号)	〔巻頭言〕国策原理としての人への認識	—	出版元を「国策社」に変更、以後同様
	緊急国策としての選挙肅正	北原龍雄	
	航空問題管見	片岡直道	
	内閣審議会成立秘史	御手洗辰雄	
	新史道確立の指標	丸内祥人	
	国策春秋	山本鉄太郎	
	魂を喪った農民学校	岩田健治	
	国防を識らざる国防論	天保山人	
	軍需品景気と国防費	斎藤直幹	
	人物を語る(吉田茂・鈴木貞一)	X・Y・Z	
	陸海軍将校に国防と財政を聴く会	(陸軍側)武藤中佐、清水少佐、新庄三等主計正、岡崎三等主計正、真方大尉、山縣大尉 (海軍側)関根大佐、大石中佐、大和田中佐、為本主計中佐 (本社側)赤松克麿、松延繁広、矢次一夫、北原龍雄	
	ナチス党員と語る	池田純久	
	浅春坐行	遠賀貞吉	
	明治維新と三井財閥	高田義平	
	生命を護る国策なし	渡辺虎太	
第9号(7月号)	〔巻頭言〕詰問第一号・弱体暴露第一号	—	
	中国国民党打倒論	赤松克麿	
	〔時評〕局面を正視す	北原龍雄	
	国体明徴の徹底化?	島中雄三	
	選挙肅正難の克服を語る会	石橋弥(千葉県公平村長)、瀧正雄(代議士・内閣参与)、長島隆二(代議士)、宮本熊吉(埼玉県熊谷市会議員)、矢次健吾(大分県選挙肅正運動)、津久井龍雄(国民協会統務長) (本社側)赤松克麿、御手洗辰雄、北原龍雄、松延繁広、三浦義一	
	売買合戦の顛末	鉄仮面生	
	国策春秋	松本正広	
	国防経済の特質と其の対策	長守善	
	政友会滅亡史	姫野清彦	
	農村問題と海外移殖民	高山三平	
	人物を語る(山田龍雄・酒井大佐)	X・Y・Z	
	石橋湛山氏を困んで資本主義と国策の関連を語る	石橋湛山(東洋経済新報主幹)、長守善(満鉄経済調査会) (本社編集同人)赤松克麿、北原龍雄、松延繁広	
	激動裡の北支を行く	松延繁広	
	遠離幽情	遠賀貞吉	
	〔読物〕国体明徴と南朝哀史	大井田文伍	
	〔読物〕明治維新と三井財閥	高田義平	

陸軍中央部が直接関わっている記事としては、先にも述べたように、軍部将校を交えた三度の座談会記事や現役将校の執筆した記事四編が確認できる。この内、第八号掲載の「陸海軍将校に国防と財政を聴く会」において清水盛明(陸軍新聞班少佐)は、「国策」として「広義国防」を主張する中で「個人主義・自由主義…これを直す為めには…異常の決心が必要で、早く日本主義に還るとい運動を起し、

其処に到達しなければならぬと思う其の意味に於て雑誌『国策』の使命は実に重大であると思う。⁴⁹」と発言しており、『国策』が彼らの望む国民運動を励起する役割を担っていたことをうかがわせる(このことは新聞広告に添えられたスローガン⁵⁰からも明確に読み取れる)。雑誌『国策』が先述の「陸軍当面の非常時政策」で唱えられた言論機関(「国民運動を煽起し以て国家改造を国民の自発的信念化せしむ」)を実現し、陸軍を中心とした政治勢力の結集あるいは総動員の実現を目的に、思想宣伝や国民運動の励起を意図したものであると考えて良いだろう。

この国民運動を指して、雑誌『国策』は「国策運動」なる文言を用いている⁵¹。矢次の回想によると、この国策運動の文言は彼自身が一九三三、一九三四年頃に用い始め、彼の周囲で盛んに議論されていたという⁵²。この点はこれまで全く検討されてこなかったが、国策運動の内実を示す史料として『国策運動パンフレット 国策運動を提唱すー内閣調査局との関連を考へつ』⁵³がある。以下、その内容に沿って国策運動が如何なる構想を持つものであったか見ていく。

まず国策運動とは「国策の審議と確立とを旨指して」国民により起こされるべき「一大運動」であり、「国策」樹立のための国民運動であるとされる⁵⁴。しかし、そこには当然ながら、政治闘争としての意味合いが込められている。その第一は政党排撃である。パンフレットは現状を「無国策時代」と捉え、「無国策時代の展開した理由は：政権が政党と申す者の手に握られたことである」として政党にその責任があるとする。そこから「政党と申すものは国策の絶縁体である」が故に排撃されねばならず、「政党排撃は即ち国策要望」との結論が引き出される。政党の排撃は「国策」の樹立を掲げることによって正当化されるのである⁵⁵。

第二に、官僚・軍部の抬頭の正当化である。官僚・軍部は、「国策の確立と遂行とを心組んで政治勢力を結成せんとしつつあり、此の意味に於て、厳粛なる存在たらんとして」いるとして「国策」の樹立・遂行を期待できる政

治主体とされている⁵⁶。もつとも「国策は未だ樹てられて居らぬ」ために、彼らの力はまだ發揮されていないのであるが、「国策運動が、国民の総意と全面的努力に依つて起されるならば、軍部や官僚の、最も良き分子をして、国家の現情勢が最も必要とする役割を果さしむる」ことができるとする。図らずも「光は国策から。此の標語の下に、国民的努力を国策運動の前に総動員したい」(傍点筆者)の一文に表れているように、国策運動は「国策」の樹立を正当性として大衆を動員、合意を調達し、政党を排撃して軍部・官僚を一大政治主体たらしめるキャンペーンとして構想されているのである⁵⁷。

上記の内容は、議会勢力を排除した上で、官僚・軍部による国民的支持と政治的実権の独占を旨とする国策運動構想と要約できる。この国策運動構想が練り上げられた過程は史料の制約上明らかでないが、第一節で述べた陸軍における方針の急進化傾向に関わると見て良いだろう。少なくとも、(現実に可能であるかはともかくとして)早急な陸軍のヘゲモニー実現と総動員体制の構築という目的に対し、国策運動構想は合致していると言える。なお、この構想もまた「国策運動の旗の下に喚び起され」る「真実の挙国一致」として表現されている⁵⁸。しかし、国民運動による政党排撃を前提としている点で、合法的改革方針において唱えられていた各政治主体の合意を取り付けた上での主導権確保の形式をとる「挙国一致」とは質的に異なることは明らかである。それにもかかわらず、「挙国一致」が正当性として奉じられている点は注目に値する。「挙国一致」には、「国策」と同様に正当性をもたらす言説的機能が期待されているのであり、ゆえに「真実の挙国一致」と逆説的に強弁する必要があるのである。

さらに言えば、国策研究同志会は上記のような合法的改革方針に基づく「挙国一致」的で雑多な人的構成の上での「国策」研究を目的とする以上、急進的・対決的姿勢には転換し難いものに対し⁵⁹、雑誌『国策』は国民に対する軍部・官僚支持の呼びかけと政党に対するネガティブキャンペーンを目的

としていたために、容易に国策運動構想へ傾斜したものと考えられる。国策運動構想はこれまで指摘されてきた「革新」的性格を示すものとも言えるが、それは国策研究同志会の「挙国一致」的傾向とは質的に異なるのであり、そのことは、後述するように再発足後の国策研究会においてさらに明瞭に現れることとなる。

もともと国策研究同志会の運営者である矢次が国策運動構想に関わっている以上、その構想が展開した際には国策研究同志会も大きく変化する可能性はあったが、この正当化論理としての「国策」・「挙国一致」の必要性と国民運動を結び付けた国策運動構想は実行に移されないうまま挫折した。陸軍内の対立激化により一九三五年八月に永田鉄山が殺害され（これと関連して池田純久も十二月大陸へ転出となっている）、翌年には二・二六事件が勃発するに至り⁶⁰、「あれほど苦心惨憺してやったけど……合法的改革なんでもはどっかへフツ飛んでしま⁶¹」った。すなわち、陸軍中央部との人的接続（先述したように、それは軍部への組織的所属ではなく人的関係に依拠したものであり、人事的変動により致命的な影響を受けるものであった）が切断され、合法的改革方針の実現も不可能と認識されたことで、国策研究同志会・雑誌『国策』ともに活動の前提を見直さねばならなくなったのである。加えて国策研究同志会において「国策」案は成立を見ず、雑誌『国策』は一九三五年七月より休刊⁶²、国民運動を即座に組織し得るような基盤もなく、彼らの方針と活動は行き詰まりを見せた。国策研究同志会は二・二六事件後も存続するが、画餅に終わった構想を精算し、残された政治的資源を頼りとして再出発を図ることになる。

第三節 国策研究会としての再発足と挙国的「国策」構想

(1) 国策研究同志会から引き出された成果と方針転換

二・二六事件の後の国策研究同志会について、矢次一夫は以下のように述

べている。

こういう研究機関が、軍部を含めて、特定のだれかのものであってはいけない。やっぱり国民的な基盤に立ったブレインであるべきだ……そののきつけをなしたのが二・二六事件です。結局あれほど苦心惨憺してやったけれども、一〇年に永田鉄山が殺される。合法的な改革なんでもはどっかへフツ飛んでしまう。……急進的なものが台頭して、その行きつくとところが二・二六事件であった。⁶³

二・二六事件や陸軍内の動揺は、国策研究同志会と陸軍の協力関係を困難にしたのみならず、会の方針の根本的見直しを迫るものとして受け止められたのである。

回想中の「国民的な基盤」の文言からも推察できるように、労働運動・社会運動の経験を持つ矢次は国民運動を用いる発想を多分に持つが、彼と並び立つ中心人物であった大蔵公望はまた異なる認識を持っていた。この頃、矢次・瀧正雄・麻生久と会談した際に大蔵は、「麻生君は別に国策を持たず、有力なる政権が出来た後、如何にしてそれを民衆と結びつけるかに関する意見を主として述べたり⁶⁴」（傍点引用者）との感想を記している。大蔵は「国策」と国民運動を全く別の問題として捉えているのである。そのため大蔵は、『国策運動パンフレット』が作成された頃に矢次・道家斉一郎から「国策研究を一步進めて更にもっと具体的運動に近き」ものにしなさいと提案された際にも、「余は此に賛成せず」という反応を示している⁶⁵。

加えて彼の持つ政治的方針も、国策運動構想に見られた反議会主義的な方向とは明らかに異なる。大蔵は、「政党にしても財閥にしても、初めから此を敵と考えるのは間違で、当方の政策を示し此に賛成すれば良し、反対すれば敵に廻す順序を取る可き」、「今、最も大事なのは、国家及国民に最も良き政策を樹立することで、其策が良ければ政党も新聞も反対をする筈が無い」と日記に記しているように⁶⁶、政党を「国策の絶縁体」と見なして「国策」の

樹立のために排撃するといった論理は持たず、むしろ「国策」の樹立・提示による政党・財閥との合意形成を期待していた。このような大蔵の姿勢も影響してか、国策運動構想と同様のプランは、再発足期の国策研究会にはほぼ確認できない。これら大蔵と矢次の間にある相違はこれまで見逃されてきたが、高杉氏により明らかにされた新体制運動直前期における国策研究会の分立的動向も踏まえ、より注目されるべきである。矢次は国民運動や陸軍への協力を志向する傾向にある一方、大蔵は「国策」の研究を通じた「挙国一致」を目的とし続けていたのであり、近衛新体制直前期において矢次が大蔵に真相を知らせないまま陸軍への政策提供を試みたこと⁶⁷には、両者が持つべきべき国策研究会像の相違という根本的原因があるように思われるのである。

とはいえ、このような大蔵の発想は、国策研究同志会の活動それ自体に起因するものでもあったと考えられる。国策研究同志会はその解散に当たって、以下のように総括している。

…思想的動揺の激甚な今日、これだけの各方面の異なる立場の人々が、ここに一堂に相会して日本今後の国策を議するというそれ自体こそ額手斤質に堪えないこととすべきであるとし、現実にも大切なそして最も困難なことは、一つの案を樹てる前提として現実認識と此の認識に基づく価値観の一致を実現することであろう…立案への過程を通じて東西古今の政治的経験を総合整理して得られたる何物かが、現実の社会的政治的技術として適応力を豊かならしむる効果を持つ…と信ずるところである。⁶⁸

ここには、「国策」の立案による特定の政治勢力（陸軍中央部）のヘゲモニー構築という目的から離れ、活動の中で得られた勢力横断的な人的結合とその間での共通認識の形成を重視し、それらの進展をこそ大きな成果とする姿勢が見られる。こうして、これまでの国策研究同志会の活動の中にあつた陸軍主導でのヘゲモニー構築や、そのために議会勢力排撃を目的とした国民運動

をも用いる案は放棄され、立場の異なる会員の結集と「国策」研究を通じた共通認識の形成を根本として、彼らは方針転換をなすこととなるのである。

(2) 国策研究会における挙国的「国策」構想

先にも触れたように、国策研究同志会は二・二六事件による戒厳令も相まって一九三六年二月よりほぼ活動を停止し、同年十月二十七日には解散式が執り行われた。しかしこの時点で既に再発足が取り決められており、同年十一月一日の会合（綱領・組織など議論）⁶⁹を経て同月二十五日に発起人会が執り行われ、改めて国策研究会が発足することとなる。

国策研究会の方針と問題意識は、国策研究同志会が活動開始時に持っていたものとは明らかに異なる。再発足に際して改めて作成された趣意書の冒頭には以下のように述べられる。

我国内外の情勢を按ずるに、内に在りては漸く世態の推移に伴い、思想の趣舎必らずしも同じからざるものあると経済の利害亦立場を異にするに依りて累あさるるものなしとせざるとは、知らず識らずの間に、社会勢力の拮抗を招き、動もすれば同胞の間に、軋轢を生ぜんとするの兆を呈し、世相の甚だ険悪なるを憂えしむ。⁷⁰

ここに示されているのは、思想的・経済的相違による対立激化や不安定化する政情への危惧である。国策研究会は、二・二六事件に代表されるような挙国一致内閣期を通して亢進した国内の対立激化を極めて重大な問題とみなし、会の方針もまたこの問題への解決策を提起する形で立てられることとなる。

方今の時局に処するの途は…唯官民相携えて偏えに己れを虚しくし…何人の体験に訴うるも普遍妥当の客観性を認識し得るが故に啻に其の実効を挙ぐるに些の不安も感ぜざるのみに止まらず、之を捨てば復た他に求むべきの方図あるを知らざるに依り何人も欣然として之を承

服し、進みて実施の責を分つに躊躇せざる底の円満具足の基準国策を総合確立し、以て之れが実行を期するに依りて時局を收拾：同志皆謀りて本会を設立：するの趣旨亦実に茲に存す。⁷¹

誰もが進んで同意し、実行に協力し得る「国策」を樹立することによってこそ時局が收拾されるのであり、そこに会の目的があるとされる。加えて、そのような「国策」の共同研究を進める中で「自から同志の時局に対する認識を一にし」、批判的立場にある者同士に「協心戮力を促がす」ことができ、「挙国一体」「大政翼賛」が全うされると考えるのである⁷²。このような「国策」研究を通じて挙国一致実現を図る構想を、本章では挙国的「国策」構想と呼ぶが、これが先に見た国策研究同志会の総括に由来する発想であることは明らかだろう。

この趣意書は単なる美辞麗句ではなく、参加者の中で共有された問題意識を反映するものであった。第一回の会員総会においても「軍部、政党、官僚、実業家の見る時局は同じ時局でも一致していない：私は政党と軍部の調和、これこそが最も大切な国策：だと思ふ」（添田敬一郎「民政党、元内務官僚」）、「今日は官僚独善で済む時代でなく：凡ての方面を納得さす様な国策が本会によって研究されれば、日本の将来は真に洋々たるものと信ずる」（天羽英二「外務官僚」）、「人の和のないところ、そこに非常時の根本原因があると思ふ」（船田中「政友会」）など国内対立への危惧と「国策」研究を通じた解決が、参加者により重ねて強調されていた⁷³。

ここにおいて、樹立される「国策」の政策的內容よりも「国策」研究を通じた対立の緩和や「挙国一致」の実現こそが重視されていることを見落とすべきではない。国策研究同志会では「挙国一致」を建前とした陸軍中央部や官僚による主導権の構築に重点があったのに対して、再発足後の国策研究会ではむしろ各政治勢力の対立緩和・協力関係の形成を目指すような実質的「挙国一致」体制の構築が目指されているのであり、それは「国策」の必要

性という共通認識を土台に、時局への認識の同質性を拡大していくことによって実現されるものと見なされるのである。

この目的を達成するため、国策研究会は「同志を広く全国に亘りて社会の各層に求め、政府の機関と相俟ちて時艱を濟うに足るの総合国策を検討審案する」という方法を提唱する。これが実行に移されたことは、会の人的構成から読み取ることができる。再発足から約一年後の一九三七年十二月二十五日時点における国策研究会会員数と内訳を示したものが（表3）である⁷⁴。

名簿ではこの時期の会員が、在京会員・地方会員・海外在住会員に分類されている。この内、海外在住会員は少数に限られるものの、地方会員が全体の一割を占め、広域的なネットワークを構築しようとしている様子を見て取ることができる。加えて大阪財界人の主催する政治経済研究会との提携も持たれている⁷⁵。詳細は不明だが、地方会員中に大阪財界人が多く見られる点は、このことが関わっているものと思われる。会員の職能・所属も極めて多岐に渡る。官僚、特に内務省・企画院系が多くを占める点は先行研究でも指摘されているが、国策研究同志会と同様、彼らの「革新」的傾向をそのままの性格と即断することはできない。実際、国策研究会の人的結合は、在京・地方・海外在住を含めて官僚が九五名であるのに対し、実業家七五名（業種も金融・不動産・電機・電力・出版・土木業などかなり多様である）、衆議院議員二二名、貴族院議員一八名など「革新」派として一括し難い広がりを見せているのである。なお政党政治家としては後の政友会中島派（中島知久平、田子一民、前田米蔵など）や民政党永井派（永井柳太郎）、後の政友会久原派（芦田均）、民政党主流派（川崎末五郎、松村謙三、松本忠夫）、さらには社会大衆党（麻生久、亀井貫一郎、三輪寿壯など）が見られる。

この他には、橋本欣五郎といった右翼勢力や衆議院・貴族院の書記官・事務官、報道関係者、矢次や添田敬一郎の人脈に由来すると思われる協調会関係者なども見られ、全体的傾向としてはやはり網羅的・勢力横断的であり、「挙国一致」的様相を持つと言ふべきであろう。高杉氏は一九四〇年時点の

〈表3〉1937年12月25日時点における国策研究会会員数

○在京会員

官僚	86 (内訳)	
	内務省	23
	企画院	16
	外務省	11
	商工省	8
	通信省	5
	拓務省	5
	農林省	4
	鉄道省	3
	文部省	2
	司法省	1
	厚生省	1
	大蔵省	1
	法制局	1
	東京府	1
	東京市	2
	朝鮮総督府	1
	対満事務局	1
実業家	47	
衆議院議員	22 (内訳)	
	政友会	10
	民政党	5
	社会大衆党	5
	国民同盟	1
	無所属	1
貴族院議員	18	
学者・研究者	16	
報道機関	11 (内訳)	
	朝日新聞社	4
	同盟通信社	3
	ジャパントイムス	1
	読売新聞	1

東京日々新聞	1
国民新聞	1
衆議院書記官	8
衆議院事務官	3
貴族院書記官	1
満鉄	5
産業組合	5
海軍	4
陸軍	2
市政調査会	4
協調会	3
その他	24
総数	259

○地方会員

実業家	25	大阪	25
官僚	6	兵庫	3
報道機関	2	愛知	2
衆議院議員	1	福岡	1
教育者	1	山梨	1
協調会	1	京都	1
不明	1	広島	1
		愛媛	1
		北海道	1
		不明	1
総数	37		

○海外在住会員

官僚	3
実業家	3
不明	1
総数	7

「国策研究会会員名簿」(1937年、国立歴史民俗博物館所蔵「石川準吉関連文書」)より作成。

の会員名簿からはほぼ読み取れなくなっている⁷⁷。もともと、両者の関係は完全に断ち切れた訳ではなく、一九三八年頃に矢次は池田純久・影佐禎昭を推薦者に陸軍省の囑託となっており⁷⁸、それを契機に陸軍からの依頼で日独伊三国軍事同盟の検討が会でなされるといった事例や、陸海軍からの出資、企画庁調査官であった桜井省三(陸軍大佐)・岡新(海軍大佐)のオブザーバーとしての出席などが見られる。とはいえ、陸軍と国策研究会の関係は数ある繋がりの中の一つに留まっており、少なくとも会の発足時点においては、国策研究会の重要な重要性はなかったと捉えるべきであろう⁷⁹。

以上のことから、再発足期の国策研究会は、従来言われてきたような「革新」派団体とは言い難く、中央の各政治勢力や地方財界など多方面に根を張る網羅的性格を持っており、その人的関係を基盤とする「国策」研究を通じた「挙国一致」の実現を目指す組織であったと言える。 「国策」の立案による陸軍中央部を中心としたヘゲモニー構築を目指した国策研究同志会は、国策研究会への改組を経て、「挙国一致」的・人的結合の中での「国策」立案によって各政治勢力の対立緩和・政治状況の安定化を図る挙国的「国策」構想への転換を果たしたのである。

おわりに

人的構成を指して「会の肥大化」であり、「国研の『中立性』を高めた」と評しているが⁷⁶、その背景には挙国的「国策」構想という積極的な目的意識があったのである。この点については今後さらなる検討を要するが、上記のような方針と人的構成があったからこそ国策研究会は陸軍による政治的策動の「隠れ蓑」として機能し得たのであり、またそのような複雑な形態を取らざるを得なかったように思われる。

国策研究同志会の大前提であった陸軍中央部との関わりは、国策研究会期

本章で解明を試みた課題は大きく分けて三つあった。第一は国策研究同志会・国策研究会の内実を明らかにしてその性質や歴史的意義を再検討することであり、第二はその中で「国策」の研究や樹立がいかなる意味を持っていたのかを明らかにすることであり、第三には、それらを踏まえて「国策」「挙国一致」の言説的作用を分析することであった。

まず第一、第二の課題から総括する。はじめに、国策研究同志会の発足の前提には、「国策」の提示によって政治的ヘゲモニーを握ろうとする陸軍中

中央の合法的改革方針への協力があつたことが確認された。このことには、当該期の政治状況において、「国策」の語が実際の・実務的な総合政策の域を越えた国家社会の根本的救済策としての意味を帯び、政治担当者としての資格を証左するものと捉えられたことよつて、「国策」の提示や遂行をめぐる競争が各政治主体の主導権争いに直結していたという背景がある。国策研究同志会が「国策」の立案を目指す理由はまさにここにあつたのであり、「国策」を示すことによつて陸軍中央部の主導権を正当化し、それを他の政治主体にも同意させるという方策を実現することが彼らの活動の目的だったのである。この点を、これまで国策研究同志会（及び国策研究会）について言われてきた陸軍との関係や「革新」性の内実と評価することもできる。

しかし、国策研究同志会における実際の活動成果は乏しく、そのような方策を実現する「国策」の立案には程遠いものであつた。挙国一致内閣の長期化や政党勢力の対抗の中で陸軍は権力を確立できず、国策研究同志会に伴つて現れた雑誌『国策』を中心に、「国策」を正当化論理とした国民運動の動員による政党勢力の排撃を唱える国策運動構想への転換も萌芽的に見られたが、これも実現されることはなかつた。結局、国策研究同志会は具体的な成果を生み出せないまま二・二六事件を迎え、陸軍中央部の動揺による合法的改革方針の実行不可能と国内対立への危機感を理由に上記の活動方針をほぼ放棄し、新たな方向を模索することとなる。

この危機的状況において国策研究同志会が拠つて立とうとした政治的資源が、その活動の中で築かれた挙国的な人的関係であつた。国策研究同志会で立案が目指された「国策」は陸軍の主導権を実現するためのものであつたが、合意調達のために他の政治勢力の意向を把握する必要上、国策研究同志会には勢力横断的に会員が集められていた。これまで国策研究同志会は「革新」派集団として評価されてきたが、その参加者には各方面の官僚・政党政治家・学者などを含み、「革新」派とは一括し難い広範な人的構成を有していたのである。一九三六年末、国策研究同志会が解散した直後に再発足する形

で現れた国策研究会は、「国策」研究を通じた各政治主体の共通理解の形成による「挙国一致」の実現を会の目的・趣旨として掲げ、中央においてさらに広範な人的結集を図るとともに、地方・海外にまで組織の拡大を目指した。これを本章では挙国的「国策」構想として評価したが、このような在り方が、「革新」派にも「現状維持」派にも当てはまらない、それらの対立の止揚を試みる性質のものであつたことは明らかであろう。

この背景には、挙国一致内閣期の政治過程が「挙国一致」を建前としながらむしろ政治的対立を危機的なまでに深めつつあつたことがある。それを痛感させたのが二・二六事件であり、その衝撃を受けて対立の緩和、すなわち「挙国一致」実質化の必要性が切実に認識される局面が存在したのである。国策研究同志会は「国策」による陸軍の主導権確立を狙う点で確かに「革新」的要素を含んではいたが、その活動の中で方針は転換され、各政治勢力の対立緩和・共通理解の形成、すなわち「挙国一致」の実質化を目指す国策研究会として成立したのであつた。

この中で言説としての「国策」・「挙国一致」は極めて特殊で重要な意味を帯びていた。「国策」・「挙国一致」のいずれも、自明的な必要性や、国家の救済策としてのコノテーション（言外の意味）を伴い、当該期政治社会の共通認識ないし固定化された思考の枠組となつていた。それゆえにこそ、「国策」の研究／樹立／提示や「挙国一致」の実現は誰もが受け入れざるを得ない正当性として作用するのであり、具体的政治動向の中で誰もが言及し必要とすることとなつたのである。国策研究同志会・国策研究会の根本的存立基盤はそこにあつたと言えよう。

このような「国策」・「挙国一致」の言説的作用に着目すると、国策研究会の変遷は当該期の政治状況について興味深い側面を示唆している。陸軍中央部への「国策」提示によつてそのヘゲモニー（＝建前的「挙国一致」）を目指した国策研究同志会は、再発足を経て「国策」研究を通じた実質的「挙国一致」を目指す国策研究会へと転換した。ここでは「革新」派による総合政策・

高度国防国家の構築としての「国策」進展とは異なり、「国策」の必要」という認識の同質性を元とした共通認識の形成・深化によって「挙国一致」を図ろうとする動きが確認できる。そのように見たならば、「民間企画院」とも俗称された国策研究会には、むしろ企画院等とは異なる性質が認められるだろう。くり返して言えば、再発した国策研究会において問題とされているのは、「革新」政策や高度国防国家構築の必要性を前提とした計画の策定ではなく、「国策」の必要」という具体性に欠けた共通認識を基礎と

1 伊藤隆「『国是』と『国策』・『統制』・『計画』」（『日本経済史6 二重構造』、岩波書店、一九八九年）。

2 有馬学『帝国の昭和』（講談社、二〇〇二年）。

3 本博士論文では、一九三三年末に発足し一九三七年初めに活動を休止するまでの時期を国策研究同志会、一九三七年末に再発足し終戦直前まで活動を続けた時期を国策研究会とそれぞれの正式名称で表記する（標題では煩雑を避けるため、両者を併せて指し示すものとして「国策研究会」の語を用いた）。

4 伊藤前掲論文「一九七二年」。

5 永田が軍務局長となった後、池田は新設された軍事課政策班の班長となっている（『秘録 永田鉄山』永田鉄山刊行会、一九七二年、九三頁）。

6 池田の回想（『統制派と皇道派』『文藝春秋』三四―一、一九五六年）によれば、これが永田を中心とした「統制派」であるということになるが、その実態は疑わしい部分も多いため本稿ではその呼称は用いない。ひとまず、永田を長とする軍務局などが、いわゆる皇道派系の青年将校と自らを対置して「中央部」といった語を用いていることから、彼らを「陸軍中央部」と呼ぶことにする。なお、池田が永田の下で「国策」を検討していたことは間違いない（『岩畔英雄氏談話速記録』木戸日記研究会、日本近代史料研究会、一九七七年、三一―三三頁など参照）。

7 川田稔『昭和陸軍全史2』（講談社、二〇一四年）、五二―五四頁。

した勢力横断的な合意形成（Ⅱ「挙国一致」）だからである。

もつとも、そのような「挙国一致」の理念が国策研究会の具体的な活動においてどのように展開し得たか、あるいは「国策」や「挙国一致」の言説がこの後の政治過程においていかなる影響を及ぼしたかについては、本章で見た構想レベルの段階とはまた別に検討しなければならない。これについては第三章において論じる。

8 陸軍中央部は当初暴力革命の手段を取る国家革新案を作製したが、これを改め、陸軍大臣を通じた要望の実現を試みる合法的改革方針へ変じたとされる（池田前掲記事、九八―九九頁）。

9 古川前掲書「一九九二年」、三三三頁。

10 永田鉄山「国防の根本義」（真崎甚三郎関係文書2054-12R57-93）。川田前掲書、五二頁。

11 矢次一夫『昭和動乱私史 上』（経済往来社、一九七一年）、九六頁。戦後の回想であり弁明としての性格も否定できないが、少なくとも矢次が当該期において、陸軍中央部を皇道派などよりも高く評価し、彼らの主導権による政治状況の安定化を望ましいと見たことは間違いない。

12 伊藤前掲書、四二―四三頁。なお伊藤氏はこの雑誌発刊計画は失敗したものと見ているが、雑誌『国策』（第二節で詳述）の発刊として実現していることは明らかである。

13 秦郁彦『軍ファシズム運動史』（河出書房新社、一九七二年）所収。伊藤前掲書「二〇一五年」、六一―六三頁にも詳しい。

14 矢次の回想では、一九三三年頃に陸軍から総合国策の世論化のため雑誌が必要だとして刊行の依頼があったと述べられている（中村隆英・伊藤隆・原朗編『現代史を創る人びと 4』毎日新聞社、一九七二年、九〇頁）。

15 川田『昭和陸軍全史2』、一一一頁。

¹⁶ 川田稔『昭和陸軍全史1』（講談社、二〇一四年）二八四―二八五、三〇九―三一頁。

¹⁷ 古川前掲書「一九九二年」、三三頁。『昭和動乱私史上』、九六―九九頁。なお、この作成に参加した矢次以外の国策研究会メンバーは、道家斉一郎（専修大学経済学部長）、小野義一（元大蔵次官）、小野武夫（元農商務官僚）、池田宏（内務官僚、東京市政調査会理事）である。

¹⁸ 「陸軍国策の総批判」（『中央公論』）、「陸軍の提唱する国防国策」（『官界公人』）、「陸軍の国防国策発表問題」（『中信毎日新聞』）、「所謂銃後国策」（『報知新聞』）などジャーナリズムや政治評論において「国策」として理解されている事例が多く確認される（陸軍省新聞班作成「国防の本義と其強化の提唱」に対する評論集）一九三四年十一月二十五日付を参照）。

¹⁹ 例えば、政友会は第六十四議会報告書結論や一九三三年五月二十三日における申合・総裁の裁断において、「堅固なる国策を遂行し得る強力なる内閣の出現を望んで止まない」（『立憲政友会史 第八巻』日本図書センター、一九九〇年、一三〇―一三二頁）、「国策を一新し、以て非常時艱の打開を強行せねばならぬ時である」（同書、一四二―一四三頁）と声明し、政友会・斎藤内閣間の国策協定問題についての新聞評論（『東京朝日新聞』一九三三年八月十六日付）では、「国民の仰望する国策」を樹立できない内閣と政友会に対し「無策」との批判が為されている。

²⁰ 『東京朝日新聞』（一九三三年八月二十九日付）。

²¹ 秦郁彦前掲書、七八―八二頁。升味準之輔『日本政党史論 6』（東京大学出版会、一九八〇年）、一二七―一二八頁。

²² 清澤淵『第三党』の出現」（『中央公論』臨時特集号（五六四）、一九三四年十一月一日）。

²³ 城南隠士『政界夜話』（新日本社、一九三七年）、二二六―二二七頁。

『文藝春秋』の連載記事であり、該当箇所は一九三五年二月十日に掲載。

²⁴ 兒玉州平「大蔵公望はなぜ必要とされたのか？」（『神戸大学史学年報』二九、神戸大学史学研究会、二〇一四年）。

²⁵ 『大蔵公望日記 第一巻』（内政史研究会、日本近代史料研究会、一九七三年）、一二六―一三〇頁「一九三三年七月五日・八日・十三日・十五日・十九日条」。なおここには「右傾思想の中央公論に匹敵する雑誌」という「陸軍当面の非常時政策」における記述と類似した文句が記されている。

²⁶ 『現代史を創る人びと』4、九四頁。

²⁷ 第二期会員については、本来二・二六事件以前／以後での区別を要するが、会員それぞれの明確な加入時期を確定することは史料上困難である。

なお、先行研究において言及されることの多い今井田清徳については、大蔵日記による限り二・二六事件以後の参加であると推定でき、加えて、国策研究同志会期において宇垣一成との連絡は（大蔵が彼と親しい位置にあることを踏まえても）ほとんど確認できず、国策研究同志会が自由主義的知識人や社会大衆党（当該期における彼らの参加もまた確認できない）、宇垣一成の間を媒介したといった見方（坂野潤治『近代日本の国家構想』岩波書店、一九九六年、二六三―二六七頁）は成り立たないように思われる。

²⁸ 『国策研究同志会報告書』：創立より解散に至る経過（自昭和九年至同十一年三月）（国策研究同志会、一九三六年。国立国会図書館所蔵。以下、『国策研究同志会報告書』八一―一三、一八一―二二頁）。

²⁹ 『昭和動乱私史上』、三一―三二頁。一九三三年時点は固辞しているものの、一九三七年十二月には引き受けており、その時に推薦したのが池田・影佐であったという。

³⁰ 『国策研究同志会報告書』、一八一―二〇頁。

³¹ 『昭和動乱私史上』、一一九―一二〇頁。時期は一九三三年秋とされている。

³² 祝賀会は『大蔵公望日記 第二巻』（内政史研究会、日本近代史料研究会、一九七四年）七九頁「一九三五年九月十九日条」。参加者は天羽英二、池田（宏カ）、矢次、小野（義一もしくは武夫カ）、道家、「湯川」（詳細不明）。送別会は『大蔵公望日記 第二巻』一〇五頁「一九三五年十二月二日

条」。参加者は永井柳太郎、池田宏、小野義一、道家、麻生（久カ）、矢次など。

³³ 『国策研究同志会報告書』、一三一―一四頁。

³⁴ 『国策研究同志会報告書』、一七一―一八頁。

³⁵ 『国策研究同志会報告書』、六七頁。

³⁶ 『国策研究同志会報告書』、六八―六九頁。

³⁷ 『国策研究同志会報告書』、五頁。なお、この他にも解散時に八つの具

体案が整理されているが、会の報告書においても「竜頭蛇尾の結末」と評
価される不十分なものであった。

³⁸ 『国策研究同志会報告書』、六五―六六頁。

³⁹ 例えば、美濃部達吉や小野塚喜平次について、美濃部は一九三四年五・

六月の意見提供、同年九月の会合出席のみを活動実績としてその後は関わりが見られず、小野塚は同年九月の意見提供、翌年十月の入会勧誘拒絶が確認できるのみであり（いずれも大蔵日記に拠る）、矢次・大蔵に対し「話の間に軍部に対する反感著しき」様子を見せている。国策研究同志会における挙国的な人的構成は、やはりあくまで陸軍中央部への支持がある程度は前提であり、軍部との対立や摩擦が強まった際には会員としての包摂は難しかったと考えられる（とはいえ、同様の事例は他の会員には確認できない）。

⁴⁰ 第二十二号には創刊号から第二十二号までの「重要目次一覧」が掲載されている。

⁴¹ それぞれ『東京朝日新聞』一九三四年十月三十一日付、同年十二月二十六日付、一九三五年一月二十九日付、同年三月一日付、同年五月三十日付。

⁴² 『現代史を創る人びと 4』、九〇―九一頁。

⁴³ 第八号以降は発行元が国策発行所から三浦の組織した国策社（三浦義一『歌集 当観無常』興亜文化協会、一九四〇年、二六九―二七〇頁）に移っていることもこれを傍証している。

⁴⁴ 北原、松延、御手洗、加えて頻繁に記事を執筆している津久井龍雄はいずれも国家社会主義を唱えた高島素之門下で、一九二二、一九二三年頃は赤松も高島と上杉慎吉による経綸学盟なる団体に参加していたという（矢次一夫『政変昭和秘史上』サンケイ出版、一九七九年、二二―二四頁、及び津久井龍雄『私の昭和史』創元社、一九五八年、同著『異端の右翼』新人物往来社、一九七五年）。三浦は暴力的政治活動の結果度々拘禁を受けた右翼系の人物で、国策社組織直後の一九三五年七月にも襲撃事件を起こして七ヶ月の拘禁を受けている（三浦前掲書、二六九―二七〇頁）。

⁴⁵ 創刊号掲載の座談会に出席した天羽英二が、これを「国策研究会会合」として記していることもその傍証である（『天羽英二日記・資料集第二巻（日記編）』天羽英二日記資料刊行会、一九八九年、八九六頁「一九三四年九月二十六日条」）。

⁴⁶ 東京朝日新聞一九三四年十月三十一日付における新聞広告。

⁴⁷ 『国策』第八号 巻頭言「国策の原理としての人への認識」。

⁴⁸ 山本鉄太郎「国策春秋」（『国策』第八号）、三一頁。執筆者の詳細は不明。

⁴⁹ 『国策』第八号、六七頁。

⁵⁰ 「本誌の読者は確信と勇気を有つべし。大衆よ「国策」運動に参加せよ。」（創刊号広告）、「真の国策は、国民智能の総動員のみ克く之を生まむ冀くは雑誌『国策』をして其の先駆たらしめよ。」（第八号）。

⁵¹ 前掲注に同じ。

⁵² 『現代史を創る人びと 4』、九三頁。

⁵³ 『国策運動パンフレット 国策運動を提唱す―内閣調査局との関連を考えつつ―』（日本荘、一九三五年四月二十九日。国立国会図書館デジタルコレクションより閲覧可。以下、『国策運動パンフレット』。巻末に雑誌『国策』の広告が付されており、「光は国策から」や「国策時代」「無国策時代」といった共通の文言が用いられていることから、雑誌『国策』との関連は明らかである。執筆者は不明であるが、国民運動を重視する内容から

言って、矢次や赤松ら社会主義運動の経験を持つ『国策』編集者によるものと見て良いだろう。なお、パンフレットは題名に「内閣調査局との関連」を掲げるものの具体的内容には乏しく、本稿では扱わなかった。

⁵⁴ 『国策運動パンフレット』、一頁。

⁵⁵ 『国策運動パンフレット』、二一七頁。なお、ここで「政党排撃」「国策」樹立」として展開される論理が第一章で見た政党無策論の変奏であることは明らかであろう。ここで用いられているレトリックは彼らのオリジナルではなく、当時広く認められていた言説を援用する形で編まれたものである。

⁵⁶ 『国策運動パンフレット』、一〇頁。

⁵⁷ 『国策運動パンフレット』、一〇―一二頁。

⁵⁸ 『国策運動パンフレット』、一二頁。

⁵⁹ 実際には、後述するように中心人物であった大蔵は国策運動による対決的姿勢には関心を持たなかったようであり、そのことが国策研究同志会の方針転換を妨げたものとも考えられる。

⁶⁰ なお、この皇道派との対立激化は単なる外在的要因とは言えない。なぜならばそれは、陸軍主導による合意形成という微温的解決では皇道派系青年将校を満足させられず、国策運動構想も即座には実現し得る基盤を持たない以上、青年将校の抑制・陸軍内の統制回復を達成し得なかったという合法的改革方針の破綻を示すものであるからである。

⁶¹ 『現代史を創る人びと 4』、九二頁。引用の文言は矢次の発言。

⁶² 襲撃事件を起こした三浦の拘禁がその直接的原因と考えられる（注44参照）。なお雑誌『国策』は一九三六年以降、再び発刊されているが、国策研究会との関わりは確認できない。

⁶³ 『現代史を創る人びと 4』、九二頁。

⁶⁴ 『大蔵公望日記 第二卷』、一八八頁〔一九三六年六月二十一日条〕。

⁶⁵ 『大蔵公望日記 第一卷』、三三二頁〔一九三四年十二月二十日条〕。

⁶⁶ 『大蔵公望日記 第二卷』、二〇九頁〔一九三六年八月二十一日条〕。

⁶⁷ 高杉前掲論文。なお、矢次は武藤章が軍務局長となる一九三九年頃には陸軍と再接近していたものと思われるが、この点については別稿を用意せねばならない。

⁶⁸ 『国策研究同志会報告書』、六七―六八頁。なお、これとほぼ同様の文言が矢次の回想（『昭和動乱私史上』、二四―二四二頁）においても見られる。

⁶⁹ 『大蔵公望日記 第二卷』、二三六頁〔一九三六年十一月一日条〕。

⁷⁰ 『国策研究会趣意書』（国策研究会、一九三七年、国立歴史民俗博物館所蔵「石川準吉関連文書」）、三七頁。

⁷¹ 『国策研究会趣意書』、四〇―四一頁。

⁷² 『国策研究会趣意書』、四二―四三頁。

⁷³ 国策研究会『国策研究会会報 第三号』（一九三七年三月三十日）、三七―三八頁。なお第一回総会の開催は一九三七年二月四日。

⁷⁴ 名簿には会員名も記されているが、紙幅の都合上割愛した。また、会員の他に会友制度があり、この段階で二百数十名を擁するとの記載があるが、詳細は不明である。

⁷⁵ 『昭和動乱私史上』、二四八―二四九頁。『現代史を創る人びと 4』、九三頁。『国策研究会会報 第三号』三四―三七頁。なお政治経済研究会は二百名近い会員が見込まれており、その中から国策研究会への参加は片岡安・栗本勇之助の二名（いずれも政治経済研究会発起人）が確認できる。

⁷⁶ 高杉前掲論文、五〇頁。

⁷⁷ 名簿に見られる陸軍軍人は橋本欣五郎（清軍派）、松井七夫（一八八〇―一九四三年、陸軍中将、予備役）の二名のみである。

⁷⁸ 正確な時期や史料批判などについては第三章で詳述する。

⁷⁹ 『昭和動乱私史上』、二五二―二五四頁。なお、国策研究会には他にも今井田や外務省・内閣・財閥からの出資、個人年会費納入などがあり、陸海軍からの出資は格別とは言い難い。

第三章 林内閣から第一次近衛内閣期における国策研究会と大蔵公望の動向―「国策」樹立による「挙国一致」から戦時体制への民智総動員へ―

本章では、一九三七から一九三八年（林銑十郎内閣―第一次近衛内閣期）における国策研究会の活動とその実態を明らかにする。第二章においては発足当初の国策研究同志会から国策研究会としての再発足までの様相を実証的に解明した。しかしながらその作業も、あくまで本格的活動が始められる以前の構想段階での動向を明らかにしたに過ぎない。具体的活動の展開過程特にその全体像については研究史上依然として不明であるし、その構想が「国策」や「挙国一致」の持つ同時代的な意味に大きく規定されていたと見るのであれば、その言説としての展開や変容も問わねばならないだろう。本章はこの課題を克服し、国策研究会についての実証研究をさらに推し進めようとするものである。

この検討に際して、国策研究会がオフィシャルに行う活動¹だけでなく、表面下での動きも踏まえねばならないことは言うまでもない。この側面を補うために、本稿では主に大蔵公望²の動向を参照することとする。大蔵公望については、矢次一夫とともに国策研究会の設立者・中心人物であり、なおかつ「革新」派系の人物として理解されるときにも、満蒙移民など対満州政策の専門家としても知られ、その対外認識を明らかにした中島康比古氏の研究³、対満国策論を検討した河原内氏による研究⁴のほか、拓殖大学と東洋協会に関わる活動を追った池田憲彦氏によるもの⁵、帰国直後の情報価値をめぐる人脈形成を明らかにした兒玉州平氏によるもの⁶が主な先行研究として挙げられる。

これらの成果によって、大蔵は昭和期の政界官界に一定の存在感を示して

いたと同時に、実のところその政策論や活動は政治基盤、財力、精緻な理論といったものを持たなかったことが明らかになっている。大蔵の思想や政策論は具体性・独自性を欠いており、宇垣擁立（後述するように、これが大蔵にとって最重要の政治的営為であったと筆者は考えないが）といった政治的企図も実現しなかったのである⁷。しかしながらそのような評価は、むしろ大蔵自身の認識や活動の実態が十分には明らかにされていないことを意味しているものであり、未だ明らかにされていない活動基盤や方針、立ち位置によってこそ彼の政治的立場や存在感が作り出されていると見るのが適当であろう。本章はそれらの明らかにされていない側面を、大蔵が「国策」の樹立と「挙国一致」の実現を唱えて携わった国策研究会にまつわる活動から明らかにするとともに、それによって国策研究会及び当該期の「国策」や「挙国一致」の在り方を理解しようとするものでもある。

第一節 林内閣期（一九三七年前期）における動向―活動形態の模索― （一）宇垣組閣への協力とその位置

大蔵公望については、宇垣一成の組閣工作への関与から言及されることも多く、一九三六年十月に一時解散して再発足を目指していた国策研究会（国策研究同志会）についても宇垣擁立工作と関連したものと見る見解も見られる⁸。本章の検討対象として示した時期より以前のことではあるが、行論上、扱わねばならない事項であろう。

大蔵の日記によれば、一九三六年十月六日に大蔵・矢次一夫・滝正雄（のち国策研究会常任理事）と宇垣の側近であった今井田清徳の間で会談が持たれ、宇垣内閣成立の見込みの下に「余等同志の手にて其前に、一、政治目標及此に伴うスローガン題目 二、国策研究及此に伴う同志獲得の運動 に着手（空白ママ）」することが申し合わされ、今井田から一万円の費用提供を行うことが約束されている⁹。矢次の回想においても、国策研究会の財政基盤が固まるまでの十ヶ月ほどの期間は定期的に今井田からの資金提供があっ

たとされており¹⁰、宇垣擁立工作を前提とした今井田の協力が当該期における国策研究会再発足の動きにとって大きな要素であったことは確かである。

しかし、宇垣の擁立という企図が国策研究会と大蔵にとって唯一の方針ではなかったことは強調されなければならない。既に述べたように再発足期の国策研究会は「国策」研究を通じた「挙国一致」の実現を活動方針としており、宇垣側近とされる大蔵・今井田だけではなく、例えば近衛文麿側近として滝、平沼側近として太田耕造など、各総理大臣候補に近い人物を参加者に含め、彼らと「たえず連絡もし、教育もしておこう」という姿勢を持っていたのである¹¹。今井田を通じた宇垣との経路は、あくまでそれらの一環であった。

大蔵についても、陸軍による宇垣組閣の妨害に際して「余も従来は既成政の腐敗に極度に憤慨し、軍の力をかりて此れを倒すことに賛成し居りしも、今度の軍の行動を見ると、実に危険千万にて、斯るものと協力することは立憲政治家の恥辱なるを痛感し憤りにたへず」と憤慨を記しつつも¹²、永田秀次郎拓相と広瀬（正徳カ）中将から陸軍側の内部事情を聞いた翌日の日記では、「余としては陸軍の立場にも相当理由あるを認め、昨日の日記の気持ち改めるようになれる」として一定の理解を示している¹³。結果、大蔵はむしろ旗幟不鮮明に陥り、「余の現在の政治上の心境としては、既成政党も絶対に排撃すべく、軍部につくのもいやにてつくづく貴族院議員をしているが嫌になり、他に適當の仕事あれば此に転じ度思っている」¹⁴と独白するに至るのである。

そのように取るべき政治的立場が確信できなかった大蔵にとって、国策研究会の見出した「国策」研究を通じた「挙国一致」実現の構想は魅力的であったようであり、同年二月三日には滝に対して「唯だ自分は国策の研究に没頭する積りで、そうすれば自然と同志が出来て天下に尽し得るを確信している」と述べている¹⁵。大蔵は単に宇垣側近として自身の政治的去就を定めた

のではなく、むしろ与すべき政治勢力を見出だせないまま、中立的姿勢の下に「国策」を通じての人的結集に期待する立場へと落着いたのである。

(2) 林内閣への関与と国策研究会の研究体制整備

一九三六年十一月二五日に発足した国策研究会は、先述したように、国内対立の激化への憂慮の下、誰もが進んで協力できる「国策」の共同研究を通じた「挙国一致」実現を図る方針を打ち出し、政官財、中央―地方―海外に渡る人的結集を持つものであった¹⁶。この方針の下、国策研究会常任理事会（表1）参照）¹⁷においても、林内閣を誘導し内閣調査局拡充を通じて政府・政党・軍部間を論議させて意見を近付けるよう働きかけることが申し合わされている¹⁸。後述するように、この後国策研究会は調査局の拡充（総務庁問題）を含む行政機構改革の研究に着手するのであるが、そこには陸軍の要求するような計画経済実施のための機関設置¹⁹とは異なる目的や問題意識があったのである。

一方、一九三七年二月二日に発足した林銑十郎内閣には結城豊太郎蔵相兼拓相、伍堂卓雄商相兼鉄相、河原田稼吉内相、米内光政海相という大蔵と面識の深い人物が含まれており²⁰、発足直後の同年二月四日には結城から大蔵へ財政政策を至急作成するよう依頼がなされている²¹。これを承けて大蔵など国策研究会のメンバーによって高橋龜吉の原案による税制改正是正方策などが協議され、九日には結城へと提供されている²²。

その提供内容は現存せず不明であるが、矢次の回想によればその後の結城による財政演説とほぼ同様であったようである²³。紙幅の都合上、その内容を詳しく検討することはしないが、以下の二点を指摘しておく。第一に、結城による演説においても「時艱ヲ克服シテ更ニ一層ノ発展ヲ齎ス為ニハ、官民一致ノ努力ガ最モ必要」、「今ヤ正ニ全国民和衷協同シテ、此重大時局ヲ乗切ルノ覚悟ヲ固ムベキ時デアル」など「官民一致」や対立の沈静化が強調されており²⁴、やはり先に見た対立の抑制と「挙国一致」の実現を重視する国

〈表1〉国策研究会常任理事・理事等一覧（1937年1月時点）

常任理事 (兼理事)	池田宏	勤労者教育中央会理事長、内務省社会局初代局長、京都府・神奈川県知事など歴任
	吉野信次	東北振興株式会社総裁、元商工次官
	滝正雄	代議士、国策研究会財務委員会委員長
	大蔵公望	貴族院議員、元満鉄理事
	風見章	国民同盟
理事	今井田清徳	貴族院議員、元逋信次官・朝鮮総督府政務総監
	井川忠雄	産業組合中央金庫理事、元大蔵官僚
	伊澤道雄	満鉄東京支社長
	道家齊一郎	専修大学理事・経済学部長
	河原田稼吉	林内閣内務大臣、のち貴族院議員
	加藤恭平	台湾拓殖株式会社社長
	唐沢俊樹	内務官僚、元警保局長
	田島道治	昭和銀行頭取
	高橋亀吉	高橋経済研究所長
	十河信二	興中公司社長
	中根貞彦	三和銀行頭取、元日銀理事
	中村藤兵衛	国政研究会理事長
	種田虎雄	大阪電気軌道専務、元鉄道官僚
	小野武夫	法政大学教授（農業経済）、国策研究会銓衡委員会委員長
	阿部賢一	経済学者、ジャーナリスト
	菊池慎三	元東京市助役、国策研究会編輯委員会委員長
	関口泰	東京朝日新聞論説委員
事務長	矢次一夫	労働事情調査所所長

『国策研究会々報』第一号（1937年1月25日）p.8-9を元に作成

なお、同月十二日、佐藤尚武外相の外交演説が林首相の意見と食い違った恐れのあるため釈明の機会を設けるために質問をするよう後宮淳軍務局長より大蔵に対して依頼があり²⁷、彼はこれを承諾して緊急質問を発議している。その後、林首相が「国策研究のことに詳しいので感心」しているとして拡充後の内閣調査局における役職就任の可能性が林首相秘書から伝えられているもの、大蔵は野心もなければ役人になる考えもないとしてこれを断っている（同日の日記には「真実役人になる考はな」く、「貴族院議員を辞し度き」とも記されている）²⁸。組閣時の陸軍首脳部と満州派との対立などから微妙な立ち位置にあった林内閣²⁹に対し、大蔵ら国策研究会の主要人物は距離を保ちつつも一定の協力関係を築き、自らの方針を内

蔵は「国策」の立案において、①国民全体に認められる指導精神・根本方針であること、②政府のみならず民間の専門家を参画させることを重要視しているのである。このことは、既に見たように国策研究会の発足趣旨と軌を一にするものであり、後述するように、大蔵及び国策研究会はその実現を目して活動形態を模索していくこととなる。

策研究会の方針が反映されているように思われることである。第二に、結城により提示された財政方針は「軍財抱合」として広く知られるように急進的な馬場税制を撤回するものであり²⁵、結城の方針演説の原案となった国策研究会案も同様のものであったとすれば、やはり「革新」とは一言し難い、むしろ妥協的傾向を有するものであったと考えられることである。このように、また後述の事例にも見られるように、国策研究会による政策案や研究活動は、「革新」的というよりも国内政治の安定を重視した微温的なものが目立つ。加えて大蔵は、同年三月一〇日の貴族院予算委員会において質問に立ち、林首相に対して「国策」の樹立を訴えてもいる²⁶。すなわち、「昨今ハ非常ナ国策流行リデアリマシテ、各方面トモ日本ニ国策ガ無イト云フコトニ関シ

テ非常ナ心配ガアル」のであるが、「今日マデハッキリシタ国策、国民全体ガ認メル：国策ト云フモノガ立ッテ居ラヌ：刻下内外ノ大勢ヲ達観シテ、サウシテ或一ツノ指導精神ト申シマセウカ、一ツノ根本方針ニ基イタ綜合国策ト云フモノガ立ッテ居ラヌ」として、指導精神や根本方針となりうるような「国策」が立てられていないことを批判するのである。さらに大蔵はそのような「国策」の立案機関であるはずの内閣調査局における「貧弱」「無力」「欠陥」を指摘するのであるが、中でも「随分民間ノ専門家デモ色々御集メニナツタヤウデアリマスガ、是ハ全ク飾物デアリマシテ、殆ド何等ノ役ヲナサス、年ニ何遍集メマスカ、何遍意見ヲ御聴キニナリマスカ、殆ド飾物ダ」として、民間の専門家が活用されていないことに強い不満を示している。つまり、大

閣の施策に反映すべく働きかけを行ったとひとまず評価できよう。

以上は国策研究会の中心部において進められた水面下での動きと言えるが、一方で同時期、国策研究会は本格的な研究活動を展開すべく組織体制を整えつつあった。開始時期に差違はあるものの概ね一九三七年初めから各政策分野ごとに第一研究委員会（外交、中国問題など国際関係）、第二研究委員会（政治・行政「行政機構改革」、のち教育）、第三研究委員会（産業、経済、財政）、第四研究委員会（国民生活の安定、労働問題）、第五研究委員会（第二研究委員会を引き継いで行政機構改革）を立て、個別での活動を開始している³⁰。（参加者については〈表2〉参照³¹）。そのほか、テーマごとの懇談会や提携団体である関西財界人による政治経済研究会（後述）との連合研究会も行われた（〈表3〉参照）。各研究委員会の人的構成としてはやはり網羅的な均衡が保たれており、該当分野の有職者や政策立案担当者・経験者など実務家層を中心としたものであると言えよう。

それぞれの活動は多岐に渡り、そのすべてを詳述することはできない。しかしながら〈表3〉に明らかのように、この時期においてはいずれも懇談会や講演が主で本格的な政策立案が進展した様子はなく、研究方針の模索・策定段階にあると言って良い。会報の誌面でもあくまで「立場も利害も異なる各方面の名士」「二百何十名」が会合を重ねることで「愛国の至情を共通にした明日の国策について」相互に反発することなく意見交換できる状況が成立したことが強調されるにとどまる³²。

しかしその中でも、前述したように、常任理事会で政府・政党・軍部を融和させる手段としても申し合わされた内閣調査局の拡充（総務庁問題）を中心とした行政機構改革問題の調査・研究については具体的に取り上げられた様子が確認できる。一九三七年二月二日、第二研究委員会において事務局立案の研究要目案を元にトピックごとの研究を進めることが決定されている³³。これに基づいて総務庁問題を中心に討議が行われるとともに、田口弼一（衆議院書記官長）による「貴衆両院の国策調査研究機関設置に就て」³⁴、前

田米蔵（政友会、元広田内閣鉄相）による総務庁設置案の説明³⁵、吉田茂（内務官僚）による行政機構改革全般についてのもの³⁶など、有識者を招いての講演が行われている。

総務庁問題については同年二月一九日・二十六日における討議の後、事務局で討議要綱が作成され関係諸会員に配布の上で意見を求めるといふ、いわばアンケート形式での意見聴取が取られている³⁷。しかしながらこれによって具体的な成案が決議されるのではなく、あくまで得られた意見を賛否合わせて総合・整理し、研究資料として会員に配布したに留まり、調査研究は四月時点で打ち切られた³⁸。同時期の林内閣において進められていた企画庁の設置は、御厨氏の指摘によれば、調査局拡充を基本方針とする点³⁹で国策研究会における検討と一致しているものの、国策研究会の会報では「林内閣は愈々国策の統合作用を営む機関として企画庁を設置することに決定したらしい」、「委員各位は、前記の如き政府筋の動きに捉われることなく、相互に忌憚なき意見の開陳をした」と言及されるにとどまり、政府との連携は確認できない⁴⁰。この総務庁問題に限らず、以後、林内閣の総辞職に至るまで国策研究会において何らかの政策案が確立され、提供された形跡はない。

以上、本節では林内閣期における国策研究会及び大蔵の動向を見てきた。その特徴として指摘できるのは以下の二点である。第一に、各方面の有識者や実務家からの講演などは盛んに行われるものの、研究活動の方針などはあくまで模索段階にあったことである。内閣調査局の拡充を中心とした政策研究も一部では見られたが、会員の意見を集めて両論併記的に集約するにとどまり、政策案の確定や検索は行われていない。第二に、大蔵の動きに見られるように林内閣への協力関係は一定程度構築されたものの、その動向を把握し、国策研究会の構想や調査の成果を反映させるには至らなかったことである。会において政府への進言は当初から意識されていたものの⁴¹、実際に影響力を行使するには政権担当者より強固な関係を築き上げ、その意向や方針を把握する必要があった。国策研究会がこの課題を解決してその活動を軌

〈表2〉第一～第五研究委員会委員・関係会員一覧（1937年5月時点）

<p>第一研究委員会 (外交、国際関係)</p>	<p>【研究委員会委員】<u>大蔵公望</u>（貴族院議員）、<u>米田実</u>（東京朝日新聞社論説委員）、<u>森島守人</u>（外務省東亜局書記官）、<u>芦田均</u>（政友会）、<u>松本忠雄</u>（民政党）、<u>布施勝治</u>（東京日日新聞社論説委員）、<u>林久治郎</u>（元駐ベルリン大使）、<u>津田静枝</u>（海軍中将）、<u>田代重徳</u>（外務省情報部長第三課長）、<u>田村幸策</u>（元サンフランシスコ総領事）、<u>十河信二</u>（興中公司社長）、<u>高木陸郎</u>（中日実業総裁）、<u>茂森唯士</u>（日ソ通信社主幹）、<u>秋山昱礼</u>（三菱合名会社理事）、<u>福島喜三次</u>（三井合名会社理事）、<u>橋本欣五郎</u>（大日本青年党統領）、<u>円地与四郎</u>（内閣調査局専門委員）</p> <p>【関係会員】<u>伊澤道雄</u>（満鉄東京支社長）、<u>小松茂</u>（逓信省簡易保険局長）、<u>田口弼一</u>（衆議院書記官長）、<u>堤一之</u>（野村銀行取締役東京支店長）、<u>加藤恭平</u>（台湾拓殖株式会社社長）、<u>鹿島守之助</u>（法学博士）、<u>松井七</u>（陸軍少将）、<u>船田中</u>（政友会）、<u>安藤義良</u>（外務省事務官兼外務大臣秘書官）、<u>松村義一</u>（貴族院議員）、<u>永井柳太郎</u>（民政党）、<u>細川隆元</u>（東京朝日新聞政治部長）、<u>渡辺忍</u>（東洋拓殖会社理事）、<u>小野義一</u>（元大蔵次官）、<u>矢吹省三</u>（貴族院議員）、<u>藤原銀次郎</u>（王子製紙社長）、<u>天羽英二</u>（外務省情報部長）、<u>大平安孝</u>（同盟通信社政治部長）、<u>高松長三</u>（海軍少将）、<u>保々隆矣</u>（元満鉄地方部長）、<u>土岐章</u>（貴族院議員）、<u>奥村喜和男</u>（内閣調査局調査官）、<u>吉田久一</u>（南洋興発株式会社）、<u>田島道治</u>（昭和銀行頭取）、<u>平野真三</u>（市政調査会研究員）、<u>小幡西吉</u>（貴族院議員）、<u>赤池濃</u>（貴族院議員）、<u>大槻信治</u>（帝國鉄道協会専務理事）、<u>伊藤正徳</u>（元時事新報社編輯局長）、<u>大橋信吉</u>（勲業銀行副総裁）、<u>林寿夫</u>（元南洋庁長官）、<u>太田文雄</u>（入山探炭会社理事）、<u>井上貞蔵</u>（日本大学教授）、<u>角倉志朗</u>（貴族院書記官）、<u>実吉雅郎</u>（大阪米穀取引所理事長）、<u>村上義一</u>（国際通運社長）、<u>山名義鶴</u>（満洲移住協会）、<u>園田三朗</u>（横浜正金銀行外国課長）、<u>道家斉一郎</u>（専修大学常務理事・経済学部長）、<u>梶忍</u>（元大阪府知事）、<u>飯田清三</u>（野村證券取締役）、<u>麻生久</u>（社会大衆党）、<u>山内一郎</u>（国民新聞社論説委員）、<u>有田八郎</u>（前外務大臣）</p>
<p>第二研究委員会 (教育)</p>	<p><u>池田宏</u>（勤労者教育中央会理事）、<u>大島正徳</u>（東京帝国大学講師）、<u>添田敬一郎</u>（民政党）、<u>住江金之</u>（東京農業大学教授）、<u>石川謙</u>（法政大学講師）、<u>堀切善次郎</u>（貴族院）、<u>永井柳太郎</u>（民政党）、<u>小野義一</u>（元大蔵次官）、<u>高橋雄狩</u>（読売新聞主筆）、<u>保々隆矣</u>（元満鉄地方部長）、<u>藪光季</u>（農村工業協会囑託）、<u>安積得也</u>（内務省社会局労務課長）、<u>角倉志朗</u>（貴族院書記官）、<u>阿部巽</u>（東京市工業学校教諭）、<u>菊池豊三郎</u>（文部省普通学務局長）、<u>中澤弁次郎</u>（農村工業協会理事）、<u>加藤恭平</u>（台湾拓殖株式会社）、<u>近藤乾郎</u>（医学博士）、<u>篠崎亦一郎</u>（東京製綱川崎工場長）、<u>安藤義良</u>（外務省事務官兼外務大臣秘書官）、<u>吉田久一</u>（南洋興発株式会社）</p> <p>※研究委員会委員と関係会員の別は記載なし</p>
<p>第三研究委員会 (産業、経済、財政)</p>	<p>【研究委員会委員】<u>吉野信次</u>（東北振興株式会社総裁）、<u>井川忠雄</u>（産業組合中央金庫理事）、<u>藤田国之助</u>（内閣調査局調査官）、<u>橋井真</u>（内閣調査局調査官）、<u>竹内徳治</u>（対満事務局事務官）、<u>松隈秀雄</u>（大蔵省主税局国税課長）、<u>五十嵐保司</u>（元満州中央銀行理事）、<u>宮島清</u>（文部省実業学務局調査課）、<u>橋本芳雄</u>（日本製鉄株式会社総務部長）、<u>宮城孝治</u>（産業組合中央会主事）、<u>飯田清三</u>（野村證券会社東京支店）、<u>法華津孝太</u>（外務省通商局）、<u>宮崎正義</u>（満鉄経済調査会東京出張所長）、<u>佐藤貞二郎</u>（満洲移住協会）、<u>貴島克巳</u>（日満商事株式会社）、<u>岡田卓雄</u>（満鉄東京支社次長）、<u>吉田久一</u>（南洋興発株式会社）、<u>細野孝一</u>（内閣調査局専門委員）</p> <p>【関係会員】<u>住江金之</u>（東京農業大学教授）、<u>金子武麿</u>（電気化学工業株式会社取締役）、<u>永井柳太郎</u>（民政党）、<u>小野義一</u>（元大蔵次官）、<u>井関孝雄</u>（日本大学講師）、<u>高木友三郎</u>（法政大学教授）、<u>天羽英二</u>（外務省情報部長）、<u>菊池慎三</u>（元東京市助役）、<u>石坂泰三</u>（第一生命常務取締役）、<u>北島謙次郎</u>（南洋庁長官）、<u>大槻信治</u>（帝國鉄道協会専務理事）、<u>石田礼助</u>（三井物産株式会社取締役）、<u>狭間茂</u>（内務省衛生局長）、<u>田辺隆二</u>（京都電灯会社副社長）、<u>角倉志朗</u>（貴族院書記官）、<u>駒井徳三</u>（前満州国総務庁長官）、<u>梶忍</u>（元大阪府知事）、<u>立石信郎</u>（商工組合中央金庫理事）、<u>倉田更衣</u>（東京府経済部商工課）、<u>村上義一</u>（国際通運会社副社長）、<u>萩原彦三</u>（拓務省管理局長）、<u>道家斉一郎</u>（専修大学常務理事・経済学部長）、<u>大橋達雄</u>（東京堂書店監査役）、<u>中井光次</u>（大阪市第一助役）、<u>出弟二郎</u>（内閣調査局調査官）、<u>小松茂</u>（逓信省簡易保険局長）、<u>中川賢一</u>（協調会参事）、<u>堤一之</u>（野村銀行取締役東京支店長）、<u>中澤弁次郎</u>（農村工業協会理事）、<u>加藤恭平</u>（台湾拓殖株式会社社長）、<u>川西実三</u>（埼玉県知事）、<u>矢吹省三</u>（貴族院議員）、<u>渡部道太郎</u>（王子製紙会社秘書課長）、<u>近藤乾郎</u>（医学博士）、<u>鹿島守之助</u>（法学博士）、<u>伊藤竹之助</u>（伊藤忠商事専務取締役）、<u>林忠美</u>（東京市電気局理事）、<u>吉田茂</u>（貴族院議員）、<u>河合鉄二</u>（川崎第百銀行取締役）、<u>安藤義良</u>（外務省事務官兼外務大臣秘書官）、<u>伊藤正徳</u>（評論家）</p>
<p>第四研究委員会 (国民生活、労働問題)</p>	<p>【研究委員会委員】<u>滝正雄</u>（衆議院議員）、<u>吉阪俊蔵</u>（駐ジュネーブ政府代表）、<u>富永静雄</u>（日本昼夜銀行常務）、<u>武島一義</u>（内務省社会局事務官）、<u>栗原美能留</u>（内閣調査局調査官）、<u>五十子卷三</u>（満州国実業部農務司長）、<u>城戸幡太郎</u>（法政大学教授）、<u>瓜生春雄</u>（三井合名会社調査課）、<u>菊川忠雄</u>（全日本労働総同盟総主事）、<u>松井春生</u>（内閣資源局長官）、<u>森部隆</u>（内務省社会局労政課長）、<u>高橋亀吉</u>（高橋経済研究所長）、<u>山田節男</u>（東京市社会局保護課）、<u>中島仁之助</u>（協調会調査部）</p>

	<p>【関係会員】堀切善次郎（貴族院議員）、小野義一（元大蔵次官）、井関孝雄（日本大学講師庶民金融研究所長）、藪季光（農村工業協会嘱託）、狭間茂（内務省衛生局長）、広瀬久忠（内務省社会局長）、安積得也（内務省社会局労務課長）、清水順治（放送協会理事）、角倉志朗（貴族院書記官）、阿部巽（東京市工業学校教諭）、伊澤道雄（満鉄東京支店社長）、小松茂（逓信省簡易保険局長）、辻誠（産業組合中央会主事）、中川賢一（協調会参事）、渡部道太郎（王子製紙会社秘書課長）、近藤乾郎（医学博士）、斎藤栄一（農村工業協会嘱託）、前田多門（東京朝日新聞論説委員）、久原福松（川崎造船所労務部長）、稲田昌植（貴族院議員）、篠崎亦一郎（東京製綱川崎工場長）、島村一郎（芝浦製作所労務兼工場長）、川村秀文（内務省社会局保険部企画課長）、川西実三（埼玉県知事）、安藤義良（外務省事務官兼外務大臣秘書官）、吉田久一（南洋興発株式会社）、太田文雄（入山採炭会社理事）、結城安次（大井川電力専務取締役）、河田烈（貴族院議員）、高木陸郎（中日実業総裁）、秋山昱礼（三菱合資会社参与）、松村勝治郎（協調会大阪支所）、栗本勇之助（栗本鉄工所社長）、長岡保太郎（協調会常務理事）、宮崎正義（満鉄経済調査会東京出張所）、留岡清男（法政大学講師）、田子一民（政友会）、赤池濃（貴族院議員）、橋本芳雄（日本製鉄総務部長）、井上貞蔵（日本大学教授）、糸井謹治（東京府職業課長）、古野伊之助（同盟通信社常務理事）、藤原銀次郎（王子製紙社長）、佐藤貞次郎（満洲移住協会理事）</p>
<p>第五研究委員会 （行政機構改革）</p>	<p>【研究委員会委員】<u>池田宏</u>（勤労者教育中央会理事）⇒一九三七年六月に<u>堀切善次郎</u>（貴族院議員）に交代、<u>唐沢俊樹</u>（前内務省警保局長）、内田源兵衛（内閣調査局調査官）、中村敬之進（内閣調査局調査官）、池田克（大審院検事）、吉垣寿一郎（内務省警保局事務官）、三好重夫（内務省地方局事務官）、関口泰（東京朝日新聞論説委員）、船田中（政友会）、川崎末五郎（民政党）、風見章（国民同盟）、三輪寿壮（社会大衆党中央委員）、鬼頭忠一（市政調査会研究員）、黒瀬忠夫（興中公司調査課）</p> <p>【関係会員】金子武磨（電気化学工業株式会社取締役）、小野義一（元大蔵次官）、天羽英二（外務省情報部長）、菊池慎三（元東京市助役）、保々隆矣（元満鉄地方部長）、平野学（社会大衆党総務部長）、平野真三（市政調査会研究員）、大槻信治（帝国鉄道協会専務理事）、林寿夫（元南洋庁長官）、狭間茂（内務省衛生局長）、角倉志朗（貴族院書記官）、厚東常照（内閣資源局庶務課長）、大西一郎（元横浜市長）、山内一郎（国民新聞社論説委員長）、安藤義良（外務省事務官兼外務大臣秘書官）、川西実三（埼玉県知事）、村上義一（国際通運会社副社長）、中井光次（大阪市第一助役）、阿部巽（東京市工業学校教諭）、小松茂（逓信省簡易保険局長）、辻誠（産業組合中央会主事）、田口弼一（衆議院書記官長）、中澤弁次郎（農村工業協会理事）、前田多門（東京朝日新聞論説委員）、細川隆元（東京朝日新聞政治部長）、高橋雄雄（読売新聞主筆）、矢吹省三（貴族院議員）、伊藤正徳（評論家）、吉田久一（南洋興発株式会社）</p>

※二重線は委員長、下線は副委員長を指す。第二・第五研究委員会については、第二研究委員会より別置される形で行われた第五研究委員会発足後の1937年

6月時点の状況を補って記載した

『国策研究会会報』第五号事務局彙報（1937年5月27日）を元に作成

〈表3〉1937年における国策研究会の活動概要（1936年末含む）

委員会等分類	活動分類	時期	備考
総会	第一回発起人総会	1936年11月25日	準備委員代表は大蔵公望、座長は池田宏
	第一回会員総会	2月4日	93名が出席
会員懇談会	研究会3回、懇談会3回	1936年12月～1937年中	テーマは税制改革案、行政機構改革案、外交問題、日中戦争戦況など。会員懇談会は「第七回」との記載あるも他の回は記載なし
政治経済研究会との 連合研究会	第一回～第五回連合研究会、連合懇談会1回	5月28日～11月11日	テーマは「鉄鋼並に石炭国策」、選挙法改正、電力国策、大阪産業研究所創設・貿易国家統制・石炭国家統制、北支開発
第一研究委員会 (外交、国際関係)	第一回～第三十二回定例会	1月14日～12月20日 (月2～4回開催)	外交政策・戦況など中国情勢が主。各回とも政党政治家・外務官僚・陸海軍人・財界人・ジャーナリストなど1,2名の専門家による講演
	第一回～第三回小委員会	6月10日,14日,7月26日	研究方針打ち合わせ、大蔵公望による「当面の対支方針に関する私案」について討議
第二研究委員会 (行政機構改革→教育)	第一回～第六回定例会	2月2日～3月12日	総務庁問題について意見交換、帝国議会への設置が議論されている調査委員会についての説明。第三回定例会は二回に分けて開催
	国体観念の明徴問題に関する講演	4月6日	講演者は多田督知（陸軍大尉）
	打ち合わせ会	6月22日	今後の研究方針など。教育分野担当への編成替えに伴うもの
	第一回～第八回定例会	7月13日～12月21日	「教育改造に関する試案」討議、「文政革新問題の研究要項並基礎案」議論など。試案や基礎案の作成は池田宏・宮島清（文部省実業学務局）。第七回定例会については記載なし
第三研究委員会 (産業、経済、財政)	第一回～第二十二回定例会	1月27日～12月22日	テーマは税制改革、貿易、石炭・鉄工等産業の状況、公債消化対策（→討議の上、大綱について意見一致）ほか。大蔵官僚・金融機関従事者・関係産業の企業家・商工官僚・内閣調査局調査官・鉄道官僚などによる講演が主
	第一・第二・第三分科会の 任命と研究要目決定	5月19日	第一分科会は財政・金融、第二分科会は産業・経済、第三分科会は大陸関係・貿易担当
	第一・第三分科会合同会	6月2日	松隈秀雄（大蔵省国税課長）による対満投資の現状についての講演
	第二回第一分科会	6月16日	細野孝一（内閣調査局専門委員）による軍事費に関する研究報告
	第一回～第三回第二分科会	5月25日～6月23日	「重工業の生産力拡充方策」についての研究委員会
	第二回～第四回第三分科会	6月15日～7月1日	研究項目案の協議、貿易国策に関する意見聴取（栗本勇之助〔栗本鉄工所〕）、ドイツの貿易管理の実状について講演（長井垂歴山〔ドイツ大使館商務書記官〕）
	各分科会委員長の打ち合せ	9月22日,29日	—

第四研究委員会 (国民生活、労働問題)	第一回～第二十四回定例会	1月15日～12月17日 (月2,3回開催)	テーマは海軍省管下各工廠・並木製作所・アメリカにおける産業などの労働事情・政策、銃後の農村対策、労資両側からの時局対策について講演、「事変下の国民生活」に関する懇談会、社会局における研究の説明聴取など。海軍軍人、関係産業の企業家、企画庁調査官、社会局事務官、労働問題研究者、農林官僚、商工官僚、社会大衆党代議士、政友会代議士、全日本労働総同盟主事などによる講演・報告
	第一回～第十二回小委員会	1月16日～7月22日	義務教育年限延長問題、「労働力の維持養成に関する案」(→成案)、「職業行政改善に関する案」(→成案)、「熟練工養成に関する案」(→意見対立まともらず、それぞれ別案の作成を決定して打ち切り)について討議
	労働力維持養成に関する研究発表会	8月20日	小委員会による成案・討論の報告、企画庁立案の熟練工養成計画・「保険社会省」の事業内容につき講演
	有志による協議	9月24日	戦時並びに戦後に渡る社会政策/国民生活更生の問題をそれぞれ検討する分科会の設置決定(9月30日の第十六回定例会で両分科会合同の顔合せと講演を行うも以後は詳細不明)
第五研究委員会 (行政機構改革)	初顔合せ会	3月9日	—
	第七回～第十九回定例会 ※第二研究委員会としての活動からのナンバリング	3月26日～9月24日	テーマは総務庁など行政機構改革、社会大衆党の近況、総選挙結果、選挙法改正問題、「保険社会省」設置問題ほか。政友会代議士・社会大衆党代議士・内務官僚などによる講演や協同討議
	第一分科会第一回～第四回定例会	7月28日～10月12日	貴族院改革につき協議、池田宏による制度改革試案を元に成案をまとめる
	第二分科会第一回～第六回定例会	7月30日～10月29日	主に事務局より送附された研究要目を元に官吏制度改革について討議
電力問題研究委員会	第一回～第四回定例会	7月8日,15日,23日,29日	民有国営案を示す逋信省側・国営反対を唱える電力会社など民間側の意見聴取、質疑など
産業計画特別研究委員会	委員会設置準備打合せ会、 第一回～第三回定例会	7月31日～9月24日	企画庁調査官より企画庁立案の産業五カ年計画・「最近に於ける我国工業及貿易の趨勢」の説明、大蔵公望を中心に研究要目を決定して第三研究委員会への移譲を決定
国民健康保険法研究委員会	第一回・第二回定例会	9月21,28日	社会局官僚・農林官僚・日本医師会書記長・簡易保険局理事・政友会代議士・民政党代議士による意見開陳
	第一回・第二回小委員会	10月5日,10月11日	細目検討のためとして11名が指名された小委員会
北支対策委員会	研究方針の協議、意見交換	11月17日,22日,27日	大蔵公望が委員長となり、「北支経済対策大綱」を起草

『国策研究会会報』第三号事務局彙報(1937年3月30日)、第五号事務局彙報(1937年5月27日)、第六号～第十号を元に作成

道に乗せるには、第一次近衛内閣の発足を待たねばならない。

第二節 第一次近衛内閣期（一九三七年後半期）における動向―活動形態の発見―

（1）第一次近衛内閣の発足とその政策方針への追隨

一九三七年六月四日における第一次近衛内閣の発足は、それ自身が国策研究会に好条件をもたらすものであった。内閣中の吉野信次商相・滝正雄法制局長官は再発足時から、風見章書記官長は同年三月十一日時点からの常任理事⁴²であり、安井英二文相・永井柳太郎通相・中島知久平鉄相は会員であつて、内閣の中枢に直接的経路を得たことを意味したからである。これに際しては懇談会として入閣祝賀会が開かれ、新聞においても「おらが友四大臣国策研究会の祝賀宴」として報道が見られる⁴³。当初の規定では、「本会の中立性を確保する」ためとして「本会役員にして任官したる者は、本会設立最初の申合せ事項に基き役員を辞任すること」となっていたが⁴⁴、大蔵の日記からは理事会への滝の出席も確認できる⁴⁵。加えて先述したように、会には元より各首相候補者の側近を入会させておく方針が持たれていたのであり、先に挙げた六名の入閣自体は偶然であつたとしても、会員の入閣による影響力の獲得は当初より企図していたものであつた。以後、大蔵など国策研究会の中心にいた人々は、閣僚、特に滝・風見と度々会合や意見交換を行い⁴⁶、（虚実入り混じった「飛ばし記事」ではあるが）国策研究会は「近衛内閣の頭脳」としても見なされる位置を得たのである⁴⁷。

そのためか、近衛内閣発足の直後から、国策研究会において政府の方針に沿った政策立案や委員会新設の動きが見られる。同年七月二日には、詳細な経緯などは不明なもの、第五研究委員会第十四回定例会において保険社会省設置問題が討議され、それを踏まえて作成された意見書「保険省又は社会省新設の名分理義」が、同月八日に先述の会員である閣僚六名へ提供されている。この意見書の内容も詳しくはわからないが、「本案は七月九日の閣議

において正式決定を見、保険社会省要綱なるものが発表せられた。…大体に於て本委員会の希望するところに合致したものであると言ひ得る」として会報では伝えられている⁴⁸。

加えて同じく七月八日には電力国家管理法を扱う電力問題研究委員会（後述）が設けられ⁴⁹、同月二日には貴族院改革を扱うセクションとして第五研究委員会第一分科会⁵⁰、九月二十一日には国民健康保険法研究委員会⁵¹が設置されている。いずれも近衛内閣が積極的な姿勢を見せていた施策であり、その政策方針に追隨して立案のサポートを行う体制となつていくことが理解されであろう。ただし、一方で大蔵は、近衛内閣の進めた戦時政策・革新政策の中でも最重要のものと言へる国家総動員法には「余りに専制的にて殆んど憲法停止に等しきを聞き驚く」という反応を見せており⁵²、後述する賛否両方の意見を汲み上げようとする姿勢も相まって、国策研究会が近衛内閣と同等の「革新」的傾向を有していたとは言い難い。

なお、通説的に言われる陸軍との関係については、同年七月頃には国策研究会を陸軍省・海軍省のブレンソン役とする案が大蔵の日記に見られるものの進展は確認できず⁵³、事務局長の矢次一夫が陸軍の意向を伝える動きも見せる一方で大蔵は「（引用者注…矢次より佐藤賢了の日中戦争観を伝え聞いて）陸軍の若い連中がこんな考を有しており、上級のを馬鹿にして日本を我もの顔すること誠に心配の至りなり」と中堅将校に憂慮を抱く⁵⁴など、少なくとも表面的には密接な提携関係にあるとは言えない。筆者が第二章で指摘し、高杉洋平氏も指摘している矢次の親軍的傾向を考えれば、会報や大蔵の日記には現れない局面で彼を中心として陸軍への協力が行われている可能性もないとは言えないが、管見の限りではそのことを示す史料はない。

そのような政府への協力姿勢もあつて、日中戦争の勃発以降、次第に事変下の対策や戦時体制に関わる政策分野が会での調査研究の中心となつていった。例えば同年七月三十一日の産業計画特別委員会設置⁵⁵、「事変下の国民生活に関する懇談会」の開催（九月）⁵⁶などが新たに行われ、既設の研究

委員会における議論も、特に第一・第三・第四研究委員会を中心として、日中戦争に関わるものが多く取り上げられるようになっていく。

戦時体制におけるそのような動向に接し、大蔵は「国策」の樹立に寄与するものとして戦時下という時勢への期待も見せるようになる。大蔵は、「国策樹立要望の声は随分久しいが：それが樹立されたとの報を聞かない」状況にあり、近衛内閣においても「国家一般に亘る基本的の国策の方は今では全く忘れられた形で」と望みをかけ得ない。全然停顿と云うても差支えない状態⁵⁷だとする。そのような中で国策研究会の活動とは「民間の心ある人々が「政府に頼らず、自ら知識を集めて国策を考え出さんと働き始めた」ものとして高く自己評価されるのであるが、「然し結局民間の人々の働きは国策を考えるに止まり、決して単独で此を樹立する事は出来ない」とされる。結局、「国策」の樹立のためには「政府当局が主動力となる事が絶対に必要である」が、やはり「政府は：先手を打って国策を樹立するなどの意気は全くないらしい」と見るのである⁵⁸。ならば、「国策」の樹立はいかにして実現されると大蔵は考えるのか。

民間に国策樹立の力なく、政府に其の意気なしとすれば、一体誰が此の大切な問題を解決するのであろうか。

恐らくそれは時勢が解決して呉れるのではなからうか。

現に満州移民問題の如き、今日ではもう立派な国策となり：隆盛になつたのは、主として時勢の賜で、恐らく他の国策の凡てが斯く一つ一つ解決され結局総合国策が樹立されるのであろう。⁵⁹

すなわち、日中戦争の展開の中で進展する「時勢」（＝戦時体制）に後押しされ個別の問題が取り上げられることによって「総合国策」が樹立されるとするのである。しかし一方で大蔵は、「世界中に革新の気運漲る今日、根本的の国策及其の指導原理なしに、唯だ漠然と革新の浪に乗られたのではそれこそ一大事で、今日は左、明日は右と、国家と国民は革新の浪に揺られて結局は沈没するに至るに相違ない」として、根本的な「国策」や明確な指導原理

のないままになし崩しの「革新」が推進されることには危惧を示している⁶⁰。つまり、ここで大蔵は「国策」という概念の下で、①明確な指導原理や国家方針としての「国策」、②個別的な戦時政策が集積されて作られる総合「国策」という二つの側面を示し、その必要性を述べているのであるが、「時勢」の後押しによって②が進むことを期待しつつ、①の停滞によるなし崩しの「革新」を憂慮するという、幾分アンビバレンスを含んだ眼差しを向けているのである。しかしながら先んじて言えば、本項目の記述にも明らかのように、国策研究会の活動はむしろ②のような個別的な戦時政策の進展に棹さすものとして展開し、①のような大方針としての「国策」は停滞したままとなる。

(2) 電力問題への関わりと活動形態の発見

既に触れたように、一九三七年七月八日、国策研究会には電力国家管理法案を扱う電力問題研究委員会が新たに設けられている。同研究委員会を中心とした電力国家管理法案をめぐる動向は、同法案への注目の高さもあつてこの時期の国策研究会の活動の中でも目立ったものとなっている。この電力問題研究委員会の設置とそこでの討議は、矢次一夫の回想によれば、滝雄雄が近衛内閣における電力国家管理法案の検討を考え、滝・矢次・逋信省電気局長の大和田悌二との会合において決定されたものであるという⁶¹。

少々煩雑になるが矢次の回想録にまとめられている参加メンバーを挙げると、大橋八郎（委員長、貴族院議員「元逋信官僚」）、大蔵、堀切善次郎（貴族院議員「元内務官僚」）、小島精一（経済評論家、清水順治（放送協会常務理事）、出弟二郎（企画院嘱託）、町田辰二郎（協調会常務理事）、立石信郎（商工組合中央会理事）、今井田清徳、渡辺道太郎（王子製紙）、下村宏（貴族院議員）、矢次であり、この他にも関係省庁や電力業界から参加の上⁶²、七月八日に大和田電気局長による講演、同月一五日に内藤熊喜（日本電力副社長「国策研究会委員」）による私案開陳、同月二十三日に三宅福馬（電気協会常務理事）による民

有国営案に対する反駁（「産業人としては何だか見くびられた感」、「政府案は急拵えの感」、「統制経済の万能主義に反対する」など）、同月二十九日に大蔵の提出による民有国営案に対する質問書への回答という内容で四回の研究会が行われたことが確認できる。⁶³ なお、大蔵の日記などを見る限り電力問題はこれ以後も国策研究会内で研究活動が行われていることは間違いないが、同年八月以降の詳細は会報にも記載されておらず、定かでない。

この電力問題研究委員会に加えて電力国家管理法案の討議の場となったのが、政治経済研究会との連合研究会であった。政治経済研究会は栗本勇之助（栗本鉄工所）・片岡安（建築家）らを発起人とする大阪を中心とした関西財界人二百名ほどによる団体であり、国策研究会の再発足時から提携関係を持ち（第二章で先述）、一九三七年中には一回の懇談会と、後述する電力問題を扱った会を含む五回の連合研究会を開いている（表3）参照）。この政治経済研究会の詳細は不明であるが、「選挙法の改正」をめぐる第二回連合研究会において活動の動機を以下のように述べている。

従来我々財界人は政治に関与すべからずとの信条を守って行動を律して来たのである。…併し現在の如く政治と産業経済との関係が緊密となつて来た以上、現状の代議制度に再検討の必要を痛感する。即ち今の代議士が果して我々産業人の其の代表たり得るだろうか。既成政党に頼り得ないことは勿論であるが、さりとて無産党は猶更信頼することが出来ない現状に於ては、我等の立場を代表し得る者は結局我等自身でなくてはならない。今日の我国政治に於ては、特に我々産業人の協力に俟つべきものが多いと信ずる。既成の政党が漸次産業人の代表として無資格化しつつある一方無産者の代表として階級的立場を固執する社大党が選挙毎に増大して行く現状を眺めるとき、どうしても我々自らが国家の産業を護るべき責任を負うてゐることを自覚せざるを得ない。之は決して一職能、一団体の私的な利益代表として国家に参与する如き利己的な考ではないのであつて、兎角政府や、東京での考え方なり、見方なりが、

實際経済を無視し易い傾向のあるのに対し、それを補う意味に於て我々の関与が必要であると確信するからである。…

…我々産業人としては、真の産業代表者が国政に関与する事によつて、初めて立憲政治の暢達を図ることが出来るのであると信ずる。⁶⁴

すなわち、戦時体制における政治と産業経済の接近（統制経済）の中で、既成政党と社会大衆党が議席を占める現状の議会・代議制では「産業人」としての立場は国政に反映され得ないのであつて、自ら直接的に国政に影響を及ぼし、産業や実経済に関わる判断を補わねばならないという考えを見せているのである。つまりこの政治経済研究会は、関西財界における産業系の企業が主体となり、産業界の立場を直接的に政治に反映し政府の施策を動かそうとする傾向を有していたと見て良いだろう。

八月二十三日に行われた国策研究会と政治経済研究会の連合研究会は電力問題（「電力国策」）をテーマに行われ、国策研究会側から民有国営路線での案が、政治経済研究会側からは「国家の計画経済と資本主義経済との緊密なる抱合せ」と表現される国営反対路線での案（現状の民間電力会社を活かした電気事業法の改正）が示され、賛否両方の立場を揃えての討論がなされた。⁶⁵ 先述のように、近衛内閣の閣僚らが会員に含まれ、今井田・大蔵など「通信畑の先輩を加える」国策研究会は新聞紙上では通信省案にも影響力を持つと見られ⁶⁶、上記両案の詳細が報じられる。⁶⁷ など注目を浴びた。また、国策研究会・政治経済研究会のほか業界関係各個人までもが経綸を公表し論戦が行われたことに対しては、官民抱合のためには民意暢達が欠かせないとする観測も報じられている。⁶⁸ 後述するように、そのような官民抱合ないし官民一致のために民間側の意見を汲み上げるといふ役割が、国策研究会の主要な役割・理念となつていく。この電力問題をめぐる政治経済研究会との連合研究会は、その嚆矢であつたと言えるだろう。

矢次の回想によると、この連合研究会を経た同月三十一日には国策研究会において電力案がまとめられたが、それは国家管理法と政府監督の開発会社

による案（『政治経済研究会案』）の両方を示すものであり、どちらを用いるべきかは一切触れず「政府の方でその辺はよく考えた上でやれ、ということにした」という⁶⁹。その矢次の言からもわかるように国策研究会により整理された内容は政府に提供され、永井通相から電力統制案の審議過程である電力調査会に提出されたと報じられており、電力問題における国策研究会の貢献は同時代的にも一般に認められることとなった⁷⁰。その貢献の方向性としては、同じく矢次の回想によれば、永井通相・大和田電気局長の意図に基づいて、民間機関という場で賛否両方から自由に討議させて政府の参考にするというものであり、国策研究会は「オブラートの役」を担ったのであった⁷¹。以上で述べてきた電力問題をめぐる国策研究会の働きは、そのような期待に答えるものとなったのであり、大蔵も民有国営案の妥協が国策研究会でなされたことに安堵して「国研の存在の価値愈々顕著」と記したように⁷²、国策研究会にとって最初の成功体験となったと言えよう。

そこで見られた活動の性格が、これまで国策研究会について言われてきたような政策立案そのものというよりも、電力国家管理法案への反対論といった民間の意向の把握や妥協点の模索にあったことは再度強調しておかねばならない。言い換えればそれは「革新」政策の徹底というよりも「革新」―「現状維持」間の妥協を助けるものであった⁷³。このような方向性が、国策研究会の唱えてきた「挙国一致」や「官民一致」の具体的内容として現れてくるのであり、主要な活動形態として定着、展開するのである。

(3) 大蔵公望による近衛内閣への働きかけ

第一次近衛内閣の発足とその施策に従う国策研究会による研究活動の展開は、同会の中心人物による水面下での動きも活発化させたようである。その大部分は史料の残存状況から言って明らかにできるものではないが、大蔵の周辺については彼の日記を元に知ることができる。近衛内閣の発足間もな

い頃から、大蔵は先に挙げた国策研究会の常任理事ないし会員である閣僚らに働きかけを行い、例えば一九三七年八月十八日には滝に対して、企画院総裁を民間から採り組織に民間人によるブレイントラストも加えるようにという従来の主張と同様の意見を具申ししている。その後の動きは史料中にはうかがえないものの、滝もこの意見に同意する姿勢を見せ、「実は先般直後近衛首相と話し、大臣格の企画庁専任ソーサイを設けることとし、それに貴下を推することにより首相と打合せ済なり」とも述べている⁷⁴。後述する「民智総動員」をめぐる動きにも見えるように、近衛内閣の人物の中でも滝は比較的大蔵など国策研究会と近い位置にあったようである。

しかし一方で、本節冒頭で述べたように大蔵の日記からは度々会合が持たれていることが明らかであるにもかかわらず、風見の手記・日記には国策研究会に関わる記述は見当たらない。おそらく、網羅的・全方向的な人的結節による「挙国一致」実現を旨とする国策研究会は、革新のためには既成勢力打倒が必要であり「敵」とは没交渉であるべきだと考える風見の興味を惹かなかつたのであろう⁷⁵。

中国通を自認する大蔵は、この時期、日中戦争の勃発に当たって二つの私案を作成しており、いずれも詳細な内容は不明なもの、その作成と提案をめぐる動きは日記の記述よりうかがうことができる。一つ目は「日支事変の善後方針」（「対支国策」、「支那事変善後策」とも）であり、盧溝橋事件から間もない七月二十六日に国策研究会第一研究委員会において大蔵による当面の対支方針についての私案が討議され⁷⁶、それを元に作成された「対支戦捷後の対支国策案」をさらに改稿したものである。大蔵はこの政策案を作成するに当たり、十数名の専門家や関係者への意見聴取や国策研究会におけるさらなる検討を踏まえて成案を岡部長景（貴族院議員、子爵）と共に近衛首相・広田外相へ提供することとし⁷⁷、その取り組みについては「対支国策樹立に關する奔走」として風見の了承も取り付けている⁷⁸。

煩雑になるが、大蔵の日記から確認できる意見聴取先は以下の通りである。陸軍からは斎藤恒（中将）、多田（督知カ。大尉、参謀本部）、柴山兼四郎（大佐、軍務課長）、海軍からは岡新（大佐、企画庁調査官）、山本五十六（海軍次官、中将、「余と全然同意見」）、貴族院議員から岡部長景、伊沢多喜男、下村宏、外務官僚として東郷茂徳（欧亜局長）、白鳥敏夫（前スウェーデン公使、「他の人々と異なる点多し」）、有田八郎、そのほか、松岡洋右（満鉄総裁）、緒方竹虎（朝日新聞社主筆）、津島寿一（日銀副総裁）であり、計十四名が確認できる⁷⁹。

同様に、十月二十一日から二十五日、及び十一月二十二日に行われた成案の送付先は以下の通りである。陸軍においては梅津美治郎（中将、陸軍次官）、荒木貞夫（陸軍大将、予備役）、柴山、海軍において安保清種（海軍大将）、山本、末次信正（海軍大将）、貴族院議員として岡部、財界人としては郷誠之助、政党政治家では前田米蔵（政友会）、町田忠治（民政党総裁）、近衛内閣中には永井柳太郎、風見、滝であり、計十三名が確認できる⁸⁰。なお、通説的に大蔵との密接な関係が強調される宇垣一成の名は確認できない。加えて十月末、当初の意向通り岡部とともに近衛首相・広田外相を訪ねて進言を行っている⁸¹。意見の聴取先としては軍部・外務省などの専門家や直接的な関係者が主であり、大蔵は自身の見識にそれらの情報や見解を加えた上で政策案を立案し、近衛内閣を始め軍部・貴衆両院・財界と各方面に提供しているのである。

第二の私案は、十一月四日、国策研究会内で大蔵を委員長として設けられた特別委員会である北支対策委員会で審議され⁸²、同月二十七日に成案となった「北支経済対策要綱」である⁸³。これについては記述が少ないが、成案を得た直後に企画院を訪ねて「北支対策の進行方に付相談す」とあり⁸⁴、企画院に提供された可能性も考えられる。

以上要するに、第一次近衛内閣に対し大蔵は、国策研究会のメンバーでもある閣僚や長官ら、特に滝や風見を通じて働きかけを行い、自身の専門性に基づいて対大陸政策案を作成、各方面に提供を行っていた。その政策案は軍部や外務省など専門性や日中戦争の進行に直接的関係を有する人物の見解

を踏まえたものであり、自身が常任理事や研究委員会の委員長を務める国策研究会のバックアップを利用して作成されたものであった。本章冒頭で述べたように、先行研究においては大蔵が同時代的に示した存在感が指摘される一方、彼の政策論に対する評価は芳しくない⁸⁵。このことは一見不可解であるが、本項目で明らかにした事実を踏まえれば以下のように理解できよう。すなわち大蔵の政策論は、彼個人の力によって形成されたものというよりも広範な専門家・関係者の見解や国策研究会での検討を踏まえたものであったがために、一定の説得力や信用を持ったのではないだろうか。そもそも同時代において政策論の優劣は容易に判断できるものではないし、優れた政策論が常に高い評価を得られるとは限らないのである（半ば制御不能なまま流動的に展開した日中戦争の勃発直後ならばなおさらであろう）。そのような状況下で大蔵の唱える政策がその内容というよりも彼の人脉や立場に依拠した立案手段によつて一定の信頼を得たと想定することは妥当であろう。

本節では、第一次近衛内閣の発足後、概ね一九三七年中の国策研究会と大蔵の動向について述べた。国策研究会やその中心人物であった大蔵は、近衛内閣に同会の常任理事・会員が入閣したことを契機として政府への働きかけの経路を得るとともに、その政策や戦時体制構築の進展に追従する形で民間の意向を汲み上げることが主眼においた活動の形態を見出したのであった。

第三節 第一次近衛内閣期（一九三八年）における動向―活動形態の確立と理念化―

（1）政局の変転と大蔵公望の動向

近衛首相が辞意を漏らしたこともあってか⁸⁶、一九三七年末より宇垣一成の政治的進出が取り沙汰され、大蔵の日記中にも宇垣との関わりが見られ始める。同年十二月六日に大蔵は宇垣に招かれ、「北支に支那政府の総顧問として行く場合、一所に行く様頼まれ」、宇垣の政治的進出の下工作・北支にお

ける総合国策会社設立の得失についての研究を引き受けている⁸⁷。この後の一九三八年一月十八日には宇垣と協議の上、病身であった今井田清徳の代わりに次田大三郎（貴族院議員、元内務次官・法制局長官）を宇垣の側近とし、大蔵は「対支持久戦開始の対策を余の手下にて作製の上宇垣氏に示し宇垣氏は夫を参考として近衛首相に進言すること」を取り決めていた⁸⁸。（宇垣自身が組閣することも想定していたようである⁸⁹）。

加えて大蔵は宇垣に対し、陸軍内における反宇垣情勢への懸念もあって独伊などの欧米視察に出て「帰朝の上研究室を設け、政綱をさるる可き」とも進言している⁹⁰。いわゆる政治工作としては相当迂遠に思われるし、国内政局と距離を置くための方便の意図もあるだろうが、先述の「対支持久戦開始の対策」の進言という手法も踏まえれば、政治的抬頭の実現手段としての政策提示やいわば政治的資源としての専門知を重視するという大蔵の傾向が見て取れる。

しかし以上のような宇垣擁立の動きは具体化しないまま、内閣改造により五月二十六日に宇垣が外相に就任し、大蔵より「対支緊急対策」が提供されている⁹¹。さらに大蔵は同時期に国策研究会で特設された事変対策委員会の委員長となり、彼自身による外交原則の私案を元として討議の上で決定案を作成（表4）参照）、これも宇垣へと提供している⁹²。また、その過程で東條英機陸軍次官・山本五十六海軍次官から対支意見を聴取し、宇垣・事変対策委員会の両者に伝達している⁹³。

これらの動向を見るに、大蔵は国策研究会における政策研究を背景に対中問題の専門家として政策提供・情報収集の役割を果たしたと言えるだろう。（なお後述するように多くの特設委員会を設置している当該期の国策研究会において、大蔵は第一研究委員会、第六研究委員会、アジア民族問題研究委員会、南洋問題研究委員会と相当数の委員会の委員長を務めている（表4）参照）⁹⁴。そのような立場が彼の各政治主体間での動向を容易にしてい

たと見ることは妥当であろう。）その動向は、当該期の状況においては宇垣の支援を前提としたものにも見えるが、一方で宇垣の外相辞任やその要因となった興亜院をめぐる問題、あるいは政民両党による宇垣内閣樹立運動⁹⁵といった政局上核心的な問題への大蔵の関わりは全く確認できない⁹⁶。大蔵の動きは、いわば政策立案における実務家としての役割に限定されたものと見るべきであろう。

そのような大蔵の政局への関心の低さは、同時期に浮上した「北支開発会社」をめぐる問題においても見られる。同じく一九三八年の二月頃、大蔵の元に「対支事務局」ないし「北支開発会社」の副総裁、あるいは満鉄総裁への就任説がもたらされ始めている⁹⁷。これらの内容はいずれも矢次一夫からもたらされており、背景には陸軍の意向があったらしい⁹⁸。詳細は史料上定かでないが、同時期に矢次は陸軍と接近して七月末頃には陸軍省囑託となっているように

あり⁹⁹、彼の動向は陸軍のメツセンジャーとしての役割を伴うものでもあったのだろう。第一節でも述べたように大蔵は一貫して大臣職に欲を示さず、宇垣内閣の大臣候補を挙げた際にも自身を含めていないが¹⁰⁰、「北支開発会社」副総裁には「現地に於る行動は余に一任」などの注文を付けつつ意欲を示している¹⁰¹。これらの新設機関や近衛内閣をめぐる政局、就任要請の裏にあるはずの陸軍の意図に対する意識は日記などからはほとんどうかがえない一方、自身の議会質問への好評¹⁰²や「北支にハ余の外に絶対に適任者ハ無いと自信す」¹⁰³といった自信を記しており、やはり政策立案能力や専門知への強い意識がうかがえる。「北支開発会社」副総裁への就任要請も、大蔵は自身の専門知や半官半民的な国策会社への適性に対する評価として受け取ったのであろう。なお、この「北支開発会社」は同年十一月に北支那開發会社として発足したものの、大蔵の副総裁案は内閣改造による陸軍大臣・陸軍次官の交代が変更となって流れ¹⁰⁴、池田純久（企画院調査官、陸軍大佐）の依頼により企画院管轄の東亜研究所副総裁となっている¹⁰⁵。

以上見てきたように、大蔵は宇垣の組閣準備などにはある程度関わるものの政局に大きく立ち入ろうとする動きは見せておらず、むしろ自身の専門性に立った上での政策提供などに専念する実務家的傾向を持っていたと見るべきであろう。また、史料の制約上、及び本章の対象とする時期の都合上詳述できないが、矢次・大蔵（非国策研究会）と陸軍とのつながりは一九三八年前半期頃より再形成され始めたようであることは一言しておく。

(2) 一九三八年における国策研究会の動向―組織拡大と「民智総動員」の提唱―

既に述べたように、第一次近衛内閣期において国策研究会は有効な活動形態を発見し、順調に活動を展開したと言える。一九三八年末には、後述するように同年中の活動も引き続き活発になされたためか、会員・会友はそれぞれ年間で百四十名増加の四百四十四名、二百五十名増加の四百二十二人を数え（内訳や氏名など詳細は不明）、さらには法人会員制の発足（法人会員数は四十）により財政基盤も備え、集会状況なども含め「何等の悲観材料もない」と高く自己評価されるに至っていた¹⁰⁶。

研究活動についても従来の第一―第五研究委員会に加えて十四の特別委員会が設置され、いずれも物資対策、事変対策、支那幣制対策、戦時労務、総動員法研究など戦時体制に関わるものを中心として討議や講演、研究報告書の作成がなされている（表4）参照）。これら個別的な戦時政策についてはかなり活発な研究活動がなされていたものと評価できるだろう。

一方、いわゆる「国策」の総合性を扱うものとして注目されるのが「国策の総合的立案」を目的として二月から四月にかけて設置、活動された第六研究委員会である（表4）参照）。大蔵が委員長を務める下で七回の会合が持たれ、十六項目に渡る「国策大綱案」が作成されたと会報では記載されているが、これは「問題の性質上」公開しないとされている¹⁰⁷。とはいえ、その内の文教項目は第二研究委員会で議論されたとして唯一会報に記載されて

いるのであるが、これも戦時体制への適応や「日本精神」への統合といった当時における最大公約数的内容に過ぎない（「一、教育は国策の遂行に堪うる国民資質の向上を図ると共に、教学の普遍徹底を期するを以て之が目標とし、更に事局に対する国民の自覚を強化せんことを期す 一、国民思想の目標を日本精神の振興に置き共産主義其の他国体と相容れざる思想行動は絶対に之を排除するに努め一般に質実剛健、一致協力の気風を徹底せしめんことを期す」¹⁰⁸。討議には少なくとも一度は横山勇（陸軍少将、企画院総務部長）が参加して企画院の国策案を説明しており¹⁰⁹、非公開としたことには企画院や陸軍との関わりが背後にある可能性も考えられるが、内情を示す史料は管見の限りない。さらには、この「国策大綱案」はその後の大蔵の動向においても国策研究会の活動においても活用された形跡が確認できず、第六研究委員会も少なくとも一九三八年中は四月以後開催されていない。第二節で述べたように大蔵は個別的な戦時政策の蓄積によって指導方針としての「国策」が見出されることを期待していたのであるが、結局のところ、そのような期待は実現されなかったと見て良い。国策研究会は、国策研究同志会の時期より観念されていた指導方針としての「国策」を求める方向を次第に弱め、この頃には多分野における個別的な戦時政策を「国策」とし、その研究・調査に特化した組織となっていたと言ふべきであろう。そのような専門分野に基づいて個別に設置された各委員会の活動が活発化する一方、それらを総合し、より高次の指導方針へと昇華しようとする試みはほとんど成功しなかったのである。

一方で、一九三八年中の国策研究会は物資対策委員会と商工省当局との合同懇談会（五月二十七日）、企画院首脳部との合同懇談会（七月二十八日）、内閣三長官はじめ官僚や軍人、貴衆両院議員などの参加した官民国策懇談会（九月二十八日）としばしば「官民」間を取り持つような懇談会を開いている（表4）参照）。この活動は当該期の国策研究会において相当重要なものと見なされたようである。

（引用者注…企画院首脳部との合同懇談会について）国家総力戦体制の整

〈表4〉1938年における国策研究会の活動概要

委員会等分類	活動分類	時期	備考
第一研究委員会 (外交、国際関係)	第一回～第三十七回定例会	1月17日～12月19日 (月2～4回開催)	外交政策・戦況など中国情勢・各国の事情が主。各回とも企画院調査官・政党政治家・外務官僚・陸海軍人・財界人・貴族院議員などの専門家による講演
第二研究委員会 (教育)	第一回～第十八回定例会	1月18日～10月4日	青年学校義務制問題、教育行政革新、文教行政機構改革案(菊池慎三による試案)、国策大綱案文教項目を討議。人民戦線運動、右翼団体の動向、学生思想の動向、満洲・北支の教育について講演(それぞれ大審院検事、内務官僚、文部官僚、慶応大教授による)
	青年学校問題研究報告会	3月8日	第一回～第五回定例会の研究成果を発表するもの(討議の元となった試案は城戸幡太郎が作成)
第三研究委員会 (産業、経済、財政)	定例会(12回)	1月11日～10月29日	テーマは米国財政、日満支の石炭統制、鉄・産金政策、輸出促進、戦時下の国際収支、物資需給調整、物動計画と中小工業など。日銀為替局長、大蔵官僚、商工官僚、陸軍軍人、内務官僚、ジャーナリストなど専門家による講演
	増税問題の研究	1月19日～2月9日 (3月2日)	事務局提出の研究項目、政府増税案などにつき討議。3月2日の定例会において意見一致として研究終了、報告書作成
	貿易対策委員会(6回)	3月17日～4月23日 (5月21日)	輸出促進、貿易振興、為替管理などのヒアリング後、草案を作成。関西財界(政治経済研究会)、東京財界、官民要路者の意見を踏まえ、5月21日の定例会で案を確定
	今後の研究方針協議	9月13日	—
	思想問題対策打合せ会	10月12日	—
第四研究委員会 (国民生活、労働問題)	第一回～第三回定例会	3月1日,4月14日,28日	「内地在住半島人問題」、銃後諸施設の確立、オリンピックの意義について。厚生官僚、大日本体育協会理事長・理事による講演
	臨時会	5月16日	ナチスの指導原理について。亀井貫一郎による講演
第五研究委員会 (行政機構改革)	定例会(11回)	1月7日～12月6日	中央官庁制度改正問題、司法制度研究、在野法曹の意見聴取、日本革新農村協、大日本青年党、世界史の動向と国民組織について。内務官僚、大審院検事、在野法曹、大日本青年党本部員、革農協常務理事、社会大衆党代議士による講演及び自由討議
	研究報告会	2月5日	貴族院制度改革問題、官吏制度並選挙法改正問題、文官任用令改正問題について。それぞれ池田宏、堀切善次郎、船田中による報告
	司法制度委員会(5回)	3月18日～7月1日	「弁護士制度改革試案要綱」などを審議
	座談会：新党運動の現状と将来への展望	10月27日	政治部新聞記者、政党政治家など30名が参加
	国民再組織について	12月21日	有馬頼寧農林大臣による講演

第六研究委員会 (総合国策)	第一回～第七回定例会	2月12日～4月9日	委員長である大蔵公望による挨拶、横山勇陸軍少将(企画院総務部長)による講演、国策大綱案の逐条審議など
	第一回～第七回小委員会	3月3日～4月6日	16項目に渡る国策大綱案を作成
拓殖委員会	第一回～第三回定例会	4月20日,5月5日,6月23日	下村宏を委員長として意見交換、「半島人問題」について自由討議
物資対策委員会	第一回・第二回定例会	4月22日,5月11日	河田烈を委員長として意見交換。商工官僚による物価対策についての講演
	第一回～第九回小委員会	5月2日～7月2日	物価対策大綱を作成
	商工省当局との懇談会	5月23日	吉野信次商工大臣、村瀬直養商工次官ほか商工官僚参加の上、商工大臣官邸で開催
	物価委員総会	6月29日	物価対策案を報告。第三研究委員会との合同開催
アジア民族問題研究委員会	第一回～第七回定例会	5月6日～7月29日	大蔵公望が委員長。研究方針協議、及び南洋事情、民族対策、蒙疆の諸問題、紅卍教、回教民族について。外務官僚、紅卍教研究者、善隣協会常任理事、陸軍軍人、回教圏研究所所長による講演
南洋問題研究委員会	第一回～第六回定例会	5月6日～7月18日	大蔵公望が委員長。研究方針につき協議、及び南洋における邦人拓殖、ニューギニア事情、南方民族の今昔、南洋資源、通信政策について。拓務官僚、南洋興発社員、台湾総督府嘱託、企画院調査官、通信官僚による講演
	第一回～第五回委員会	11月17日～12月22日	林久治郎が委員長となり、「対南方策要綱案」の討議、南洋視察報告、仏印の動向について講演。講演は拓務官僚、ハノイ総領事による
事変対策委員会	第一回～第八回定例会	5月30日～7月20日	委員長は大蔵公望。大蔵による時局に対応すべき外交原則についての私案について協議、決定案を作成
支那幣制対策委員会	委員会(講演、6回)	7月15日～10月8日	池田宏が上海市政の行政担当最高顧問となるに伴い実施された「北支と上海の占領に伴う対策」研究に引き続き設置。民幣論、中支通貨対策、幣制対策、幣制確立問題とのその視察報告、軍票問題など。軍部嘱託、三菱銀行員、大学教授、大蔵官僚による講演
	第一回～第三回小委員会	10月14日,25日,11月10日	中間報告の起草。最終回に休会を決定
戦時労務委員会	第一回定例会	7月26日	会員総会。当初は下村宏、9月から末弘蔵太郎が委員長
	第一回～第三回特別委員会	8月5日,9月1日,11月8日	事務局案「労働生産性の向上とその合理的配分に関する諸考察」、賃金政策などにつき討議
	第一回～第五回小委員会	9月9日～10月20日	懇談、事務局案の審議、「国民労務調整基金案」・「勤労者厚生保険案」の審議など
	賃金政策研究会	10月7日	艦政本部主計中佐による海軍における研究の報告
	中間報告会	10月27日	「戦時労務対策委員会の審議経過に関する中間報告」

思想対策委員会	第三回(マ) 打合せ会	10月25日	「思想戦としての対策をどうするか」、清水盛明(陸軍大佐)による講演
	第四回～第八回委員会	11月1日～11月29日	自由討議、事務局整理の戦時思想対策要綱基礎案につき審議
	定例会	12月17日	現下の思想動向：出版物を通じて見た戦時下思想動向と取締方針について、内務省警保局庁図書課長による講演
統制経済対策委員会	第一回・第二回委員会	11月12日,14日	委員長は河田烈。意見交換と討議
	第一回～第三回小委員会	12月3日,6日,14日	「統制経済の限界」、物資不足問題の対策について自由討議
総動員法研究委員会	第一回～第四回	11月19～30日	十一条問題につき討議、対策要綱試案を中心に討議
会員懇談会	(9回)	1月19日～12月1日	厚生省の開設とその使命、事変下の金融情勢、北中支国策会社と軍の方針、司法制度改正、訪独所感、殷同氏歓迎会など。厚生官僚、日銀総裁、陸軍軍人、司法大臣、海軍軍人、外務大臣、中華民国臨時政府要人などの講演
官民国策懇談会	企画院首脳部との懇談会	7月28日	滝正雄(企画院総裁)、船田中(法制局長官)、青木一男(企画院次長)ほか企画院各部長と国策研究会の「主要メンバー」による
	内閣三長官を主とした懇談会	9月28日	滝正雄(企画院総裁)、風見章(内閣書記官長)、船田中(法制局長官)、横山勇(企画院総務部長)、ほか陸海軍人、政友会・民政党・社会大衆党、貴族院議員、各省官僚、財界人など参加。懇談会内で5名による講演あり
講演会	(4回)	2月10日～11月16日	総動員法講演会、日ソ国交関係の推移、公債消化を中心としたわが経済力、日ソ支関係の将来について。陸軍軍人、外務官僚、日銀副総裁、大蔵公望による講演
会員・会友講演会	(2回)	10月6日,11月16日	支那事変を語る、日ソ支関係の将来。鈴木貞一、大蔵公望による講演。二回目の講演は通常の講演を兼ねて開催カ
関西会員懇談会	(6回)	2月18日～9月16日	大阪会員懇談会、戦時貿易対策の協同研究会、ほか北中支国策会社設立と軍の方針、海軍航空隊の活動、臨時・維新両政府要人、日ソ関係、北支視察について講演。講演は陸軍軍人、海軍軍人、財界人、大蔵公望、矢次一夫による
名古屋会員懇談会	(2回)	10月28日,12月28日	名古屋経済会主催講演会、「誤りなき統制経済実現の為に資源の積極的利用開発へ」講演。講演は河田烈、陸軍軍人による
北京における会合	詳細不明	日時不明	武藤章など参加
土居原中将歓迎会	—	7月23日	常任理事・事変対策委員会・幣制対策委員会委員が出席
宇垣外相主催の懇談会	詳細不明	7月28日	宇垣より有志を招待

研究報告書の配布	(15回)	3～12月	官庁制度に関する研究報告、内地在住半島人問題と協和事業、青年学校義務制実施問題の対策、増税問題に関する研究、為替管理貿易統制改善に関する参考意見、戦時貿易対策要綱、戦時物価対策に関する意見、戦時物価対策要綱、物価問題に関する参考意見、文化革新に関する研究中間報告、司法制度改正問題に関する中間報告、戦時労務対策委員会の審議経過に関する中間報告、支那幣制対策委員会の審議経過に配当制限対策要綱
----------	-------	-------	---

矢次一夫『昭和動乱私史 上』（経済往来社、1971年）第十四章、『国策研究会報』（第二巻第一号 [1938.2.12] ～第二巻第九号 [1938.6.25]）、『新国策』（第二巻第十号 [1938.7.11] ～第二巻第二十一号 [1938.12.25]）を元に作成

備は単に物的側面を實行する物資動員計画を以て終るものではなく、之と表裏して謂わば心的側面を貫く精神総動員並智能総動員を必須不可欠の要諦とするはいうまでもない。実に今日ほど国民総意の綜合と国民智能の集中が要請せらるるときはなく、之を俟って初めて、今正に課せられつつある世界史的偉業完成への真の官民協力が実現するといふも過言ではないのである。

本会は従来とても勿論斯る方向へ向つて活動を続け来つたのであるが、更に竿頭一步を進めて、より直接的積極的に国策の樹立並遂行に協力せんことを期し、民智総動員態勢の強化を企図する新しき試みとして：懇談会を開催した。¹¹⁰

（引用者注：官民国策懇談会開催について）例之、外交方略の不鮮明にして迫力なく、経済施策の不透明にして混沌たる、或は言論の不自由にして低調なる、また或いは社会福祉の不均衡にして跛行的なる、等々数え来つて違なき底の実状は、果たして長期抗戦・長期建設に応うる態勢といひ得るであろうか。官に策なき

に非ず、民に案なきに非ずして、これを結合して真に軍民一如、官民一体の、力ある綜合国策なきが故である。まさしく此の環を掴んで立つ本会は、官吏といわず、財界人といわず、学者といわず、政治家といわず、志を同じうする全会員諸氏を以て、各種研究委員会を組織し、こと国策に関する各般の重要問題を捉えて、その知識と経験とを動員傾倒、鋭意研究調査に努めつつある：更に竿頭数歩を進めて一層広汎なる規模に於ける民智動員を實踐し、官民抱合の指導国策を確立するの必要に促進され：今回は一段と規模をひろめ、一層の計画を加えた第二回官民国策懇談会を：開催したのである。：官民一如の、国策共同研究を具現し得た：之を機に本会の国策運動は更に巨きな一步を印したことを厚く感謝する次第である。¹¹¹

ここでくり返し強調されているのは、「官民協力」「官民一体」「官民一如」であり、「民智総動員」の實踐・強化である。現今の戦時体制・戦時政策が十分であるのは「官に策なきに非ず、民に案なきに非ずして、これを結合して真に軍民一如、官民一体の、力ある綜合国策なきが故」とし、国策研究会は「官吏といわず、財界人といわず、学者といわず、政治家といわず、志を同じうする全会員諸氏」の組織によって活動を続けてきたがゆえに「此の環を掴んで立つ」のであって、「官」と「民」をつなげて「官民一体」と「国策」樹立に貢献することができるのである。

先の引用でも言及されているようにこのような「民智総動員」の試みは「国策運動」¹¹²として理念化され、強調されるに至る。この主唱者の役割を務めたのが滝正雄であった。彼がそのポジションへ位置するに至った経緯は不明だが、近衛内閣において企画院総裁を務め、加えて先述の懇談会の開催契機として彼が企画院総裁として民間の意見を聞きたいとの意向を寄せたことがあった¹¹³ためであろう（なお彼は第一次近衛内閣の退陣後も国策研究会において常任理事・第六研究委員会委員長・編輯委員長と重要な地位を与えられている）。滝はこの「国策運動」について以下のように述べている。

物資動員や計画や之に伴う輸入や消費の制限禁止については：政府も国民も経験上日の浅い事柄でありますから、よし行政の上到手落ちがあり欠点がありましても、国民の側に於て唯単に政府は怪しからんと云うだけでは駄目なのであります。：官吏も国民も、共に人力の限りを尽して努力して行かなければならないと存じます。

かかる時に当って、国策研究会のして居られることは、誠に貴い仕事だと思えます。

この際官吏以外の政治家が、立憲政治に就て如何に寄与すべきかと云うこの未解決の問題に対して、国策研究会は立派に実行を以て解答を与えて居られるように考えます。ただ単に攻撃する事は国家の為には何の役に立ちませぬ。

然らば立憲政治家は何を為すべきであるのか。具体的な国策の立案がなされねばならないと思えます。政府以外の政治家が、国策運動の真の意味を理解したならば、道は自ら拓けるだろうと考えます。

官吏が秘密の部屋の中で極秘の判を捺してつくるものよりも、国民の経験的知識をも加味し参酌された国策の方がより妥当性の多いものである事は論を俟たないことであります。従来政治家が、稍もすれば政権の争奪を事とした為に生じた所の党派の弊害は、国策の為に協力するにとに依って除かれると存じます。 114

(引用者注：関西会員懇談会における挨拶として) まず省議・閣議となる前に官民の間に意見の交換・協議・懇談を遂げ、政府案として決定後は修正・改竄されぬでもよい様にしておくことが肝心である。：徒らに官吏は実状に疎い、政党は駄目だと言うには当たらない。ひとり官吏政党にのみ罪があるのではない。：これは個人主義に基く立憲政治の一つの弊害であるが、叙上の如き状態の俛では真に中正なる国策の樹立は覚束ない。

更にまた之が修正もしくは提出反対を陳情する財界側も間違っている。

：

これでは真の政治は行われぬ。国家国民の為の国策は官民一致協力して樹立せねばならぬ。閣議決定前に官民が協議し、相互の意思疎通を図り、以て国策の樹立その運用の円滑化に資するのが本会の基礎観念であり、之が本会誕生の発足点である。

官民協力の機関である本会に於ては、当局案決定後に於いての陳情ではなく、その事前に於いて官民相寄り研究協議するのであるが、これが最も肝心の事と思う。これが判らぬと「大阪の実業家が国策の樹立等とは怪しからぬ」と言うことになるのである。：これは何人が行ってもよい筈であるが、政府自らでは困難があり、国策研究会にして初めて行い得るところである。

：政府当路者も企画立案に際しては本会に依託して斯々の問題に就て研究乃至は民間の意向を聴取して呉れと希望されることも屢々である。斯くて本会に於てその結論・要綱を得れば之を関係当局に伝達し、これが企画立案の基礎を為して行くのである。斯かる方法・形態は未だ古今・東西の立憲政治を通じて類例無きことであり、これこそ本会の国家・国民に対する使命と信するのである。

：「実業家の国策への寄与」を理解し得ない者は「永久に陳情する」者であり、国策の樹立、国運の推進には何等貢献し得ざる者である。

本会の今後に於ける発展は予測し難い。我々としては飽くまでこの新しき仕組に抛りいわゆる国策運動を推し広めて、真の立憲政治を確立し民意の暢達を図り度い。 115

ここでは、物資動員など戦時政策においては政府もまた経験不足であることを前提として、それに対して国民や財界が単に政府や官吏に苦情を述べるのではなく、事前に官民での協議を行い、承認や実行の段階において紛糾することのない「国策」が立案されていなければならないという発想が強調されている。このような「官民一致」での協議を経ることで「国策」(戦時政策)

の樹立と運用の円滑化を図るといふ機能において、「国策研究会は立派に実行を以て解答を与えて」いるのであり、「政府自らでは困難があり、国策研究会にして初めて行い得るところ」と主張される。すなわち「挙国一致」による「国策」樹立を掲げて再発足した国策研究会は、日中戦争下の第一次近衛内閣期において、「官民一致」の活動形態による戦時体制への民智総動員という機能（＝「国策運動」）に帰着したのである。

加えて興味深いのは、先の引用においてこのような「国策運動」が官僚による密室政治や政党による政権争奪、財界による陳情行動よりも優れた「真の立憲政治」であり「民意の暢達」を実現するものとして語られていることである。つまりここでは、法制外にある一政策研究団体が、民意の反映・協議・立法といった憲法規定を根拠とする帝国議会や政党の機能を部分的にも代替し、真に「官民一致」を果たすものとして語られているのであり、議会制や官僚政治によって実現されることのない戦時政策立案における合理性や能率性において国策研究会がオルタナティブ（「真の立憲政治」）たり得ると語られているのである。そこで重視されているのは端的に言えば国家総動員の円滑化であるが、そのためにむしろ国策研究会という憲法体制外の存在が必要と見なされているのである。第一節で見たように、再発足当初の国策研究会において「官民一致」が語られるときには軍部と政党の対立抑制といった政治主体間の融和が意識されていたのに対し、ここでは政党や議会の役割は重視されず、むしろ官僚や政府（＝「官」）と財界・「産業人」・「国民」など直接的な利害関係者（＝「民」）が眼差されている。当該期において国策研究会は、戦時政策の立案過程における産業界など民間側の意向調達に存在意義を見出し、政治主体間の融和を重視した「挙国一致」から戦時体制への「民智総動員」へと方針・理念を転換させ、その機能を確立した。それはあるいは、挙国一致内閣下における立憲制再構築の試みから、立憲制外の立場からの国家総動員への貢献へと課題がすり替わった結果であり、政党や議会が本来担っていた合意形成や民間側の意向把握を代替しようとするもので

あったと言えるだろう¹¹⁶。

おわりに

以上、本章では国策研究会の発足から第一次近衛内閣期にかけての国策研究会と大蔵公望の動向を明らかにした。その成果を整理すると以下のようになる。第一に、国策研究会は実践的な活動を展開する段階においても「挙国一致」や「官民一致」を掲げて勢力横断的な人的結集を維持・拡大し、「革新」的方向の追求というよりも国内対立の抑制を重視する方向を持っていたことが確認された。少なくとも一九三八年までの段階では国策研究会が当初の構想から外れることなくその活動を展開していたことは間違いない。

しかし第二に、国策研究会の実践的な活動形態は、第一次近衛内閣下における戦時体制の展開と軌を一にして確立されたことは留意されねばならない。国策研究会が当初「国策」研究を通じた「挙国一致」の実現を趣旨に掲げたのは、挙国一致期において亢進した国内対立を収め、政党・軍部といった政治主体間の融和を意識してのことであった。ところが、第一次近衛内閣期において一定の成功や存在感を示し、活動形態として定着したのは、民間の意向と政策研究を政府側に示し、戦時政策やいわゆる「革新」政策の妥協点を見つけるという役割（「民智総動員」）であった。それは実業界などの民間側と国家的施策との対立を和らげるといふ意味では「挙国一致」的性格とも言えようが、当初の構想が意識していた政党と軍部の対立や政治体制の安定化という問題とは実のところ位相が異なるものとなったと見るべきであろう。国策研究会において調査研究がなされた「国策」も個別具体的な政策論というべきものであって、挙国一致内閣期より求められていたような指導力や政治的主導権の源泉となるような大方針・総合的政策といった意味での「国策」は樹立されることがなかった。

第三に、そのような活動の中で実務家層というべき人々の参加が目立つことである。例えば政治経済研究会に見られるような政策内容に直接的利害を

有する産業人であり、あるいは大蔵や、同じく各研究会委員長を務めた池田宏、堀切善次郎といったベテランの官僚出身者である。国策研究会における政策研究や議論は、(本章では史料上の制約もあり具体的には扱えなかったが)、彼らの実際の利害や専門知を大きく参照する形で進められたものと思われる。同時代の民間政策研究団体として度々並び称される昭和研究会には蟬山政道、矢部貞治、三木清、笠信太郎、大河内一男といった先駆的なイデオログが多数見られるが¹¹⁷、国策研究会にはそのような存在は見当たらない。国策研究会には理念的アプローチから「革新」的構想を打ち出すという性格は弱く、むしろ(大蔵が本来懸念していたように)日中戦争下で展開する戦時政策になし崩し的に追従し、そのサポートを行うという傾向が強かったのである。

そのような国策研究会の方向性は、大蔵公望の動向とも軌を一にするものであった。従来、大蔵については宇垣一成の側近的政治家としての理解や大陸問題の専門家としての側面が強調されてきた。しかし、大蔵は満洲から帰国した挙国一致内閣期から本稿で扱った日中戦争期を通じて「挙国一致」や「官民一致」を重視して、宇垣や陸軍といった特定の政治勢力を抬頭させることにはさほどこだわらなかつたし、政策提供などの活動も彼自身の専門知のみによるものではなく国策研究会を背景とした「挙国一致」的な人的結集を踏まえてのものであった。そのような大蔵の傾向は、国策研究会に見られる実務家的傾向を代表するものであると言える。

最後に、なぜ当該期において国策研究会はそのような形で活躍を見せることになったのであろうか。一つには、国策研究会の組織と活動が第一次近衛内閣において試みられた内閣機能強化の方向にとつて有益であったことが考えられるだろう。関口哲矢氏は、戦時期において各勢力の協調やそれぞれ

の意向を迅速に調整し国家的決定へまとめることが課題となり、首相と接続するブレーン機関も含めた内閣機能強化の動きがなされたことを明らかにしている¹¹⁸。国策研究会について近衛内閣側が国策研究会をどのように見ていたかは史料上の制約もあって明らかにできなかつたが、永井柳太郎や滝正雄の動きを見る限り、国策研究会が既に築いていた活動の基盤が当該期における国家意思形成に有益と見られたことは間違いない。戦時体制の開始によつてこそ、国策研究会はようやく活躍の場を得たのである。

そうして得られた国策研究会の役割は、民間の意思調達や事前の合意形成によつて立法を円滑化するという意味において、本来は政党や帝国議会に求められていた役割を代行するものであつたとも言えるだろう¹¹⁹。政治経済研究会などは産業界の持つ利害の代議が議会勢力には期待できないものと見て政府への意思表示の場を国策研究会に求め、電力問題を巡つて議会で孤立した永井も民間の意向を汲み上げる場としてこれを活用したのであつた。そのような役割は、米山氏の指摘する国内各政治勢力を包摂することで「昭和立憲制の再建」を果たした翼賛議会の「挙国一致」性¹²⁰や(本章の扱った時期よりも後の)戦時議会の果たした役割¹²¹を先取りするものとして位置付けられるように思われる。そのように見たとき、戦時期における「立憲制」の回復は、その当初においてむしろ明らかに立憲制外にある民間団体によつて代替されねばならなかつたということになる。本稿は元より国策研究会という一個の団体について論じたものであり、昭和期における「立憲制」について十分に検討できるものではない。しかし上記のことは、戦時体制の開始時において立憲制的機構は非公式な民間研究団体によつて迂回されねばならない障壁として在ったということを改めて示唆しているように思われるのである。

¹ 再発足以後の国策研究会の活動は会報において公表されており、それによつて活動の経過や内容を辿ることが可能である。発行と現存が確認でき

る会報は以下の通り。『国策研究会々報』(一九三七年一月〜一九三八年一月)、『国策研究会會報』(一九三八年二月〜六月)、『新国策』(一九三八年七

月(一九四〇年十二月)、『国策研究会調査週報』(一九三九年十月(一九四〇年十二月)、『国策研究会週報』(一九四一年一月(一九四五年一月)。なお、非公式な動向を読み取ることでできる有力な史料としては、大蔵の日記の他には矢次一夫による戦後の回想が挙げられる程度であり、一定の限界があることには留意せねばならない。

² 大蔵公望「一八八二—一九六八年、男爵」、鉄道院を経て一九一九年に満鉄入り、一九二一(一九二七)年及び一九二九年に同理事となる。一九三二年に満鉄退職後は貴族院議員(公正会)となり、一九三六年からは満州移住協会理事長も務めた。

³ 中島康比古「日中戦争期の宇垣一成と大蔵公望(一)」(『早稲田政治公法研究』(五四)、一九九七年)。

⁴ 河原田「大蔵公望の対満国策論」(『歴史学研究』(七八六)、二〇〇四年三月)。

⁵ 池田憲彦『近代日本の大学人に見る世界認識』「終章 満州移住・大蔵公望の経緯と宇垣一成」(自由社、二〇一五年)。

⁶ 兒玉州平「大蔵公望はなぜ必要とされたのか?」(『神戸大学史学年報』(二九)、神戸大学史学研究会、二〇一四年)。

⁷ 兒玉前掲論文、二頁。

⁸ 河原前掲論文、四二頁。

⁹ 『大蔵公望日記 第二卷』(内政史研究会、日本近代史料研究会、一九七三年) 一九三六年十月六日条、二二七頁。

¹⁰ 中村隆英・伊藤隆・原朗編『現代史を創る人びと 4』毎日新聞社、一九七二年、九五頁。

¹¹ 前掲注に同じ。

¹² 『大蔵公望日記 第二卷』一九三六年一月二六日条、二七〇頁。

¹³ 『大蔵公望日記 第二卷』一九三六年一月二七日条、二七〇—二七一頁。

¹⁴ 前掲注に同じ。

¹⁵ 『大蔵公望日記 第二卷』二七七頁「一九三六年二月三日条」。

¹⁶ なお、新聞においても「国策研究会誕生 多方面を網羅」として報道されている(『東京朝日新聞』一九三七年一月十五日、朝刊二面)。

¹⁷ なお、常任理事・理事中、会報や大蔵の日記から積極的な活動が読み取れる人物は池田・今井田・高橋など一部に限られ、特に理事においては名譽職的位置の人物が多く含まれるものと思われる。

¹⁸ 『大蔵公望日記 第二卷』二七八頁「一九三七年二月四日条」。なお、池田宏を新調査局(「国策参謀本部」)の長に推す案もあったが、林内閣と閣東軍との対立を憂慮して取り止められている(『大蔵公望日記 第二卷』二七九頁「一九三七年二月八日条」)。

¹⁹ 古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』(岩波書店、一九九二年)三八頁。

²⁰ 「友人中より結城氏蔵相兼拓相に、伍堂氏商相兼鉄相に、河原田氏内相に、米内氏海軍大臣に就任す。」(『大蔵公望日記 第二卷』一九三七年二月二日条、二七六—二七七頁)。

²¹ 『大蔵公望日記 第二卷』二七八頁「一九三七年二月四日条」。

²² 『大蔵公望日記 第二卷』二七九—二八〇頁「一九三七年二月九日条」。なお、協議に参加したメンバーは大蔵、矢次、高橋、今井田、滝、池田宏、井川忠雄、田島(道治カ)の八人。

²³ 「結城豊太郎が林内閣の蔵相に就任したとき、彼と親しかった大蔵公望や、今井田清徳、大蔵省出身の河田烈、同省外国為替管理部長の井川忠雄、それに高橋亀吉と私も加わって、二月十日頃だったかと思うが、朝八時頃から国策研究会事務所に集まり、当面の「財政経済対策」を論議し、その結果を一案にまとめて結城蔵相に提示した。これは結城と大蔵の相談でもあり、結城からの依頼によるものでもあったろう。相当具体的な内容をもつものであったが、結城は深く喜んだというところで、その後間もなく衆議院本会議上で財政演説をしたとき、その概要は、本会有志が提示したものと殆ど同じで、文章もあまり違わなかったほどである。」(矢次一夫

『昭和動乱私史 上』、経済往来社、一九七一年、二三七頁。

²⁴ 第七十回帝国議会衆議院本会議（一九三七年二月一日）。国立国会図書館帝国議会会議録検索システムより閲覧。

²⁵ 馬場税制については米山忠寛『昭和立憲制の再建』（千倉書房、二〇一五年）八三一—一〇六頁を参照。

²⁶ 以下、第七十回帝国議会貴族院予算委員会（一九三七年三月十日）議事録より引用、国立国会図書館帝国議会会議録検索システムより閲覧。

²⁷ 『大蔵公望日記 第二巻』二八九—二九〇頁。「一九三七年三月十二日条」。

²⁸ 前掲注に同じ。

²⁹ 江口圭一「第三三代 林内閣—庶政革新から「軍財抱合」へ—」（『内閣史録3』林茂・辻清明編、第一法規出版、一九八一年）。

³⁰ なお、常任理事会による指導的な動きなどはさほど見られない。各研究委員会の研究活動はそれぞれ独自の性格が強かったものと考えられる。

³¹ 複数の研究委員会に参加している会員も多く、研究活動への実質的な参加状況には濃淡があると思われるが、各会員の詳細な参加状況を逐一明らかにすることは史料上困難であり、本稿では扱わなかった。また、研究委員会委員と関係会員の差違も史料上詳細は定かではない。

³² 『国策研究会会報』第五号事務局彙報（一九三七年五月二十七日）四頁。

³³ 『国策研究会会報』第三号（一九三七年三月三十日）、一一—一三頁。なおトピックとその担当委員は以下の通り。地方行政機構（船田中）、中央

行政機構（内田源兵衛）、議会制度（中村敬之進）、予算及会計制度（池田宏）、司法制度（池田克）。

³⁴ 『国策研究会会報』第三号三二—三六頁。講演は三月一二日の第二研究委員会第六回定例会で開催。

³⁵ 『国策研究会会報』第四号（A）（一九三七年四月二十六日）三二—三三九頁。なお、前田は広田内閣における総務庁案を中心としつつ、田中内

閣・犬養内閣における政友会による行政機構改革案についても論じている。

³⁶ 『国策研究会会報』第六号（一九三七年五月三〇日）一九頁。なお、吉田の詳細な講演内容については記載がない。

³⁷ 『国策研究会会報』第三号、一四頁。

³⁸ 国策研究会第五研究委員会『会報第四号（B）』所謂「総務庁問題」に関する研究資料（一九三七年四月）。なお、事務局よりの質問に基づき意見が集められた項目は以下の通り。統合されるべき部局の範囲（主計局・情報委員会・監察局・人事局・総務庁組織案）、総務庁と内閣の関係、総務庁長官の任用方法及び権限、総務庁と各省の関係、総務庁の憲政上の地位、国民をして信を総務庁に繋がしめ得るに必要な用意、内閣官制と各省長官制通則の検討。

³⁹ 御厨貴『政策の総合と権力 日本政治の戦前と戦後』（東京大学出版会、一九九六年）七二頁。

⁴⁰ 『会報第四号（B）』所謂「総務庁問題」に関する研究資料」一頁。

⁴¹ 「総会、研究会委員会の形で充分検討を重ね出来上った形式の結果は適時政府に進言する様にし、真に挙国一致の実を発揚する様努力を謁したい」（『国策研究会会報』第三号、三二頁）。

⁴² 『大蔵公望日記 第二巻』二八九頁。「一九三七年三月十一日条」。

⁴³ 『東京朝日新聞』一九三七年六月二四日夕刊二三面。

⁴⁴ 『国策研究会会報』第三号一三頁、一九三七年二月二七日の常任理事会における決定。

⁴⁵ 『大蔵公望日記 第二巻』三一九頁。「一九三七年六月十日条」。ただし、入閣に伴って第三研究委員会の研究委員長は吉野信次から下村宏に、第四研究委員会の研究委員長は滝正雄から今井田清徳へと交代している。

⁴⁶ 『大蔵公望日記 第二巻』三一九頁。「一九三七年六月十一日条」、三四九—三五〇頁。「同年八月十八日」、三五二頁。「同年八月二十一日条」、三六三—三六四頁。「同年九月二十一日条」など。

47 山内藤介（読売新聞記者カ）『近衛内閣の頭脳を衝く 近衛をめぐる革新人物は誰々か』（第百書房、一九三七年六月十八日）。なお、会報の記述によると国策研究会は雑誌などにおいて度々ゴシップ的に取り上げられていたようである（▼先月あたりに引続いて今月も方々の雑誌や何かに『国策研究会の正体』などと、本会に対する噂が載っている。：宜くもまあ与太ばかり書いたものだど執筆者諸君の心臓の強さに驚嘆させられるものがある。▼かと思うと、最近本会事務局員なりと称して、会員各位の目ぼしい所を廻って寄附を強要する事実があった。全く油断のならぬ世の中である。：）『国策研究会会報』第八号、一九三七年八月十二日、「編集後記」四二頁）。

48 『国策研究会会報』第八号（一九三七年八月十二日）、二二―二三頁。

49 『国策研究会会報』第八号、二七―三八頁。

50 『国策研究会会報』第八号、二五頁。

51 『国策研究会会報』第九号（一九三七年十月十五日）、三九―四二頁。

なお、メンバーは下村宏（委員長、貴族院議員）、川村秀文（内務省社会局企画課長）、安右衛門（内務省衛生局保険課長）、石黒武重（農林省産業組合課長）、生田武夫（簡易保健局理事）、松村光三・田子一民（政友会）、添田敬一郎・松村謙三（民政党）、三輪寿壮（社会大衆党）、千石興太郎（産業組合中央会副会頭）、桜井黒沢武鉦（日本医師会理事）、内ヶ崎騰次郎（日本医師会書記長）などと記載されており、討議は四回行われている。これも政策立案に携わる官僚、政党政治家、直接的な利害関係者という網羅的な構成であると言えよう。

52 「国研常任理事会に出席、今度政府より議会へ提出の国家総動員法案の余りに専制的にて殆んど憲法停止に等しきを聞き驚く」（『大蔵公望日記 第三卷』内政史研究会・日本近代史料研究会、一九七四年、五頁）一九三八年一月二十日条）。

53 『大蔵公望日記 第二卷』三三七―三三八頁）一九三七年七月二十四日条】。

54 『大蔵公望日記 第二卷』三四〇頁）一九三七年七月二十九日条】。

55 『国策研究会会報』第八号、三九―四一頁。

56 『国策研究会会報』第九号、一五―一九頁。九月十八日、二十四日開催。各方面の会員に加え、来賓として社会局・農林省・文部省・商工省の官僚と北田内蔵司（三越本店専務取締役）を招いている。

57 大蔵公望「国策を樹立する者は誰か」（『国策研究会報』第二卷第二号、一九三八年三月一〇日、一頁）。

58 前掲注に同じ。

59 前掲注に同じ。

60 前掲注に同じ。

61 矢次一夫『昭和動乱私史上』、二八六―二八七頁。

62 矢次一夫『昭和動乱私史上』、二八七―二八八頁。

63 『国策研究会会報』第八号、二七―三八頁。

64 『国策研究会会報』第七号（一九三七年七月一日）、三五―三六頁。

65 『国策研究会会報』第九号、七一―八一頁。

66 『東京朝日新聞』一九三七年十二月二十一日、朝刊四面。

67 『東京朝日新聞』一九三七年八月三十一日、朝刊四面。

68 『東京朝日新聞』一九三七年十二月二十一日、朝刊四面。またこのような観測は、松浦正孝氏による、戦時改革や戦時統制が官僚のイニシアチブのみでは行えず財界の包摂や自治的統制を必要としたという指摘にも符号する（『財界の政治経済史』東京大学出版会、二〇〇二年、二〇三―二〇五頁）。

69 矢次一夫『昭和動乱私史上』、三〇〇頁。

70 『東京朝日新聞』一九三七年十月六日朝刊四面。

71 矢次一夫『昭和動乱私史上』、二九一―二九二頁。

72 『大蔵公望日記 第二卷』三四九―三五〇頁）一九三七年八月十八日条】。

73 なお、菅谷幸浩氏は電力国家管理法案について「電管法の成立過程は挙

国一致内閣が既成政党とその背後にある電力資本の抵抗を前にして後退を余儀なくされる過程であった」と評価している（菅谷幸浩「第一次近衛内閣期における政界再編成問題と戦争指導」『法学新報』一二〇（三、四）、二〇一三年八月、一八九頁）。

⁷⁴ 『大蔵公望日記 第二巻』三四九―三五〇頁「一九三七年八月十八日条」。

⁷⁵ 『風見章日記・関係資料』、北河賢蔵・望月雅士・鬼嶋淳編、みすず書房、二〇〇八年、五五頁。

⁷⁶ 『大蔵公望日記 第二巻』三三八頁「一九三七年七月二十六日条」。

⁷⁷ 『大蔵公望日記 第二巻』三五二頁「一九三七年八月二十一日条」。

⁷⁸ 『大蔵公望日記 第二巻』三五五頁「一九三七年九月二日条」。

⁷⁹ 斎藤恒（『大蔵公望日記 第二巻』以下同じ）三五二頁「一九三七年八月二十三日条」、岡部長景・伊沢多喜男（三五二頁「同年八月二十四日条」）、東郷茂徳（三五二―三五三頁「同年八月二十六日条」）、岡新（三五三頁「同年八月二十七日条」）、多田大尉（三六〇頁「同年九月十一日条」）、松岡洋右（三六一頁「同年九月十五日条」）、柴山兼四郎（三六二頁「同年九月十六日条」）、白鳥敏夫（三六三頁「同年九月二十二日条」）、山本五十六（三六四頁「同年九月二十四日条」）、下村宏・有田八郎・緒方竹虎・津島寿一（三六七頁「同年十月三日条」）。

⁸⁰ 安保清種・郷誠之助・梅津美治郎・岡部長景（『大蔵公望日記 第二巻』以下同じ）三七四頁「一九三七年十月二十一日条」、荒木大将・前田米蔵・永井柳太郎・町田忠治・風見章・滝正雄・柴山兼四郎（三七四頁「同年十月二十二日条」）、山本五十六（三七四―三七五頁「同年十月二十五日条」）、末次信正（三八四頁「同年十一月二十二日条」）。

⁸¹ 『大蔵公望日記 第二巻』三七六頁「一九三七年十月二十九日条、三十日条」。

⁸² 『大蔵公望日記 第二巻』三七八頁「一九三七年十一月四日条」。

⁸³ 『大蔵公望日記 第二巻』三八六頁「一九三七年十一月二十七日条」。

⁸⁴ 『大蔵公望日記 第二巻』三八七頁「一九三七年十二月二日条」。

⁸⁵ 河原氏は当該期の大蔵による対中国案を検討して、①経済ブロック実現のための中国への過大な要求、②中国ナショナリズムの軽視、③提示する指導原理の浅薄さ、④自覚的論理を欠如した状況追隨的変遷、を指摘している（河原前掲論文、一七〇―一七四頁）。

⁸⁶ 古川隆久『近衛文麿』（吉川弘文館、二〇一五年）、一二二頁。

⁸⁷ 『大蔵公望日記 第二巻』三八八頁「一九三七年十二月六日条」。

⁸⁸ 『大蔵公望日記 第三巻』四頁「一九三八年一月十八日条」。

⁸⁹ 『大蔵公望日記 第三巻』九頁「一九三八年二月二日条」。

⁹⁰ 『大蔵公望日記 第三巻』二〇頁「一九三八年三月八日条」。

⁹¹ 『大蔵公望日記 第三巻』四五頁「一九三八年五月二十七日条」、四六頁「同年六月一日条」。

⁹² 『大蔵公望日記 第三巻』五八頁「一九三八年七月十三日条」、六〇頁「同年七月二十日条」、六一頁「同年七月二十一日条」。

⁹³ 『大蔵公望日記 第三巻』五八頁「一九三八年七月十三日条」、六一頁「同年七月二十一日条」。

⁹⁴ そのような大蔵の国策研究会における活動は他の会員よりかなり存在感のあるものと言え、事変対策委員会や一九三七年中の産業計画特別研究委員会のように討議の中心となっている例があることも踏まえれば、先行研究のように彼が実務を進んで任されることのない名誉職的位置であるに過ぎなかったとする見方（前掲兒玉論文、二三頁）は成り立たないだろう。

⁹⁵ 菅谷前掲論文、一九六―一九七頁。

⁹⁶ 宇垣の辞任時、大蔵は大陸視察中でコンタクトを取っておらず、外相辞職の事情も矢次の情報からようやく把握しているに過ぎない（『大蔵公望日記 第三巻』八一頁「一九三八年十月十一日条」）。

⁹⁷ 『大蔵公望日記 第三巻』一〇―一一頁「一九三八年二月七日条」、一七頁「同年二月二十六日条」（矢次君の話には、余が満鉄ソー裁か北支開発

会社の副総裁となること確実らしいとの事なり)。

⁹⁸ 「目下陸軍省にて北支開発会社を計画中にて大体には郷男を総裁とし東京に駐在し資金を集めしめ、副総裁が現地に行き本場の仕事をやる仕組となる筈。その副総裁に余を推せんする云々。」(『大蔵公望日記 第三卷』一四頁「一九三八年二月一六日条」)。

⁹⁹ 矢次の回想では、陸軍嘱託(調査部)となつたのは「昭和十二年十二月」のこととも「近衛内閣の末期」とも述べられているが(『昭和動乱私史上』、三一―三二六頁)、大蔵日記には一九三八年七月時点で調査部メンバーの選考について矢次と相談する記述があり(『大蔵公望日記 第三卷』六三―六四頁「一九三八年七月三十日条」)、同年初頭より陸軍の意向を伝える動きも多く見られることから一九三八年中のことと見て良い。

¹⁰⁰ 例えば『大蔵公望日記 第三卷』三九頁「一九三八年五月六日条」。

¹⁰¹ 『大蔵公望日記 第三卷』二八―二九頁「一九三八年四月二日条」。

¹⁰² 『大蔵公望日記 第三卷』七―八頁「一九三八年一月二十七、二十八、二十九日条」。

¹⁰³ 『大蔵公望日記 第三卷』三六―三七頁「一九三八年四月三十日条」。

¹⁰⁴ 「昨日、柴山大佐に逢いし処、近く陸軍大臣、次官更迭に伴い、大蔵さんの北支会社行きは望みなくなると思う云々」(『大蔵公望日記 第三卷』四五頁「一九三八年五月二十七日条」)。

¹⁰⁵ 『大蔵公望日記 第三卷』四六頁「一九三八年五月三十日条」。

¹⁰⁶ 『新国策』第二卷第二十一号(一九三八年十二月二十五日)、四―六頁。なお、法人会員は以下の通り…愛国生命、浅野同族会社、王子製紙、小池證券、鈴木三栄会社、石炭連合会、昭和肥料、第一生命、大日本麦酒、朝鮮銀行、鶴見製鉄造船、帝国生命、東京瓦斯、東信電気、東洋拓殖、東洋興発、日本勸業銀行、日本銀行、日本鋼管、日本興業銀行、日本通運、糖業連合会、放送協会、日本郵船、野村銀行、野村合名東京事務所、野村證券、野村信託、野村生命、服部時計店、満州重工業、三井合名会社、三菱社、満鉄東京支社、栗本鐵工所。

¹⁰⁷ 『新国策』第二卷第二十一号(一九三八年十二月二十五日)、七頁。

¹⁰⁸ 『新国策』第二卷第六号(一九三八年五月十日)、一〇頁。

¹⁰⁹ 『大蔵公望日記 第三卷』一二頁「一九三八年二月一二日条」。

¹¹⁰ 『新国策』第二卷第十二号(一九三八年八月一〇日)、二頁。

¹¹¹ 『新国策』第二卷第十六号官民国策懇談会特輯号(一九三八年一〇月一〇日)、二頁。

¹¹² 第二章で扱った国策運動構想との直接的関連はないようである。

¹¹³ 『新国策』第二卷第十二号(一九三八年八月十日)、二頁。

¹¹⁴ 『新国策』第二卷第十六号官民国策懇談会特輯号(一九三八年一〇月一〇日)、一頁。

¹¹⁵ 滝正雄「国策樹立への新たな道」『新国策』第三卷第十一号(一九三九年五月一五日)、六頁。

¹¹⁶ このような活動形態と理念の下、国策研究会は当該期の政治状況を「現状維持と現状打破の相克対立が、思想的にも政治的にも次第に対立の幅を狭め、抗争から協力化への飛躍を可能ならし始めた」と観測しているのであるが(『事務局雑記』『新国策』第三卷第一号「一九三九年一月十日」、八頁)、それは一方では国策研究会に対し「欧米追随派の巢窟」、「現状維持派の牙城」といった批判ももたらすものであった(「余り平凡すぎて、近頃では欧米追随派の巢窟だとか或は現状維持派の牙城だとか香しくない噂が大分出て来ている。掛声ばかりの革新政策を振廻されても困りものだが、…固定化された委員会組織では…回を重ねるうちには観念が均等化され、意見の対立もなくなるかわりには平凡な又低俗な結論に到達しやすいものだ。」「小山公「読者に聴く 国策研究会に呈す」『新国策』第三卷第七号、一九三九年四月五日、十頁)」。当該期において発見・確立された国策研究会の機能は、「革新」的というよりもむしろ戦時体制下に現れた急進性を弛め、政財界の指導層や実務家層にとって受け入れやすいものへと妥協させるものであったと見なすべきであろう。

¹¹⁷ 昭和研究会については伊藤隆『大政翼賛会への道 近衛新体制』(講談

社、二〇一五年「初出一九八三年」、マイルズ・フレッチャー『知識人とファシズム 近衛新体制と昭和研究会』（竹内洋・井上義和訳、柏書房、二〇一一年）、源川真希『近衛新体制の思想と政治 自由主義克服の時代』（有志舎、二〇〇九年）など。

¹¹⁸ 関口哲矢『昭和期の内閣と戦争指導体制』（吉川弘文館、二〇一六年）。

¹¹⁹ 米山忠寛氏は第二次近衛内閣における岸信介の次官更迭を分析する中で、政党が機能を喪失した後の「政党政治以後」の政治経済構造として、

近衛という個人が経済界や財界人とつながり「政党政治の代替」を果たした状況の存在を指摘している（米山忠寛「岸信介次官更迭事件…『政党政治以後』の政治経済構造と商工省」、『年報政治学2018—I 政治と司法』、日本政治学会、二〇一八年）。本章で扱った国策研究会の位置もちょうどこの「政党政治の代替」と重なるものと言えよう。

¹²⁰ 米山前掲書。

¹²¹ 古川隆久『昭和戦中期の議会と行政』（吉川弘文館、二〇〇五年）、同『戦時議会』（吉川弘文館、二〇〇一年）。

本博士論文の序章において掲げた課題は、端的に言えば、国策研究会（国策研究同志会）の実証的解明と、そこに大きな影響を与えたと思われる「国策」や「挙国一致」の語で表される言説構造の在り方を明らかにすることであった。その課題がどの程度達成され、いかなる展望を導いたかについて述べる前に、各章の内容についてここで整理しておく。

第一章では、政友会代議士である山本条太郎の政治構想を中心に、政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党をめぐる言説と政治状況の関わりについて論じた。山本が犬養総裁期の政友会において唱え、推進しつつあった政治構想とは、政党（政友会）の政治行動を徹底して「政策本位」に基づくものとした上で政党内閣によって国民に公約した政策を実現し、政党のみならず国民の政治判断をも「政策本位」へと導いていこうとする、「政策本位」化構想と呼ぶべきものであった。この構想には、山本及び政友会の掲げる産業政策（「国策」）の実施のみではなく、普選体制下の政党政治において「政策本位」に基づく政治的規範を確立し、政党への信頼を回復しようとする意図が含まれていたのである。しかし、当該期の言説構造の中でそのような姿勢や政党の政策立案能力が認められることはなく、むしろ優勢であった政党無策論の前に有効な試みとして機能することはなかった。五・一五事件を契機として発足した挙国一致内閣期の下でその傾向は一層強まり、政党はもはや「国策」を立案実行し得る主体として見なされることはなかったのである。この状況の下で山本は、言説、特に報道機関の在り方と国民の認識を「政策本位」ならざるものと批判し、政党による「政策本位」化構想の実現は不可能なものとして見て、挙国一致内閣による「国策」の実行を目指す姿勢へと転換した。

第二章では、挙国一致内閣期において発足した国策研究同志会が一九三六

年末に国策研究会として再発足するまでの内実を明らかにした。この章で明らかにされたことの第一は、挙国一致内閣期において「国策」の立案と遂行が当該期の国家社会に対する救済策や究極的な指導方針として見なされる傾向にあり、その提示が政治主体としての資質を証するものとして見なされるに至っていたことである。当該期に国策研究同志会が、まさしく「国策研究」を掲げて現われねばならなかった理由がここにある。研究史上言われてきた陸軍中央部との関わりも、この「国策」の提示によって陸軍を主たる政治勢力へと押し上げようとする狙いの下に展開したものであった。同時期、国策研究同志会の周辺には、さらにその傾向を強めて「国策」の遂行を大義名分に「国策の絶縁体」と見なされる政党を排撃して軍部・官僚を抬頭せよとする国策運動構想や雑誌『国策』での動向も萌芽的に見られたが、これらの企図も先述した陸軍中央部との提携も、二・二六事件に表される政治的対立の激化を前に挫折することとなった。この状況を迎え、国策研究同志会は方針転換を図る必要に迫られたが、そこで着目されたのが、「国策」研究の下で構築された「挙国一致」的な人的結節であった。あらゆる政治勢力との合意形成を可能にすると思われた「国策」（「何人も欣然として之を承服し、進みて実施の責を分つに躊躇せざる…円満具足の基準国策」！）の立案には勢力横断的な「挙国一致」の人的構成が必要とされたのであり、国策研究同志会において構築されたこの繋がりを元に、一九三六年末に再発足した国策研究会は「国策」研究を通じた「挙国一致」の実現（各政治主体を横断する共通理解の発見と拡大）を目指す挙国的「国策」構想へと転換したのである。このように見た時、国策研究会（国策研究同志会）の活動は当該期における「国策」や「挙国一致」の言説構造、いわば当時の政治社会において広く認められる共通観念であることにより発生する規範的諸力を前提にしたものであったことが明らかであろう。

第三章では、一九三七・一九三八年の国策研究会及びその中心人物の一人であった大蔵公望の動向を分析した。当該期における国策研究会も、先述し

た再発足時の構想に基づき、「挙国一致」あるいは「官民一致」を常に強調して「国策」研究を行う組織であり続けた。この時期において国策研究会は政策分野ごとに常設・特設の研究部会を拡大する形で組織を広げ、各方面から招いたゲストスピーカーによる講演や政策案の策定などを主として活発な活動を見せた。それと共に行われたのが、第一次近衛内閣の閣僚を通じた戦時政策立案への協力であった。この活動が担っていたのは、民間の意向と政策研究を政府側に示し、戦時政策やいわゆる「革新」政策の妥協点を見つけてという役割（「民智総動員」）である。ここで問題となっているのは、産業界を始めとした「民」と戦時政策を推進しようとする「官」の対立抑制であり、その意味では、再発足当初に強調された政治主体間の対立という問題からは性質の異なる役割が遂行されていたのであって、特に、当初意識されていた軍部と政党の対立といった問題はほとんど意識されないものとなっていた。そしてその中で中心となっていたのは「革新」派というよりも、大蔵や堀切善次郎、池田宏といった元ベテラン官僚らや個別の戦時政策に直接的な利害を有する産業人らであり、いわば実務家層というべき人々であった。彼らの関与によって国策研究会はいくつかの政策案などを完成させて戦時政策の立案過程に一定の位置を占めることとなったが、一方で指導方針として求められていた「国策」の立案は全く停滞していた。一定の政治主体に奉じる形でなく「挙国一致」的な結節と自身の専門性を背景に個別的な政策の立案と提供を図った大蔵の動向も、この特徴をよく示したものであった。つまり、国策研究会の挙国的「国策」構想に基づく活動は、日中戦争の勃発した第一次近衛内閣期において、個別の戦時政策立案とのための官民一致（「民智総動員」）へと変質した形で展開したのであった。

上述した時期における国策研究会の動向については既にこれまでの記述で実証的に明らかであろう。むしろ本博士論文全体の成果を総括するに当たってまず述べておかねばならないのは、第一章で述べたことが第二・第三章の記述との関連においてどのように捉えられるか、すなわち、山本条太郎（政

友会）の「政策本位」化構想の挫折と国策研究会の動向はいかなる関係にあるかであろう。

無論、政友会の動きと国策研究会の発足や活動が直接的な因果関係や相関関係を持つているとは見なし難い。ここで着目するべきは、いわば両者の動向が生じる前提条件として存在していた言説構造、特に「国策」や政策立案能力をめぐるそれである。言い換えれば、政党における「政策本位」化の推進と挫折、及び国策研究会における「国策」提示による陸軍の抬頭を図る動きや挙国的「国策」構想は、同一の言説構造を背景としている。いずれにおいても「政党には「国策」を立案し実現する政策能力がない」とする政党無策論、「ゆえに政党に代わって」指導方針となり得るような総合的「国策」を実現する主体が必要である」という言説を前提として生じた現象であったからである。山本は前者の政党無策論を反駁し乗り越えようとする形で「政策本位」化を提唱して産業国策を提示したのであったが政治社会において認められるものとはならず、そのような言説構造として定着した「国策」の欠如とその推進主体不在の解決を掲げる形で国策研究会は登場したのである。このように見えてくれば国策研究会は、政策能力が認められないままに政党が退けられたことによって生じた政策立案主体／機能の空白を埋めようとする形で生じた存在であったと理解できる。当該期において現れた国策研究会という民間の一政策研究団体が政治状況の中で一定の役割と存在感を持ったことの根本的要因はそこに求められるであろう。ある意味では壮大なマッチポンプとも映ずるが、「国策」の言説は、政党という一定の能力を備えた政治主体を不服として退けながら政策能力ある政治主体の希求を促し、オルタナティブたり得るとみなされる主体や行為に正当性が付与される構造を生み出していたのである。極論すれば国策研究会とは、そのような言説構造が具体的政治過程において実体化した存在であったと言って良い。

なお、そのような政策立案主体／機能のオルタナティブを形成しようとする試みとして研究史上理解されてきたものは、企画庁・企画院といったいわ

ゆる総合国策機関であろう³。(実証的裏付けにはやや欠けるままに)従来も言及されてきたような総合国策機関と国策研究会の実態的／論理的関係については、企画院が経済統制や戦時政策に未習熟であったために国策研究会を通して直接に利害関係者の意向を知悉することを望んだという事例を提示するに留まり(第三章)、本博士論文ではあまり深めることはできなかった⁴。実態的關係を明らかにするには、第三章で扱った政策立案の事例などを個別に取り上げ、より詳細に分析する必要があるだろう。論理的関係についても、おそらく国策研究会の存在は先述のような政策立案主体／機能のオルタナティブが行政機構の中だけでは構築し得なかつたことを意味するものと思われるが、個別実証的な分析を踏まえて検討する必要がある。

ここでもう一点問わなければならないのは「挙国一致」について、すなわち「国策」の立案と遂行の中で要された合意形成の問題であろう。国策研究会においては、国策研究同志会としての発足当初から「挙国一致」であることの重要性が前提とされていた。それは、最初期において陸軍中央部の抬頭ということが念頭に置かれていたためでもあるが、「国策」はあらゆる方面の意向を汲み上げて作成され、あらゆる政治勢力の合意を得られるものではなくてはならない⁵という言説(認識)が広く共有されていたことが大きい。「国策」の必要性は、それが「挙国一致」的であることによって弁証される側面を持っていたのである。このことは裏を返せば、国策研究会の現れた時代において「挙国一致」的な合意形成が困難であると見られていたための事象であり、言い換えれば、政党内閣末期の既成政党やその後に現れた挙国一致内閣下においても、様々な階層や利害集団、政治集団の意向を汲み上げ、合意を形成し、一つの政策へと統合するという機能が欠如しているものと見なされていたことを意味する。この問題は、御厨貴氏の指摘するように、内閣調査局から企画院にいたる国策統合機関(総合国策機関)が統合主体創出の試みとしてあったことにも現れている⁶。当該期において現れた「国策」と「挙国一致」という二つの言説はこの問題を反映する形で有機的に結びつ

いた一つの現状認識を示すものであった。そのような認識に基づく形で、「革新」派による総合国策機関の推進や政友会における「政策本位」化などの政治動向が展開したのであり、国策研究会もまた、「挙国一致」的な構成の下にあらゆる方面から合意を調達できる「国策」を立案するという機能が目指された一種の統合主体創出の試みだったのである。単なる民間の政策研究団体であった国策研究会がその組織を拡大し、政策立案過程に介入する役割を負ったのは、このような当該期の政治状況と「国策」——「挙国一致」の必要性が共有されていたことによるものであったと言える。

国策研究会の歴史的展開においてそのことは、矢次一夫や大蔵といった中心人物らにも当初は自覚的に意識されていたものとは言い難い。その転機は第二章で述べたように、二・二六事件の勃発によって示された政治的対立の亢進への危機感とその下で行われた再発足にあった。矢次も二・二六事件に際して「国民的な基盤に立ったブレーション機構を確立して、これでやっていかなければならないだろう」と考えたと同想しているように、そのような「挙国一致」での合意形成とそれによる政策統合という問題は、陸軍中央部の提携、言い換えれば、陸軍中央部を主導的な統合主体に押し上げることが困難となったことによって自覚的に意識され、会の目的として前景化したのである。とはいえ、そのように国策研究会が当該期における統合主体創出の試みであったとしても、同会が実際に内閣を組閣して政治を主導するということはあり得ない(国策研究会は政友会と異なり政党ではないのだから)。ゆえに、結局のところ国策研究会は自身の活動を現実の政治過程で実現するためには「挙国一致」的な合意形成と政策の推進を自ら行おうとする内閣の発足を待つ他なかつたのであり、そこで現れたのが戦時政権となった第一次近衛内閣であったのである。

しかしながらこのような合意形成と統合の問題としての「挙国一致」は、第三章において示唆したように、日中戦争の勃発による戦時体制の展開の中

で次第に国家総動員の実現へと変質したように思われる。つまり、「挙国一致」的な合意形成を実現することで統合主体となり得る政治主体を再構築して安定的な政治体制を形成するという目標から、円滑な国家総動員を可能とする戦時体制の実現という問題へと、「挙国一致」の語が示す政治的課題の内実がズレているように思われるのである。この点は、国策研究会に留まらず当該期の言説構造及びそれと結びつきながら展開する政治状況を検討し深める必要がある、本博士論文が残した今後の課題の一つである。しかし、そのような言説構造と政治過程の連関を総力戦体制によってもたらされた特殊な現象として見るべきではないということはどこで強調しておかねばならない。総力戦体制の備える諸力の一つとして国家総動員を円滑ならしむる言説構造が生み出されているのではなく、同時代の人間を従わせる言説構造が既にその前から存在し、それが状況に合わせて変容しているという理解こそが実態に即していると思われるからである。ロラン・バルトに倣って言えば、言説とは何かを強制的に言わせるという性質において本質的に「フアシズム」的なのである⁷。総力戦体制の下で言説が突如として「フアシズム」化したのではない。求められるのは、総力戦体制に特有な現象として言説の振る舞いを理解することではなく、人間の言語行為に普遍的な性質として発生するところの、ある時代に特有な言説構造とその歴史的展開過程への影響の解明なのである⁸。

既に述べたように国策研究会とは、政党が退けられたことで必要となった政策立案や合意形成の主体／機能のオルタナティブを形成しようとする試みであった。しかし、国策研究会という主体によってそれら政党や議会の機能が完全に代替された訳ではないことは言うまでもない。近年の研究において注目されている戦時議会の役割、や翼賛議会による「昭和立憲制の再建」

¹⁰は、そのような議会（＝立法機関）の代替物が結局のところ明治憲法の下において事実上構築不可能であったことを強調するものであると言える。しかし第一次近衛内閣期において果たされた、各方面の意向や利害を汲み上げた上での政策立案という国策研究会の（補助的な）役割は本来政党と議会において担われるべきものであったのであり、戦時議会や政党は古川氏も指摘するように「全体主義化を抑制する拒否権集団」や政策統合機能を失った受け身の立場という位置に置かれたのであって¹¹、議会勢力が本来有していた政策立案の機能は明らかに退潮したままであったと言わざるを得ない。無論これらは本博士論文では扱わなかった一九三九年以降も含めて検討されるべき問題ではあるが、戦時期における議会の位置付けやその機能代替の程度については検討の余地があるように思われる。（総力戦体制が根本的に「上から」の政策立案を要するという問題はあるとしても）このような政策立案機能の後退に対する歴史的評価や位置付けが現在の研究水準においてやや明確でないことには、戦時下における政策立案、特にいかにして民間の意向や利害を把握して遂行可能な政策へと落とし込むかという過程の全体像が未だ把握されていないという課題を示しているように思われる。そのような機能の所在を示唆しているのが本博士論文によって示した国策研究会の活動なのであり、あるいは松浦正孝氏が明らかにした財界の動向を挙げることもできるだろう¹²。国策研究会については本博士論文で扱わなかった時期も含めて戦時期全体の動向をさらに明らかにする必要があるが、それは上記の問題、すなわち戦時体制下における政策立案と合意形成の過程や方法、一九三〇年代に形成され展開した言説構造との連関を解明するための作業として位置付けられねばならない。

¹ 「国策研究会趣意書」、四〇―四一頁。

² このことは、蠟山政道の立憲独裁論や美濃部達吉の円卓巨頭会議論にも

表れていよう(有馬学『帝国の昭和』講談社、二〇〇二年、一三一―一三四頁)。これらで唱えられている政党や議会の外における政策立案機関やリーダーシップの創出は必ずしも実現されたものではなかったが、政党と議会がこれらの役割には不適合であると見て相対化し、その機能をいくらか剥奪するという点では一定の「達成」がなされたと言って良い。

³ 古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』(岩波書店、一九九二年)、御厨貴『政策の総合と権力 日本政治の戦前と戦後』(東京大学出版会、一九九六年)。

⁴ なお企画院が必要となった背景には、日中戦争以前の一九三六年段階における日本には官僚にも統制能力がなく、民間にも統制に対応する能力がなかったという事情があり(米山忠寛『昭和立憲制の再建 1932〜1945年』、千倉書房、二〇一五年、三一六―三七頁)、また、戦時改革や戦時統制の実行初期においてはそれが官僚のイニシアチブのみでは行えず財界の包摂や自治的統制を必要としたという状況もあった(松浦正孝『財界の政治経済史』東京大学出版会、二〇〇二年、二〇三―二〇五頁)。そのような状況下において、企画院側が国策研究会を通じて民間の意向を把握し、意思疎通を図ろうとしたと想定することは妥当であろう。

⁵ 御厨前掲書。

⁶ 中村隆英・伊藤隆・原朗編『現代史を創る人びと 4』毎日新聞社、一九七二年、九二頁。

⁷ ロラン・バルト『文学の記号学』(花輪光訳、みすず書房、一九八一年

「原著一九七八年」、一五頁。

⁸ もっとも、言説が本質的にそのようなものであるとしても、その性質を実際の歴史的展開と照合し検討していくという実証的作業は必要であろう。特に、言説がなぜこのような構造を形成し、いかに変容していくのかという問題は理論的側面からだけでは解き得ないように思われる。このような問題は極めて大きく、本博士論文では到底扱いきれるものではないが、少なくとも実証史学においてその問題をいかに扱い得るかという方法論と展望を示し得たものと筆者は考える。

また、本博士論文ではほとんど扱い得なかった問題であるが、大新聞の出現や統合、ラジオの登場など、メディアの発達段階や普及状況は前提条件として本来考慮すべき問題である。なお、「新聞人代議士」の出現などメディアの進展と政界への進出を扱ったものとして佐藤卓己・河崎吉紀編『近代日本のメディア議員 (政治のメディア化) の歴史社会学』(創元社、二〇一八年)、地域社会における新聞・雑誌などの普及の実態を明らかにしたものとして有山輝雄『近代日本のメディアと地域社会』(吉川弘文館、二〇〇九年)が挙げられる。

⁹ 古川隆久『昭和戦中期の議会と行政』(吉川弘文館、二〇〇五年)。

¹⁰ 米山前掲書。

¹¹ 古川『昭和戦中期の議会と行政』。

¹² 松浦正孝『財界の政治経済史』(東京大学出版会、二〇〇二年)。

補論 言説とはいかなるものか―政治史研究における言説構造の
検討のための試論―

本論では、政党内閣末期から日中戦争期に至るまでの政治状況を「国策」、「挙国一致」、あるいは「政策本位」といった言説に着目して明らかにしてきた。この補論ではそのような本博士論文の成果を元に、政治史研究において言説をどのような性質のものとして捉えるべきか、本博士論文が提示した視角と方法論について改めて整理し、言説という対象領域が実証主義的な政治過程論¹とどのように接合可能であるかについて補足的説明を加える。言説については、序章でも述べたようにメディア論や社会史の観点から検討した先行研究は多くあるが、政治過程の解明において言説をいかに扱い、その分析をどのように役立てることができているかについて詳述したものは管見の限りない。

ただし、この補論で提示しようとするものはあらゆる分析対象に対して無前提に適用可能な先験的理論ではなく、むしろ歴史的展開過程における言説の領域を検討するための手掛かりや視角であり、あくまで実証的成果から引き出された実地的な方法論である点は重ねて強調しておく。第一節から第四節では他分野におけるいくつかの古典的理論についても説明を行うが、それは既に行われた実証的操作を改めて把握し、論理的に整理するために参照しているのであって、その逆ではない。以下、本論での成果について三点に分けて整理を行い、第四節ではそれらを踏まえて政治史研究における言説分析の方法論について考察する。

第一節 政治過程の中の言語行為について

本論の第一章では、山本条太郎による「政策本位」化構想を扱った。その

論証の中で、山本や犬養毅が「政党は政策本位でなくてはならない」という旨を繰り返して述べていることを取り上げ、それは山本の提唱していた政友会及び政党政治の在り方全体の「政策本位」化を打ち出す行為であったと筆者は述べた。

このことを、ある言説を発するということ、すなわち発話としての性質にこだわって捉えるならば、先に見た「政党は政策本位でなくてはならない」という発言内容が「政党」の語の辞書的な意味内容を確かめる類のものであることは明らかであろう。そのような一見至極当然と思われることを述べることによって期待される効果や反応があるからこそ、山本や犬養毅は「政党は政策本位でなくてはならない」と口にするのであり、第一章で述べたように、その意図するところは政党員に対する「政策本位」と言い得る政治行動を取らねばならない²、有権者に対する「政友会こそが真つ当な政党であり支持すべきだ」という呼びかけや影響力の行使であったのである。そしてその先に山本が企図していたのが政党政治の規範を「政策本位」とすることによる世論やジャーナリズムにおける政党観の転回であり、「国策」を遂行し得る強力な政党内閣の出現であった。

このような政治主体による発話とそこに伴う意味については、イギリスの哲学者「J・オースティンが一九五〇年代に提唱した言語行為論を参照することにより良く理解できよう³。言語行為論は、端的に言えば、あらゆる発話が社会や対人コミュニケーションにおいて何らかの働きかけを果たそうとする行為であるとする見解である。すなわち、あらゆる発話が①発話行為（ある文を一定の文法規則に従って、一定の意味と指示対象を持つようにある話者が発言するという行為）、②発話内行為（ある文の内容が行っている命令や事実確言といった行為）、③発話媒介行為（発話内行為の結果として引き起こされる二次的な行為）という三つのレベルにおいて言語行為なのであるとオースティンは述べる。この定義が意味するのは、あらゆる発話は、特定の文意を述べるとともに①、事実や価値の判定／権力や影響力の行

使／約束や承諾といった自己の行動の拘束／社会的・儀礼的な態度表明／自身の行動についての説明といった役割を遂行し(②)³、発話の結果として他者を意図に従って行動させようとする(③)ということである。発話とは常に、発話者の意図を反映させて外部の存在を意のままに動かそうとする企図の下に行われる行為であるとオースティンは見るのである。

このような言語行為論の見解に倣い、先に見た山本と犬養の例のように、①発話された文言、②発話の受け手に対して期待される作用(自勢力の統制、有権者への支持呼びかけなど)、③発話とその作用の発生によって引き出される効果(自勢力の権力獲得、政治理念の現実化など)といった位相で以って政治主体の言語行為を捉えることも可能であろう。このような把握が示唆するのは、政治主体による発話は政治的意図に基づく働きかけとは切り離せない言語行為として存在するということである。無論、不用意な失言が意図しない政治的影響を行使するといった事態や政治主体が何らの企図も付随しない高踏的な評論や放言を発話するという状況も想定され、別個に考えられねばならない問題ではあるかもしれないが、熟練した政治家が自身の発話をコントロールし、己の政治的意志に沿うものとするのは概ね一般的に認められる様相であろう。少なくともこのような言語行為、特にある特定の発話を反復する形で行われる言語行為(すなわち言説、ここでは「政策本位」)は具体的な政治過程から遊離したものとは見なしがたいのであり、言語行為や言説は政治過程論の対象領域に含まれる一つの政治行為として、把握され分析されるべきであると筆者は考える。言い換えれば、ここで筆者が提起しようとしている言説分析は、政治的働きかけとしての言語行為を明らかにすることで政治過程の解明をさらに進めようとするものなのであり、思想史や精神史のように独立した「言説史」の形成を企図するものではないのである。

さらにオースティンの言語行為論で注目すべきは、言語行為が行われるに際して、それを成り立たせる一定の発話状況が存在せねばならないという指摘である⁴。例えば既に存在しないフランス王について行われる言及は意味

を成さず、法廷外で言い渡される判決文は判決としての効力を持たず、ある社会問題について批判を行ったとしても誰もそれを抗議として受け取らなければ政治的影響力は発揮されない。発話行為が発語内行為として成立し、さらに発語媒介行為として展開するには、それを成立させ得る慣習や現状といった共通の基盤がなければならぬのである。オースティンの論では、それら成立の条件となるような状況等の存在については問題提起に留まり、考察は深められていない。しかしながら、ある言語行為が発語内行為・発語媒介行為として行われるには、それが成立する、少なくともその見込みがある、と発話者に認識させる状況が想定されねばならないことは確かであろうし、ならば言語行為を捉えるには、それがいかなる意図を含み、その意図が成立すると認識されている状況や言説がいかなるものであるかを明らかにする必要があるだろう。言説の分析は、ある主体によって発せられた言語の下でそれを成立させている同時代における認識やある一定の特殊状況を踏まえ行われねばならないのである。

逆に言えば、意図された言語行為(発語内行為、発語媒介行為)が成就しなかったことは、同時代の共通認識や置かれた状況の中にその行為を成立させる条件が存在しなかったということの意味する。山本の「政策本位」化構想の挫折がそうであったように、この言語行為の不成立は政治動向と切り離された思想や言論のみの問題ではなく明らかに政治的働きかけの不成立なのであり、その要因を解明するには政治主体が言説構造の中で置かれた位置——この場合、政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党の語られ方——を明らかにすることが必要なのである。

第二節 規範的言説の発生とその性質

本論第二章において筆者は、「国策」や「挙国一致」が当該期において自明的な必要性や国家の救済策としての意味を帯び、当該期政治社会の共通認識ないし固定化された思考の枠組となっていたのであって、それゆえにこそ

「国策」の研究／樹立／提示や「挙国一致」の実現は誰もが受け入れざるを得ない正当性として作用し、あらゆる政治主体が言及し必要としたことを指摘した。言い換えれば、「国策」や「挙国一致」はある規範的で正当な認識を示す言説として機能していたのであり、そのような言説の存在を前提とし参照する形で各政治主体の行動や言語行為が発せられていたのである。

ここで認められる言説の在り方は、ロラン・バルトによる神話作用論を参照することでより良く理解できよう。バルトは、一九五四年から一九五六年にかけて発表した一連の考察において、普遍的であるかのように装われながら実際には歴史的・特殊な世界観の提示である言説や文化イメージを取り上げ、それを神話と名付けてその作用を論じている。つまり端的に言って神話とは、特定のイデオロギー（バルトによる評論の場合、それは「フランス帝国性」や「ブルジョワジー」であった）を伝達し、受け取り手に浸透させる言語である。しかしこれはあからさまなプロパガンダとは異なり、命令や呼びかけとしての作用を持ちつつもそこに含まれるイデオロギー性を対象に意識させないままに伝達して受け入れさせるのであり、あくまで歴史的に形成された特殊の観念に他ならない概念を普遍的な事実として受け止めさせる。その意味において神話とは（正当化されたことを気付かせないままで）極度に正当化された言説であり、自然かつ自明とされる事実を流布し再生産するものである。

ここでバルトが神話の根源を帝国主義やブルジョワ階級といった特定のイデオロギーに求めているのと同様に（当時のバルトはマルクス主義からの影響を濃厚に残していたが、後にその立場からは離れることとなる）、「国策」や「挙国一致」に原理的なイデオロギー概念を見出し得るかについては疑問が残り、留保を付さねばなるまい。むしろ着目すべきは、「国策」や「挙国一致」といった言説がバルトの指摘する神話と同様に、その必要性や正しさが自明で自然なものとして語られ、流布されていた点であろう。当該期におい

て、「国策」が必要である⁶、⁷「挙国一致」を実現しなければならぬ⁸という言説の正しさは疑われない。

神話にそのような自明的な正しさが備わるのは、神話作用が成立する状況において神話が伝達する概念が既に広く共有され当然の常識として存在しているからである。広く知られるように、バルトはこのことを述べるにあたって「フランス軍服を着た黒人の敬礼」という写真を例示している。この神話としてのイメージが内包し伝達するのはフランス国家の偉大性や植民地住民の忠誠などであるが、それらは予備的に共有された知識体系や文脈、前提知識によって読み取られ、疑問を差し挟まれることなく解釈され、抵抗なく受け入れられるのである。神話は発信者や命令性が明示された剥き出しのプロパガンダとは異なり、正当な言説として広く共有され、特定の主体に限定されず発信され、反復的に絶えず再生産され、自明で常識的な観念として潜在することとなる⁷。「国策」や「挙国一致」の言説は、それらがどのような淵源を持つかは別として、そのような自明かつ正当な認識として主体を問わず反復的に用いられる点で神話と同様の性質を持っていたと言える。このような言説の在り方を、本稿ではひとまず規範的言説と称することとする。

さらにバルトは神話作用を成立させるものとして、神話を持つ意味作用、記号的なシステムの存在を指摘している。すなわち神話作用を持つ言説とは、一義的な意味（ラテン語教科書における「なぜならわしはライオンという名だ。」）を無化して乗っ取ることで二義的な意味（文法の例文として示される〈これが属詞の一致の規則である〉）を伝達するのである。後年、バルトはこの機能を指して前者をデノテーション（文字通りの意味）、後者をコノテーション（言外の意味）として整理している。神話は、デノテーションを隠れ蓑に用いながら、そのイデオロギー的観念をコノテーションとして言外に伝達するとされるのである。

上記の論を前提に、第二章第一節では「国策」にもコノテーションとして

の作用が認められることを論じた。バルトの述べるように神話の言説ではデノテーションが無化されているのであって真の伝達内容はコノテーションにあるという見方が常に成り立つかは、やや疑問が残る。「国策」についてもその具体的内容を問う反応は存在しない訳ではないし、文法の例文として知られる「This is an apple.」が時折ジョークの材料になるように、無化された一義的な意味が意図的に前景化されて異なる文脈を形成することもあろう。しかしながら、規範的言説を用いた言語行為がコノテーションとして何らかの働きかけを言外に伝達するという状況は検討に値するであろうし、それは本博士論文が行った政治過程の分析の中で実証的に確かめられた事象である。例えば「陸軍がパンフレットによって国策を公表した」という文言が「陸軍は政党より優れた見識を持つ政治主体である」、陸軍の政治的抬頭は認めざるを得ない事態である、¹⁰「国策」を提示し得ない既成政党はもはや退場すべきである¹¹といった豊富なコノテーションを伝え得るものであったことを踏まえないければ、陸軍・パンフレット公表の意図やそれが「陸軍国策」として評されたことの重要性は十分には理解し得ないであろうし、当該期における「国策」や「挙国一致」が共通認識や常識的通念として共有されて政治的に利用可能な正当性や影響力をもたらす規範的言説として発生したことを明らかにした上でなければ、国策研究会の成立とその動向は十分に説明し得ないのである。本博士論文で引き出された実証的成果は、そのような規範的言説とその性質に着目することによって初めて得られるものであった。

第三節 言説の意味付けとその変容

第二節で述べたように、本博士論文では「国策」や「挙国一致」が持つ自明的な正当性を明らかにし、その言説としての在り方を元にかなる政治動向が見られたかを論じた。既に述べたように、少なくとも挙国一致内閣期から第一次近衛内閣期の政治社会において、「国策」や「挙国一致」が規範的言

説として語られ、その正当性が疑われることはほとんどなかった。しかしそのことは、「国策」や「挙国一致」の意味するところが具体的に一定したものであったことを意味しない。例えば「国策」は、政党内閣末期の政党政治家にとっては強力な政党内閣による実行と結び付けられた意味、挙国一致内閣の下における陸軍にとっては政治的抬頭と総力戦体制の構築と結び付けられた意味、国策研究会においては政治的対立抑制のための共通基盤としての意味というように、状況の変転の中で絶えず変容し、様々な主体によって絶えず再解釈される概念であった。

このような「国策」の様相と同様に、社会上の概念は絶えず意味付けを要請し変容していくものであると論じたのがアメリカの社会学者ハーバート・ブルーマーである。ブルーマーはシンボリック相互作用論と称される学説を唱え、人間同士の相互行為や主体的な意味解釈に着目して①人間は物理的対象・他者・概念・理念・制度・状況・共同体などあらゆる物事を自身にとっての意味に則り解釈して行動し、②それら物事の意味は個人が参加する社会的相互作用から発生し、③個々人の相互作用の中で絶えず再解釈され修正されるものであると論じた。これら絶えざる意味付けの創出と変容が人間社会を成立させているのであり、不変の構造に人間が従属してそれを維持しているとする見方（構造主義）を排するのである¹⁰。

ここでブルーマーが想定し注目しているのは、強固な概念に支えられて成立する安定した社会状況ではなく、むしろ意味付けの共有による秩序の生成と修正・再構築が絶えず要請されるような不安定な社会状況である。そこには、現代社会は「絶え間なく新しい状況が発生し、古い状況は不安定になる」；現代社会ではさまざまな行為がしだいに頻繁に食いちがうようになっていくために、参加者の行為が、状況の中で、あらかじめ統制も標準化もされていないという状態が随所に見られる¹¹という見方がある。ゆえに、例えば「国家」や「家族」といった一見基底的・普遍的なものも含めたあらゆる概念が一定した意味を持たず、解釈を通じて変容するのであって、その動態

的過程を明らかにせねばならないという立場を取るのである。

このような観点からすれば、本博士論文の扱ってきた「国策」や「挙国一致」をめぐる展開する言説と政治の動向はまさしく意味付けの生成と再解釈におけるヘゲモニーの争奪戦であり、その結果や外的な状況の変動に伴って意味付けがまた変容を余儀なくされていく過程であったと言えるだろう。当該期における「国策」は、本論でも批判したように、先行研究においては「革新」政策や高度国防国家の構築、総合化政策として捉えられてきたが、同時代においては政治闘争にさらされ絶えず意味付けが変容する言説としての側面を強く持っていたのである。

第四節 言説構造への着目―政治過程における言説分析の意義―

以上、第一節から第三節ではそれぞれ言語行為、規範的言説の作用、言説における意味付けと変容に着目し、本博士論文の成果と方法論について整理を行った。しかしこれら三つは個別の問題というよりも、それぞれにおいて重なる部分を持ち、相補的な視角でもある。冒頭でも述べたように本稿は言説について先験的な理論を作り出そうとするものではないし、先に挙げた以外にも他分野において参照すべき論が多数あるであろうことを踏まえれば、それらを総合して一つの分析手法を編み出すことは現実的に可能なこととも思われない。しかしながら先述した三つの論点を総合した上で本博士論文において明らかにされた言説の性質を提示し、それを踏まえることで政治過程におけるいかなる側面を見ることができると述べてきたならば、そのことで以って一つの方法論を提示したことになるだろう。

本論において確認された言説の性質は、以下のようにまとめることができよう。第一に、言説の領域は行為や働きかけ、特に政治主体によるものであれば一定の企図を持った政治動向と結び付いて存在するのであって、政治過程とは別に存在する思想や評論の領域として切り離し得るものではないということである。言説の在り方は政治主体の動向に影響を及ぼし、政治過程

がまた言説の在り方を変容させるのであり、二つの領域は相互作用を及ぼし浸潤し合うのである。第二に、結果として、そのような言説の領域は各主体による解釈やその一般化を競い合うある種の闘争領域としての性質を持つということである。ある言説の定着や打破は、それが何らかの構想や企図と結び付いている以上、権力闘争としての性質を必然的に帯びるのである。第三に、そのような闘争の中で規範的で正当とされる言説が生じ、一定の規定力を持つということである。言説の闘争はこのような規定力の獲得を目指して行われるのであり、その獲得を目指して、あるいは既に生じている規定力に則り利用する形で言説と結びついた政治行動がなされる。そのような規範的言説は、ロラン・バルトの述べる神話のように、同時代における通念や常識的観念として浸透し、隠然としたまま効力を振るいながら反復される性質を持つものである。第四に、しかしそのような言説は反復的に用いられる中で雑多な解釈や企図を含み、意味が変容するということである。「国策」がそうであったように、その種の言説は正当で必要不可欠なものであると構造化されるがゆえに、多方面からの解釈や利用に晒され、(少なくともそのような闘争における決定的勝者が現れない限りは)明確な像を結ばないのである。以上のような、①政治過程との相互作用、②闘争領域としての性質、③規範的な通念としての言説の発生と作用、④言説の反復と変容、によって表される言説の在り方の総体が本論において言説構造として検討したものである。

本博士論文が明らかにしようとしたのは、このような政治動向と結びついて展開する言説構造の様相であり、それが政治過程にいかなる作用を及ぼしたかということであった。その視角が要請されたのは、筆者の問題関心からのみではなく、むしろそれによらなければ明らかにできない、つまり具体的な政治過程の解明からだけでは理解できない側面が分析対象にあったことによる。第一章で明らかにした山本条太郎の「政策本位」化構想は、(少なくとも彼が認識していた)同時代における政党の語られ方を前提として唱えられたものであった。山本の企図とは、「政策本位」の語で表される政党観Ⅱ言

説を打ち立てることで政党の置かれた言説構造を変容させることにあったのであり、彼や犬養総裁期の政友会はそのような言説構造における権力闘争と具体的政治過程との両方を進めようとしていたのである。本博士論文の記述は政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党をめぐる状況の全体を検討するものではないが、上記のような言説構造との緊張関係と変容の挫折はこれまでの先行研究では臆げに捉えられていたに留まるのであり、当該期における政党の動向や他の主体による政党への対し方を理解する上で不可欠な視点であるように思われる。

第二章においては国策研究同志会の内実を明らかにしたが、その動向は当該期の言説構造において「国策」が持った正当性とそれを背景とした権力闘争への視点を抜きには理解できないものであった。国策研究同志会については現存する史料が豊富でないこともあり、政治過程のみの分析ではその活動は陸軍中央部（統制派）への協力や「革新」への傾斜という説明に留まらざるを得ない。このような理解を乗り越えるためには、当該期において「国策」が言説として力を持ち、それが多方面の政治主体との合意形成が期待され、誰もが必要性を認めるといふ状況を踏まえることが必要であった。そのような言説構造がもたらしている状況を理解することで、国策研究同志会が「国策」研究を名目とすることで多方面からの人的結集を可能にした背景や、陸軍の政治的抬頭のための「国策」から「挙国一致」的結集の土台としての「国策」へと活動の方針と「国策」の意味付けを変容させた過程が明らかになったのである。

第三章で主に扱ったのは一九三七・一九三八年における国策研究会の動向であり、第二章で対象とした時期とは異なって多くの史料が残っていることでもあって、先述の二章よりも政治過程の分析に注力したものとなった。しかしその動向の歴史的位置付けを検討する際、「国策」と「挙国一致」が言説として持った意味、特にその変容に着目することは極めて有用であったように思われる。国策研究会の再発足時においては、挙国一致内閣期における政治

対立への危機感とその克服を反映した形で「国策」研究を通じた「挙国一致」の実現が目指されていたのに対し、日中戦争勃発後の第一次近衛内閣期においては円滑な戦時政策の立案へと「国策」と「挙国一致」の意味付けが変容している。ここで生じているのは戦時体制の進行によって、「国策」や「挙国一致」が正当性を持つ言説構造はそのままにその中身＝意味付けが変容していく過程なのであり、それは国策研究会がなし崩し的に戦時政策の立案補助へと引きずられ、その中で活動形態を構築していくことと併行する事態だったのである。

以上のように、言説構造の解明が政治過程との相互作用の中で捉えられるものであり、各政治主体の動向をより良く説明する上で一定有用であることが、本博士論文の成果によって示されたものと筆者は考える。繰り返して言えば、以上で述べてきたような言説構造への着目は政治過程論を排するものではなく、むしろそれが実証的に扱い得る対象領域を広げるための問題提起として意味を持つものである¹²。端的に言えば言説構造の解明とは、ある歴史展開過程において存在した政治社会上の通念や常識、同時代認識を明らかにすることである。無論、それがどのような媒体によって流布されどれほどの範囲において共有されるものであるかといった問題は留意されるべきであるが、そのような同時代認識を把握する方法論を磨くことが歴史学において持つ意義はほとんど自明であるといってもよからう。

さらに展望を述べれば、終章でも述べたように言説構造の中での説明を試みることによって、陸軍中央部と国策研究同志会、山本条太郎といったように一見なんら関わりのない政治主体が一定の同時代認識や正当とされる言説の磁場に基づき、あるいは相対しながらその去就を定めていたことが明らかとなった。このように、ある時期における規定的な言説から定点観測を行うようにして、他の政治主体の動向も含め、当該期における政治状況の総体を描くことも可能であろう。また、そのような言説構造とその変容に着目しながら通時的な時代像を試みることも可能であろうし、「国策」や「挙国一

致」が一九三〇年代から戦時期にかけていかなる展開を見せたかということ
は筆者が今後の課題として取り組まねばならない問題であろう。これらにつ

1 一九三〇年代政治史を対象とする方法論の整理については酒井哲哉「一九三〇年代の日本政治―方法論的考察―」(『年報・近代日本研究 十』、山川出版社、一九八八年)を参照している。

2 「オースティン『言語と行為』いかにして言葉でものごとを行うか」(飯野勝己訳、講談社、二〇一九年「原著一九六二年」)。なお、以下の記述に際しては増田聡『聴衆をつくる 音楽批評の解体文法』(青土社、二〇〇六年)一〇四―一〇五頁を参考に行っている。

3 オースティン前掲書、二三四―二三五頁。

4 オースティン前掲書、二二四―二二七頁。

5 ロラン・バルト『神話作用』篠沢秀夫訳、現代思潮新社、一九六七年「原著一九五六年」。なお、以下の記述に際してはグラム・アレン『現代思想ガイドブック ロラン・バルト』(原宏之訳、青土社、二〇〇六年「原著二〇〇三年」)を参考に行っている。

6 第二章で扱った国策運動構想のように、ある「国策」や「挙国一致」の在り方を批判し、自身を真の「国策」や「挙国一致」と位置付けて反駁する例は見られる。ここでは「国策」や「挙国一致」の言説が持つ正当性は否定されておらず、むしろ前提として援用され、強化されているのである。

7 序章注7ではこれを①反復性、②正統性、③自明性、④群生性を特徴とする形式化した語られ方であり、同時代的認識であると要約した。

8 序章でも述べたように、規範的言説がいかに発生し、形成されるかにつ

いては方法論としての有効性も含め、別稿を用意して実証的に確かめねばならない。

いては実証的な検討が困難であると言わざるを得ない。

9 例えば『中央公論』49(12)(564)臨時特輯号における「陸軍国策の総批判」では、美濃部達吉による論評など、陸軍パンフレットの具体的な内容を論じる論説も見られる。本論では陸軍パンフレット(Ⅱ陸軍「国策」)の提示が持ったことの意味を強調したが、それは「国策」が論じられる際に具体的内容が全く取り上げられないということを意味しない。

10 ハーバート・ブルーマー『シンボリック相互作用論 パースペクティブと方法』(後藤将之訳、勁草書房、一九九一年「原著一九六九年」)。なお、以下の記述に際しては田中正人・香月孝史編著『社会学用語図鑑』(プレジデント社、二〇一九年、一四二―一四三頁)を参考に行っている。

11 ブルーマー前掲書、一一三―一四頁。

12 酒井哲哉氏は伊藤隆氏による「革新派論」について、単なる政治過程というよりも一九三〇年代における政治像の転換や「革新」理念への着目による社会史的領域への展開可能性、デモクラシーからファシズムへ¹⁰の内在的論理の検証など、元来は豊かな対象領域を持ち得たものとして評価している(酒井前掲論文、二三七―二四〇頁)。本博士論文の提起する言説構造への着目は、ちょうどその後の実証的研究の深化ではさほど重視されてこなかったような論点を拾い上げるものとして位置付けられるであろうし、伊藤氏が「国策」について行った問題提起(伊藤隆「国是」と「国策」・「統制」・「計画」『日本経済史6 二重構造』、岩波書店、一九八九年)が本来持っていた対象領域を再検証するものであるとも言えよう。

主要参考文献一覧

- 有馬学「反復の構造―滿州事変期の「国民社会主義」―」（『近代日本の政治構造』、有馬学・三谷博編、吉川弘文館、一九九三年）
- 同「『国際化』の中の帝国日本 1905～1924」（中央公論社、一九九九年）
- 同『帝国の昭和』（講談社、二〇〇二年）
- 栗屋憲太郎『昭和の政党』（岩波書店、二〇〇七年）〔初出一九八三年〕
- 池田憲彦『近代日本の大学人に見る世界認識』〔終章 滿州移住・大蔵公望の経綸と宇垣一成』（自由社、二〇一五年）
- 伊藤隆『挙国一致』内閣期の政界再編問題（二）」（『社会科学学術研究』二五―四、東京大学、一九七二年）
- 同『大政翼賛会への道 近衛新体制』（講談社、二〇一五年）〔初出一九八三年〕
- 同「『国是』と『国策』・『統制』・『計画』」（『日本経済史6 二重構造』、岩波書店、一九八九年）
- 小関素明『日本近代主権と立憲政体構想』（日本評論社、二〇一四年）
- 大日方純夫『主権国家』成立の内と外（吉川弘文館、二〇一六年）
- 川田稔『昭和陸軍全史1』（講談社、二〇一四年）
- 同『昭和陸軍全史2』（講談社、二〇一四年）
- 河原円「大蔵公望の対滿国策論」（『歴史学研究』七八六、二〇〇四年三月）
- 官田光史『戦時期の日本の翼賛政治』（吉川弘文館、二〇一六年）
- 久保田裕次「滿蒙政策と政友会―大正期における野田卯太郎と山本条太郎―」（『日本史研究』六六六、二〇一八年二月）
- 兒玉州平「大蔵公望はなぜ必要とされたのか？」（『神戸大学史学年報』二九、神戸大学史学研究会、二〇一四年）
- 酒井哲哉「一九三〇年代の日本政治―方法的考察―」（『年報・近代日本研究』十、山川出版社、一九八八年）
- 季武嘉也『大正期の政治構造』（吉川弘文館、一九九八年）
- 菅谷幸浩「第一次近衛内閣期における政界再編成問題と戦争指導」（『法学新報』一二〇（三、四）、二〇一三年八月）
- 関口哲矢『昭和期の内閣と戦争指導体制』（吉川弘文館、二〇一六年）
- 高杉洋平「『近衛新体制』前夜の国策研究会と陸軍省軍務局―『総合国策十カ年計画』の策定過程―」（『史学雑誌』一二六―四、史学会、二〇一七年）
- 同「『新体制』を巡る攻防―国策研究会『新体制試案要綱』の策定過程―」（『年報政治学2018―I』日本政治学会編、木鐸社、二〇一八年七月）
- 土川信男「政党内閣と産業政策 一九二五―一九三二年（一）（二）（三）」（『国家学会雑誌』一〇七―一一・一二、一〇八―三・四、一〇八―一一・一二、一九九四年―一九九五年）
- 筒井清忠『戦前日本のポピュリズム』（中公新書、二〇一八年）

- 手塚雄太『近現代日本における政党支持基盤の形成と変容―「憲政常道」から「五十五年体制」へ―』（ミネルヴァ書房、二〇一七年）
- 中島康比古「日中戦争期の宇垣一成と大蔵公望（一）」（『早稲田政治公法研究』（五四、一九九七年）
- 秦郁彦『軍ファシズム運動史』（河出書房新社、一九七二年）
- 古川隆久『昭和戦中期の議会と行政』（吉川弘文館、二〇〇五年）
- 同『戦時議会』（吉川弘文館、二〇〇一年）
- 同『昭和戦中期の総合国策機関』（岩波書店、一九九二年）
- 松浦正孝『財界の政治経済史』（東京大学出版会、二〇〇二年）
- 松島春海『戦時経済体制成り立ちにおける民間研究団体の動向―国策研究会の活動と「電力国策」策定の背景―』（『社会科学論集』（36）、埼玉大学経済委研究室、一九七五年）
- 御厨貴『政策の総合と権力 日本政治の戦前と戦後』（東京大学出版会、一九九六年）
- 村井良太『政党内閣制の展開と崩壊 一九二七―三六年』（有斐閣、二〇一四年）
- 米山忠寛『昭和立憲制の再建 1932―1945年』（千倉書房、二〇一五年）
- 同「岸信介次官更迭事件…『政党政治以後』の政治経済構造と商工省」（『年報政治学2018―I政治と司法』、日本政治学会、二〇一八年）
- 『内閣史録3』（林茂・辻清明編、第一法規出版、一九八一年）
- ハーバート・ブルーマー『シンボリック相互作用論 パースペクティブと方法』（後藤将之訳、勁草書房、一九九一年〔原著一九六九年〕）
- ロラン・バルト『神話作用』（篠沢秀夫訳、現代思潮新社、一九六七年〔原著一九五六年〕）
- 同『文学の記号学』（花輪光訳、みすず書房、一九八一年〔原著一九七七年〕）
- 「J・I・オースティン『言語と行為 いかにして言葉でものごとを行うか』（飯野勝己訳、講談社、二〇一九年〔原著一九六二年〕）